

令和4年第1回岩泉町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (2月10日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
施政方針演述	6
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
・議案第20号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・議案第21号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
・議案第22号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
・議案第23号 大川財産区有財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
・議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求め ることについて	
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	30

- ・議案第 25 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求め
ることについて

議案第 1 号～議案第 11 号の上程、説明、委員会付託…………… 31

- ・議案第 1 号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 2 号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について
- ・議案第 4 号 令和 3 年度岩泉町一般会計補正予算（第 10 号）
- ・議案第 5 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 6 号 令和 3 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 7 号 令和 3 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第 8 号 令和 3 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第 9 号 令和 3 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 10 号 令和 3 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 11 号 令和 3 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 12 号～議案第 19 号の上程、説明、委員会付託…………… 36

- ・議案第 12 号 令和 4 年度岩泉町一般会計予算
- ・議案第 13 号 令和 4 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 14 号 令和 4 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- ・議案第 15 号 令和 4 年度岩泉町介護保険特別会計予算
- ・議案第 16 号 令和 4 年度岩泉町観光事業特別会計予算
- ・議案第 17 号 令和 4 年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算
- ・議案第 18 号 令和 4 年度岩泉町大川財産区特別会計予算
- ・議案第 19 号 令和 4 年度岩泉町水道事業会計予算

散会の宣告…………… 41

第 2 号（3月2日）

出席議員…………… 43

欠席議員	4 3
職務のため議場に出席した者の職・氏名	4 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	4 4
議事日程	4 5
開議の宣告	4 7
議事日程の報告	4 7
議案第1号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	4 7
・議案第 1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）	
・議案第 5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
・議案第 6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
・議案第 7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第 8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）	
・議案第 9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）	
・議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）	
散会の宣告	5 1

第 3 号 （3月3日）

出席議員	5 3
欠席議員	5 3
職務のため議場に出席した者の職・氏名	5 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	5 4
議事日程	5 5
開議の宣告	5 7

議事日程の報告	57
諸般の報告	57
一般質問	57
3番 畠山昌典議員	58
5番 八重樫龍介議員	66
2番 佐藤安美議員	72
8番 坂本 昇議員	79
4番 畠山和英議員	88
10番 三田地和彦議員	104
散会の宣告	113

第 4 号 (3月4日)

出席議員	115
欠席議員	115
職務のため議場に出席した者の職・氏名	116
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	116
議事日程	117
開議の宣告	119
議事日程の報告	119
一般質問	119
6番 三田地久志議員	119
7番 林崎竟次郎議員	129
12番 三田地泰正議員	136
1番 千葉泰彦議員	151
13番 菊地弘巳議員	169
散会の宣告	177

第 5 号 (3月10日)

出席議員	179
欠席議員	179
職務のため議場に出席した者の職・氏名	180
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	180
議事日程	181
開議の宣告	183
議事日程の報告	183
議案第12号～議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決	183
・議案第12号 令和4年度岩泉町一般会計予算	
・議案第13号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第14号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第15号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第16号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第17号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算	
・議案第18号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第19号 令和4年度岩泉町水道事業会計予算	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
・同意第1号 岩泉町副町長の選任に関し同意を求めることについて	
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
・発議案第1号 岩泉町地消地産の推進に関する条例について	
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
・発議案第2号 ロシアのウクライナ侵略を非難する決議について	
常任委員会の閉会中の継続調査申し出について	191
令和4年度議員派遣について	192
副町長の発言	192
町長の発言	193
閉会の宣告	195
署名	197

令和4年第1回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 2 月 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 4 年 2 月 1 0 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 4 年 2 月 1 0 日 午 後 0 時 1 4 分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	6 番	三田地 久 志	7 番	林 崎 竟次郎
	8 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和4年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年2月10日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 施政方針演述

日程第5 議案第20号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第6 議案第21号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第7 議案第22号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第8 議案第23号 大川財産区有財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第9 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて

日程第10 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第2号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第10号)

日程第15 議案第5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第16 議案第6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第18 議案第8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第12号 令和4年度岩泉町一般会計予算
- 日程第23 議案第13号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第14号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第15号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第16号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計予算
- 日程第27 議案第17号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第18号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第19号 令和4年度岩泉町水道事業会計予算

散会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから令和4年第1回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、三田地久志さん、7番、林崎竟次郎さん、8番、坂本昇さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元にお配りしました会期日程案は、2月7日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から3月10日までの29日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月10日までの29日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（野館泰喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、令和4年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告書は、あらかじめお手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針演述

○議長（野館泰喜君） 日程第4、町長の施政方針演述を行います。

中居町長、どうぞ。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 令和4年第1回岩泉町議会定例会の開会に当たり、今後の所信の一端と、町政運営の基本方針について申し述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜っております医療従事者の皆様をはじめ、エッセンシャルワーカーの皆様に心から感謝申し上げますとともに、感染対策にご協力をいただいております町民の皆様に対しましても、深く感謝申し上げます。

さて、このたびの町長選挙におきまして、引き続き2期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。

改めてその責任の重さを強く感じているところであり、初心に返り、岩泉町の未来のため粉骨砕身努めてまいりたいと、決意を新たにしているところであります。

議員各位、町民の皆様におかれましてはさらなるご指導を賜りますよう、お願いを申し上げる次第であります。

これまで私は、平成30年からの4年間「平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧・復興」を最優先の課題として、その解決に向けて全精力を注いでまいりました。

災害公営住宅及び住宅移転地は、令和元年8月に整備を完了させ、並行して住宅再建と引っ越し費用の支援を行い、被災者の皆様の生活再建の後押しをしてまいりました。

あわせて、国民健康保険医療費の一部負担金や介護サービス利用料、さらには保育料の減免など、生活を支援する施策に取り組んでまいりました。

復旧事業については、昨年3月に町の発注する道路、河川の災害復旧工事が完了をいたしました。

この場をお借りして、改めて町民の皆様並びに議員各位のご支援、ご協力に感謝を申し上げます。

さらに、復旧・復興とその先新しい時代を見据え「防災・減災体制の強化」「産業・経済の活性化」「健康・福祉・教育の充実」の3つの目標についても課題解決に向けて鋭意取り組んでまいりました。

「防災・減災体制の強化」では、危機管理課を設置し、地域防災計画の大幅な見直しと、避難所備品等の充実、関係機関との連携体制の強化、情報収集及び配信手段の拡充に努めてまいりました。

一方で、行政だけで災害に対応することへの限界も痛感したことから、地域の防災力を高めるために、防災士養成講座を開催し、新たな防災士の養成に力を注いできた結果、町内の防災士は現在200名以上となっております。

「産業・経済の活性化」では、地域活性化に不可欠である道路整備の促進を国や県に対し、強力に要望をし続けてまいりましたが、このたび、国道340号浅内地区の改良事業について、県の公共事業評価で「事業の実施が妥当である」との評価を受けたところであり、未来に希望の光が見える大きな一歩を踏み出したと確信をしております。

さらに「健康、福祉、教育の充実」では、岩泉上町地区の宅地分譲事業をはじめ、こども園等の給食副食費無償化や子ども医療費助成事業の拡大、県立岩泉高等学校への各種支援など、若者や子育て世代に岩泉町での生活を選択してもらうため、施策の充実に努めてきたところであります。

新型コロナウイルス感染症への対応では、ワクチン接種をはじめとした感染予防対策と、中小企業及び個人事業主の皆様、町民の皆様への経済支援など、様々な支援策を講じてまいりました。

いまだ気を緩めることのできない状況が続いておりますが、引き続き、感染予防対策と地域経済対策を両軸として、この困難に立ち向かってまいります。

次に、町政運営の基本となる考え方について申し上げます。

私が2期目に向けて掲げた公約は「持続可能なまちづくりの創造」であります。

台風災害からの復旧の完遂と復興の推進を重点としながら、町民の皆様や関係機関・団体の皆様とともに「産業の振興と地域経済の活性化」「健康・福祉・医療対策の強化」「安全・安心な暮らしの環境づくり」「子育て支援と教育環境の充実」の4点に注力し、SDGsの概念も踏まえな

がら、持続可能なまちづくりに挑戦をしてみたいと思います。

また、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症や多発する自然災害への危機管理については、たゆみなく対応をしてみたいと思います。

人口減少、少子・高齢化、そして厳しい財政状況と、地方自治体を取り巻く情勢は大変厳しさを増しております。

そのような中であって、本町の地方創生の要の一つが第三セクターであり、町の産業振興と雇用創出のためには、岩泉ホールディングス株式会社を中心に、第三セクター各社の組織力の強化と相互連携が不可欠でありますので、さらなる連携調整を図ってまいります。

昨年、全線開通した三陸沿岸道路及び宮古盛岡横断道路は、交流人口拡大の大きな柱であり、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、誘客対策と町の魅力発信に努めてまいります。

今後の観光は、龍泉洞という「点」だけではなく、広い「面」の観光づくりが必要であると考えておりますことから、近隣市町村との連携をさらに強化をしてみたいと思います。

町の観光の核である龍泉洞は、園地周辺の環境整備について、民間活力の導入も研究をしながら、新たな魅力づくりに取り組んでまいります。

また、ふれあいランド岩泉の再整備については、交流人口拡大の拠点となる魅力づくりと、効率的な施設の運営方法を多面的に研究をしてみたいと思います。

持続可能な社会の構築には、世界的な課題である地球温暖化対策への取組が必須であると考えております。

世界的に豪雨被害が激甚化する背景には、地球温暖化の影響があると考えられております。

その中で発生をした平成28年台風第10号豪雨災害は、本町に未曾有の被害をもたらしました。

本町では、この災害を教訓に、地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然界にとって著しい脅威となっていることを認識し、国の方針に賛同し「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指して、脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。

次に、行財政運営方針について申し上げます。

本町は厳しい財政状況にありますが、社会環境の変化とともに多様化する町民ニーズを把握をし、町民の皆様生きがいや将来への希望を感じていただける施策の取組が必要であります。

また、将来にわたり適正な行政サービスを継続的に提供できるよう「岩泉町行財政改革大綱」に基づき、着実に行財政改革を進めていかなければなりません。

その一環として、住民福祉と健康増進の強化のため、組織の改編を実施いたします。

さらに、町民サービスの向上と業務の効率化を目指し、定例業務の自動化や行政手続のオンライン化など、情報通信システムの安全性及び費用対効果も考慮しながら、本町に適したデジタル化の検討を進めてまいります。

財政運営については、未利用資産の処分、ふるさと納税や企業版ふるさと納税など積極的に自主財源の確保に努める一方、大災害からの復旧復興事業が逡減していく中で、公共事業等の平準化にも配慮しながら持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

今回提案いたします令和4年度当初予算案は「岩泉町未来づくりプラン」の前期計画の最終年度として、町の将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、各種施策を着実に推進するための予算編成としたところであります。

厳しい財政運営が見込まれる状況ではありますが、様々な手段を講じ、歳入の確保に努めるとともに、経常経費の節減対策に努め、併せて事業の見直しと再構築を行い、限られた財源の効果的な活用を図ったところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、感染状況や町内経済の状況等を見極めながら適時適切に対応をしております。

次に、台風災害の復旧事業の完遂と復興事業の推進に向けた取組について申し上げます。

被災者の皆様は、昨年末に応急仮設住宅からの退去が完了し、それぞれ新しい住まいで生活されており、日常を取り戻しつつあると感じております。

しかしながら、見守りや生活相談などの支援が必要な方々もおられますので、今後においても、被災者の皆様に必要な支援を継続をしております。

上下水道施設の復旧については、県の河川改修工事と調整を図りながら進める必要がありますが、可能な限り、早期完了に向けて取り組んでまいります。

また、県の河川改修工事については、安家川が令和4年度、小本川が令和6年度の完了見込みと伺っており、当初計画からずれ込んでおりますが、早期完了に向け、引き続き、県と連携、協力をしております。

平成28年及び令和元年の、2つの台風災害の被災者に対する国民健康保険医療費の一部負担金と介護サービス利用料の減免については、引き続き令和4年12月まで延長をしております。

次に、令和4年度の主要な施策について「岩泉町未来づくりプラン」の3つの基本目標の区分と、それぞれの基本方針に基づきまして、順次ご説明を申し上げます。

初めに「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る『生きがいの花』づくり」について申し上げます。

まず「町民が健やかに生活していくことができる健康・保健・医療の充実」であります。

健康づくりについては、組織改編により保健師の配置を健康推進課に一本化し、保健指導と健康増進への支援を一体的に実施することにより、きめ細やかな健康づくりを進めてまいります。

新型コロナウイルスの感染症のワクチン接種は、現在、高齢者への3回目の接種が始まっておりますが、早期接種に万全を期すとともに、町民の皆様からの相談などに対しましても、一人一人の状況に合わせ、丁寧な対応をしてまいります。

医療対策については、地域医療の拠点である済生会岩泉病院への支援を継続するとともに、がん治療を受けられている方への支援を進めてまいります。

次に「多様な町民がともに地域で支え合う福祉の充実」であります。子育て環境づくりについては、妊娠期から大学生に至るまで、45項目の支援施策を継続するとともに、結婚して新生活を始める方々や不妊治療への支援、産婦の健康診査に係る支援の拡充に取り組むとともに、公園整備などを進め、子育て環境の充実に努めてまいります。

総合的な福祉事業については、これまで国のモデル事業として実施してきた「共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」を本格的なパッケージ事業に移行をし、引き続き町民の皆様のあるゆる相談に総合的に対応をしてまいります。

障害者福祉施策に関連いたしまして、「知的障害児施設はまゆり学園」は、本年4月から民間事業者が運営主体となる新たな施設に移行することで、利用者の皆様への切れ目ない支援の提供が可能となります。

また、宮古圏域の市町村と共同で「成年後見センター」を設置し、財産の管理や日常生活等に支障のある方々の支援を強化をしてまいります。

高齢者の保健事業については、医療・介護などのデータ分析に基づいた保健指導や介護予防教室等を一体的に実施をし、効率的な健康づくりに努めるとともに、昨年からはじめた「健幸アップポイント事業」の内容をさらに充実させ、町民の皆様の参加意欲を高め、健康意識の向上を目指してまいります。

次に「生涯を通じて学んでいくことができる教育環境の構築」であります。学校教育については、GIGAスクール事業により児童生徒に1人1台の情報教育用端末を整備いたしましたので、教員の研修を進めながら、積極的な利活用に取り組んでまいります。

また、脱炭素社会に向けて、学校施設の照明機器のLED化などの環境整備を進めてまいります。

学校給食については、学校給食共同調理場の消毒保管庫の更新を行い、衛生管理の徹底と安全安心な学校給食の提供に努めるとともに、地元食材を積極的に取り入れてまいります。

県立岩泉高等学校は、本町になくてはならない教育機関でありますので、引き続き振興策や通学費に対し支援を行うほか、関係者等との連携を図りながら生徒の確保対策を講じてまいります。

国内外研修交流事業については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、相互交流の再開に向けて取り組み、また生涯学習については、先導となる団体の育成や連携を一層強化してまいります。

次に「生活に潤いと生きがいをつくる文化・スポーツの推進」であります。休止しておりました舞台公演事業を再開をし、芸術文化の鑑賞の機会を設けてまいります。

歴史民俗資料館は、町の歴史や民俗の伝承、郷土文化の交流拠点としての機能強化を図るため、旧小川小学校を改修し、移転準備を進めてまいります。

スポーツは、健康増進や生きがいづくりにコミュニケーションの場として重要な役割を果たしていることから、関係団体への支援と連携を継続するとともに、体育施設の良好な維持管理に努めてまいります。

次に「安全安心で豊かな生活が咲き誇る『暮らしの花』づくり」について申し上げます。

まず「便利で心地よい暮らしを実現する生活基盤の確立」であります。

日常生活の基盤となる道路整備であります。町道の整備については、名目入中瀬線の舗装工事、長内中野線の排水整備などを行うとともに、老朽化が進行する橋梁等については、施設の長寿命化を図ってまいります。

国道455号は、盛岡市と本町を結ぶ大動脈であることから、安全に通行できる道路となるよう関係市町村と連携をし、改良整備の要望を強化してまいります。

また、国道340号は、県の公共事業評価で「事業実施が妥当」とされた浅内地区1.4キロメートル区間の一日も早い事業実施に向け、引き続き関係機関に対し強く要望をしてまいります。

主要地方道及び一般県道は、老朽化した舗装の修繕が進められておりますが、改良などの整備については、大きな進展が見られない状況もありますので、各道路整備期成同盟会と一体となり、粘り強く要望活動を行ってまいります。

公共交通は、高齢化率45%以上という超高齢化が進行する本町において、日常生活に不可欠なものであります。

町民バスの運行ダイヤの見直しなどにより地域の実情に適した効率的な運行体系を研究をしながら、新たな移動手段の構築に努めてまいります。

あわせて、昨年安家地区で行ったデマンドタクシーの実証実験の再実施に取り組むとともに、結果を検証し、町民ニーズへの対応と効率的な運行の両立を図ってまいります。

情報通信については、町民の皆様が情報通信サービスを平等に享受できるよう、携帯電話不感帯帯への支援とテレビ共同受信施設組合への支援を継続をしてまいります。

次に「自然との共生と安全安心で防災力が強いまちづくりの実現」であります。

防災・減災対策については、学校や福祉施設、自主防災組織と協働をした避難体制の拡充や、防災士資格の取得支援などに取り組み、地域防災力の強化をより一層図ってまいります。

協働体制の確立については、地域振興協議会の役割が一段と重要になっていることから、自主的な活動を支援するとともに、情報共有などの連携を深めてまいります。

次に「いつまでも快適な暮らしができる住環境の実現」であります。宅地の提供については、現在、造成工事を進めております岩泉上町地区の分譲を開始するとともに、需要動向を勘案をしながら、さらなる整備について調査研究をしてまいります。

住宅リフォームについては、支援の対象者及び内容を見直すことで、町外からの移住者や子育て世帯、若者世代の住まいの確保につなげてまいります。

UIターンの推進については、2地域居住など、あらゆる可能性の調査研究を進めるとともに、インターンシップやオンラインでの移住イベントへの参加などを通じて町の魅力発信に努めてまいります。

また、地域おこし協力隊の受入先に町内の事業者を加えるなど新たな取組を進め、移住者の呼び込みに注力をしてまいります。

水道事業は、重要なライフラインの一つであることから、今後も安全で安心な水を供給するとともに、大牛内地区の配水管更新事業については、令和4年度内の供用開始に向けて引き続き支

援をしてまいります。

公共下水道事業については、計画に基づき、施設の長寿命化を進めるとともに、令和6年度の公営企業移行に向けた準備を進めてまいります。

環境保全については、地域のごみ集積ボックスの設置等に対する支援に取り組むとともに、リサイクル推進員の協力を得ながらリサイクル率を高め、ごみの減量化を推進してまいります。

再生可能エネルギーについては、地域の脱炭素化と地域経済の活性化に資する活用方法について調査研究を進めるとともに、地域内での再生可能エネルギーの利活用についても、その可能性を探ってまいります。

最後に「地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る『なりわいの花』づくり」について申し上げます。

まず「町内の豊かな地域資源を活用した魅力ある農林水産業の創造」であります。

町の基幹産業である農業や畜産をはじめ、林業、水産業を維持、発展させるための取組は、私が目指す「持続可能なまちづくりの創造」においても重要な取組の一つであります。

農業については、従事者の高齢化や後継者不足などの極めて厳しい状況にあることから、これからの農業をどのように守っていくのか、これまで以上に農業者の皆様と十分話し合い、引き続き担い手の確保に努めるとともに、農地の集約等による作業の効率化につなげてまいります。

さらに、新たな振興作物の導入や規模拡大への支援に努め、農家の所得向上を目指してまいります。

畑ワサビの振興については、ワサビ生産量増大のために初期の圃場整備費用を支援をし、新規参入を後押ししてまいります。

地域資源であるヤマブドウについては、生産者の所得向上のための支援を拡充をし、特産品の原料の確保に努めてまいります。

酪農、畜産については、地域おこし協力隊によるヘルパー体制を構築するため、岩泉の酪農、畜産の魅力を中心に伝えられるよう、様々なチャンネルで発信しながら募集を継続をし、喫緊の課題である獣医師の確保についても、引き続き関係機関と連携、協議を進めるとともに、開業獣医師への協力要請も併せて行ってまいります。

日本短角種については、素牛の市場導入及び自家保留に対し支援を行い、飼養頭数の維持に努め、生産意欲の向上を図ってまいります。

林業については、持続可能な林業体制を構築するため、森林の集約化及び作業路網の整備を支援するとともに、高性能林業機械の導入制度の拡充に努めてまいります。

また、森林資源の活用を図るため、木質バイオマスの調査結果を踏まえて、継続的な利活用に向けた事業に取り組んでまいります。

鳥獣被害対策については、ニホンジカによる被害と、イノシシ及びツキノワグマの里山への出没が頻発していることから、駆除及び追い払いに係る支援を継続し、被害防止対策を強化してまいります。

水産業については、急激な海洋環境の変動等により漁獲量が不安定な状況にあることから、藻場資源の回復のための磯焼け対策、ウニの蓄養実証実験の強化と生産性の向上に努めながら、漁業経営を維持、継続するための支援に取り組んでまいります。

次に「やりがいを感じられる雇用の場の確保と活気ある商工業の振興」について申し上げます。

商工業の振興については、新型コロナウイルス感染症が町内事業者に与える影響を的確に把握をし、国や県の動向も注視しながら、継続的かつ適切な支援策を実施するとともに、「中小企業・小規模企業振興計画」に基づく施策の推進についても、商工団体と連携をして進めてまいります。

企業誘致については、既存の誘致企業との連携を強化するとともに、新しい生活様式が定着しつつある状況下での企業誘致及び起業支援に努めてまいります。

あわせて、旧校舎を利活用していただける企業の誘致にも継続して取り組みながら、新しい働き方であるワーケーションも調査研究をしてまいります。

最後に「雄大な自然環境を活用し、国内外からの観光客を呼び込む観光業の振興」について申し上げます。

観光業の振興による交流人口の拡大は、定住人口の減少が続く中で、持続的な町のにぎわいを創出するために必要であり、ひいては、定住人口の増加に結びつく可能性を持った重要な施策と認識しております。

新型コロナウイルス感染症の終息を見据えて、町の豊かな自然を活用したツアーの造成、コンテンツづくりを推進しながら、旅行エージェントへのプロモーション活動を含め、効果的な宣伝を積極的に展開してまいります。

観光の核となる龍泉洞については、周辺の環境整備を進め、ふれあいランド岩泉についても、再整備の早期事業化に向けて取り組んでまいります。

産業振興全般の課題として、後継者を含め担い手不足が挙げられることから、人材の確保と若者や移住者の雇用の場の創出を図るため「特定地域づくり事業推進法」に基づく組織づくりについて調査研究を進めてまいります。

以上、令和4年度における主要な施策の概要について申し上げます。

令和2年度国勢調査において本町の人口は8,726人であり、未来づくりプランにおける推計値8,940人を大きく下回る、厳しい現実を突きつけられたところであります。

少子高齢化が全国的に進んでいる状況の中で、持続可能なまちづくりの礎を築くために、課題解決に向けた具体的な施策の展開を「選択と集中」により推進する必要があります。

令和4年度は、岩泉町未来づくりプラン前期基本計画の最終年度で、3年間の総仕上げを行う年であり、後期基本計画につなげる重要な年でもあります。

町民の皆様に「この町に生まれてよかった」「この町に住んでよかった」と実感していただけるような、生きがいを感じ、将来に希望が持てる、そして、自然豊かで活気あふれる岩泉を、次世代への子供たちに引き継ぐために、町民の皆様とともに心を一にし、諸課題に対し、一つ一つ丁寧に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様のお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます。私の所信とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） 町長の施政方針演述が終わりました。

町長の施政方針、その他に関する一般質問は、3月3日及び4日に行いますので、議員各位の質問通告は2月17日、正午までをお願いします。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第5、議案第20号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第20号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。地域経済の活性化及び雇用の維持を図るため、龍泉洞温泉ホテルを貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。施設名、龍泉洞温泉ホテル。所在地、岩泉町岩泉字府金48番地。種別、宿泊施設。構造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、3階建て、面積2,977.22平方メートル。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町岩泉字府金48番地。氏名、株式会社岩泉総合観光、代表取締役社長、木村成美。

4、貸付方法、使用貸借。

5、貸付期間、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉総合観光に龍泉洞温泉ホテルを無償で貸し付けようとするものである。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第20号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） この案件につきましては、前の全員協議会で説明がありました。経営改善の説明がありまして、今コロナ禍の中でどうしても無償貸付けしたいということの提案であります。そこで、議員から各いろいろな意見等が、質疑がありました。そして、その中で私もちょっと聞けなかったことがありますので、この場で質問をさせていただきます。

1つ、岩泉ホールディングスあるわけです。これの親会社があります。親会社と子会社と申しましょうか、岩泉総合観光、この関係についてはどうなのかと、それについて、要は町民は親会社があるのではないかと。そうした中で、親会社と子会社、一体の連結決算も含めて、やっぱりその中で経営に関して執行者が議論を重ね、その中でやるべきではないのかという声があります。そのことを踏まえて、これについては今どういう状況なのかご説明ください。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 株式会社総合観光は、岩泉ホールディングスの子会社、つまり株主でございます。ただし、組織といたしましては、あくまでも独立をしておりますので、いろん

協力、支援は可能なわけでございますけれども、独立採算制で会計のほうはしているという建前でございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ホールディングスは、株主であるけれども、子会社は別だと。ただ、そうはいっても株主であるホールディングスでありますので、責任はあるわけであります。そうした中であれば、今回の無償貸付けに対してホールディングスの役員会なり、あるいは総合観光での取締役会、役員会等ではどういう議論がされ、そして町にこういう無償貸付けをやってほしいということをしているのか、それについてお答えしていただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） まず、ホールディングスの取締役会におかれましては、当然ホールディングスの役員に総合観光の代表取締役も就任してございますので、その中で順次経営報告をしていただきまして、いろんな課題、問題等について協議、そして経営方針、経営計画について議論をしているわけでございます。

片や総合観光の、いわゆる取締役会におきましては、ホールディングスの社長も役員に入っておりますので、その中で実際のホテルの経営中期計画、あるいは喫緊のホテル経営等については、その中で議論、方向性を定めるようにしているということでございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） あと、これ以上は、また委員会等で、もしあればやりますけれども、この無償貸付け案件につきましてやっぱり議論がされているのか、その件につきまして確認をお願いしたいなと思います。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） これは、まさに提案をする本町、町のほうにとりましても、非常に重要な課題でございます。先日は、3年間の中期経営計画の中での無償の貸付けということで私も考えておりましたところ、様々やはり町民の声、あるいは議会の議員各位の厳しい声等々を踏まえまして、さらにコロナ禍の中での今後の状況を見据えながらの経営判断が重要であるということに鑑み、当局のほうで決断をして1年間ということにさせていただきました。これは、非常に重く受け止めまして、経営陣と一緒に、私どももこれはもう必死の覚悟で経営に携わっていくという決意でございます。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） これの今回の議案については、反対はいたしません。前回の話し合いである程度の話は通っておるものですから、ただし先ほど言いましたとおり、ホールディングスということでグループの経営になるわけです。ですから、毎年これは出てくると思いますので、これからは今後そういう関係でホールディングスが何%持つような格好の考えを持って対処していかないと、前回は本当にもう100%議員の皆さん全員でこれは認めるような格好になりますので、今4番議員も言ったわけですが、これからはそういうような格好でお互いが損失になる、これは財源だと思いますので、そこら辺を考慮した考えでいかなければならないと思うのですが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） ただいまのご提言、ご意見につきましては、私どもも十分に認識をさせていただきます。今後におきましては、そういったいわゆるリスク分散がどの程度可能であるのか、あるいはそういう手法が会社法上、どういう格好でできるのか、その辺のところも会計士さんのほうともご協議をしながら、考えていきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 質問というよりも提言になるわけなのですが、会社法で言えば資本金1億円であれば総合観光は大企業の部類に入ります。ということは、いろいろな国、県の助成制度を利用できない中小企業に対しての補助金制度はあるけれども、資本金割合で助成できないものも多々ある。あるいは第三セクターと一般企業と、この関係性で助成ができないというものもある。表面上の話だけではなくて、これから本当に第三セクターどうしていくかというところは、根底にあるものを議会側も行政サイドもきちんと理解して進めていくことが重要であろうと思いますので、根っこにあるものをどうやって取り除いて、ではよくするのかと。非常にこれからの時代、どうすればいいかという部分は、かなり厳しく考えてお互いに対応していかなければならないと私は考えておりますが、担当課としてはその辺の認識についてはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 第三セクターとの関係性につきましては、まさにこれまでも議会のほうからは厳しいご意見、あるいはお褒めの言葉もいただいたこともございますけれども、時々

私のほうにご指摘を賜っております。いよいよと申しますか、今度こそと申しますか、非常にこれはもう将来を左右をするような時期に参っているというふうに私どもも認識をしておりますので、ぜひ新年度予算をお認めをいただいた後には、早速私ども、ホールディングスあるいは関連子会社と一体となりまして、抜本的な対策について着手をしまいたいというふうに今思っているところでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第6、議案第21号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第21号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。平成28年台風10号被災事業者の事業支援及び旧岩泉町立小本中学校の利活用を図るため、同校舎及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産、別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町岩泉字村木48番地1。氏名、株式会社清水川クリーニング、代表取締役社長、小原道彦。

4、貸付方法、使用貸借。

5、貸付期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社清水川クリーニングに旧岩泉町立小本中学校校舎及び同用地を無償で貸し付けようとするものである。

次のページに別紙といたしまして、貸付けする財産、土地、建物の一覧をおつけしておりますので、御覧願います。

ご審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第21号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） この案件につきましても、全員協議会で説明がありました。ただ、時間等々の関係で内容について質疑はなかったわけでありますので、若干だけここで確認をさせていただきます。

まず、前の小本中学校ですので、財産の位置づけは今どうなっているのかと。

それから、多分前の資料で説明なかったかなと思いますので、有償とした場合は幾らの額になるのかなという点についてまずお答えください。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、まず1点目の財産の位置づけでございますけれども、こちらのほう台風の被災後になりますけれども、29年に教育財産の用途廃止ということで財産の所管替えが行われております。あとは、会社のほうに貸付けをしたのが29年4月から5年間ということで、今に至っているという状況になっております。

あとは、仮に貸し付けた場合と申しますか、有償の場合には幾らになるかというご質問ですけれども、こちらのほう前回の協議のときに触れられなかったのかもしれませんが、うちのほうで試算した部分がありまして、ちょっと今それに基づいてお話をさせていただきます。土地

と建物というのがありますけれども、土地につきましては約100万円というふうな金額が算出されておりまして、建物につきましては1,100万円の、合わせて1,200万円ぐらいの使用料が発生するのではないかとということで試算をした結果があります。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 当時、台風10号で大きな被害を受けて、さてリネンの事業をどうするか等々でこの校舎を使って今に至っているわけでありまして。それで、経営はかなり厳しいというふうなことでのご説明でありました。そうした中で、現在も続けてもらっているわけでありましてけれども、この財産、普通財産であれば、これについても協議をしているのかどうかですが、であれば、例えば話題としてこちらから無償で財産をあげるというか、言葉があれですが、それをいかがですかと、それを使ってくれませんかとか、そういう協議等はしていませんか。これがずっともう今回5か年無償やっていました。それにさらに3年続きますと、これがずっと未来永劫続くということも、またこれはそのまま行くのもどうなのかなと思います。でありますので、これらについても今後どういうありようがいいのかなということについて、協議等はしておりますでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、会社との協議の有無ということまでのご質問でございますけれども、今回今年の3月で一旦の期限が来るというふうなことがありましたので、昨年12月になりますけれども、今後どうするかということで会社の常務取締役の方といろいろ協議をしております。その中で、具体的な会社の経営状況等もお聞きをしたところなわけですけれども、議員からお話があったように、なかなかコロナの分もありまして、主に業務内容が宿泊施設等のリネンとか、あとホームクリーニング等を商売にしているということで、宿泊客数が減ったということもありまして、非常に大変だというお話を伺っております。金額で言うと、1,000万円を超える赤字というふうなことで、かなり厳しいということになっております。

あとは、会社の運営方法としては、月の売上げが大体これぐらい、あとはそれに対して燃料費の単価がこれぐらいであれば、損益分岐点といえますか、そちらが得られるというお話も聞いたのですが、さらに今原油等も高くなっておりますので、経営のほうは厳しくなっているのかなと

いうふうに思っております。

あと、その中で、会社の方とお話をした中で、今議員からお話があったことについてもちよつと様子見といいますか、お話をしたのですけれども、今申し上げたような経営状況なので、ちよつと深くは考えられない状況だというようなことでの確認といいますか、お話ししているという状況となっております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 私もこの議案については、賛意を表するものでありますが、議題の内容で代表取締役社長の小原社長様が亡くなられたかということもあった場合、故人の人に対しての契約案件を議決ができるかどうかというのがちよつと内容が分からないものですから、それについてのお伺いをしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） あくまでこの議決については、対象は法人ということでございますので、会社と。会社の代表取締役が代表としていらっしゃるということでございますが、基本的にはもし社長、代表が替わる場合には、当然会社法にのっとりた手続、取締役会等々を経て登記変更などをして正式に決まるということになると思っておりますが、そうした場合には私のほうでも正式に賃貸借契約の変更契約をするわけでございますが、それまでは現時点ではこのままで契約、議決のお願いをします。会社のほうで、もし代表取締役に何かあった場合には、2番目の代表の方の順位づけが決められておりますので、万が一の場合にはその方との交渉、協議ということになると思っておりますので、現時点ではこの議案での決定をお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） それを聞いて安心するわけですが、議会の議決として、たまたまですが、そういうふうになって、ご本人、この方から届出があったと、同日だというふうに、死亡届というのが仮にあった場合に、それを承知しつつ議会の議決があったというふうなことが議会として問題がないのかなという懸念から、ご質問させていただきました。今総務課長がお話ししたように、これは法人なので、届出が来るまでの間は、これは生きているということになれば、それでいいということだと思いますので、そういうことでよろしいか、再度お願いをします。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） そのような解釈でご提案を申し上げさせていただきましたので、よろ

しくお願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 1つ確認ですけれども、一般財産ということであれば維持費にかかる分は町で負担しているという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 維持費というと、例えば電気代とかの分ですか。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 建物を維持していくために、大きな建物なので、例えば消防用設備だったりとかも必要だと思うのです。それと、あと付随する何かしらの経費があった場合には、町が負担するものなのかどうか、そこら辺。電気代とかは、恐らく会社で使う分なので、会社だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 建物が昔の学校という建物から工場の建物になっていますので、用途によっていろいろ規制が変わってくるかと思います。細かい部分までは、ちょっと今お話しできないのですけれども、いずれ何か費用負担等が生じた場合、改築等といえますか、そういったのが出たときには会社のほうと連携を取りながら、協議しながら、まずこの会社の目的であります町民の皆さんの雇用されている方もいますので、雇用の確保というのを第一に、あとは併せて地域振興のほうにも協力するように、共に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 答弁になっておりません。維持費のコストについて、町が拠出している分があるのか、明確な答弁をお願いします。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 基本的には、これは普通財産、いわゆる賃貸借契約で司法の契約でございますので、これは私どもと相手方との決め方によるわけでございますが、基本的に私どもでは建物だけをお貸しをしていると。あとは、全て会社さんのほうで運営をしていただくというのが基本でございます。ただ、屋台骨が揺らぐとか、もし大規模な部分の故障等が発生した場合には協議をしますけれども、基本的には借主が建物を管理するという前提でございます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここでコロナ感染予防対策の換気のために11時15分まで休憩します。

休憩（午前11時09分）

再開（午前11時15分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） これから休憩前に引き続き、日程第7、議案第22号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第22号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。地域経済の活性化及び雇用の維持確保を図るため、菌床しいたけ生産振興施設等及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産、別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町浅内字下栗畑68番地11。氏名、株式会社岩泉きのご産業、代表取締役社長、柳畑正勝。

4、貸付方法、使用貸借。

5、貸付期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉きのご産業に菌床しいたけ生産振興施設等及び同用地を無償で貸し付けようとするものである。

次のページの別紙に貸付けをする財産、土地、建物の一覧をおつけしておりますので、御覧願います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第22号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） この案件も全員協議会で説明がありました。それで、いろんな質疑があったわけであります。そうした中で、若干確認と申しましょうか、この場で、本会議でも質問をさせていただきます。今までも経営をいろいろ改革してきて、収支を合わせてきて、努力が見られるわけですが、さらに7億円の収入の中、3,400万円をさらにこれはやるということであります。これ頑張ってもらえないのかなと思います。そして具体的な説明が、芽かきとか、いろいろありました。労働生産性の向上と経費の節減をやるということでありました。普通財産での貸付けになるかと思っておりますので、財産の在り方も、これもちょっとまた議論出てくるわけではあります。大きなところのエアコンとヒートポンプを設置して、経費を節減すると、これが大きなところかなと思います。これについて、そうしますとこれ町が整備して、普通財産でまた貸し付けるというふうなことになるのかどうかです。ここの今現時点考えているのは、どのように考えておりますでしょうか。まず、その点お願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

エアコン等の設備に関しましては、会社のほうの独自の設備になってございます。今回貸付けする財産、議案の中にございますけれども、設備に関しましてはパック詰め製造施設の部分の機

械になってございます。こちらのほうの財産のほうの貸付けになってございます。栽培あるいは培養等ハウスに係る設備については、会社独自の財産という形になってございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） そうしますと、貸し付けるものについては、ここに今別紙でありますけれども、土地と建物のことで、あとの備品とか、そういうのはもう会社がやるのだということですか。もう一回。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） そのとおりでございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 前もどこかで言いましたが、この議会でも触れましたけれども、経営、私ども素人ではありますが、マーケティングとイノベーションと、そして今回経営のほうの額で3,400万円を削減するために、いろんなことをやるということの計画、それはそれで理解できません。

販路については、今まで長年の販路があるわけでありましてけれども、これも常に探っていくとか、これはもう手をつけないということではなくて、やっているのかもしれませんが、売り先、販路開拓、一気に全部変えるというのは、それは無理ですけれども、これも常にやるべきだと思いますが、全員協議会のときはこれについてはもうやらないと、今の現状でいくというふうなご答弁だったかなと思いますけれども、これについては今後まだ続きますので、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の販路についての分野でございますけれども、これもちょっとご説明したとおり、これまで流通先の業者が複数ございます。その中で、有利に取引できる業者をピックアップしながら、現在も進めている状況でございますので、この状況は引き続き継続していただろうというふうに考えてございますし、もちろん新たな販路につきましても、有利に販売できる場所があれば、それはそれに対応していきたいなと思ってございます。

以上であります。

○議長（野館泰喜君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） 貸付けについては、異論はありませんが、土地で安家のところの日蔭116の

3、これ地目が田になっているのですが、田と、何か見当たらないような気がするが、これはこのままでよろしいのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 資料にございます安家字日蔭116の3番地、地目が田となっております。農地という地目については、町の財産では田となっておりますけれども、農業施設用地という形で処理をされて、施設のほうはあるという形でございます。

○議長（野館泰喜君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） 農地変更しなかったのか。このままで使える、ずっとは使っていけるのかどうか、その辺を確認ですけれども。

○議長（野館泰喜君） 質問を明確にお願いします。もう一度お願いします。

○11番（合砂丈司君） 田であれば、農地になっているわけだ、田だから。ただ、そのまま使用が田でできるかどうか。ずっとそのままで、田でずっと……田というのは、あまり見当たらないような気がするのですが。

○議長（野館泰喜君） 地目の問題。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 地目が田でございますけれども、現状のままで支障なく続けられるというふうに思っております。

○議長（野館泰喜君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第8、議案第23号 大川財産区有財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第23号 大川財産区有財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり大川財産区有財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第294条の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。放牧を集約的に行い、肉牛の改良増殖を図るため、放牧用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産、種別、土地。所在地、岩泉町釜津田字釜沢55番139、55番140、同じく尾和田49番73。地目、牧場。面積81万676平方メートル。用途、放牧用地。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町釜津田字沢口46番地41。氏名、農事組合法人釜津田肉牛生産組合、組合長理事、佐々木松郎。

4、貸付方法、使用貸借。

5、貸付期間、令和4年4月1日から令和14年3月31日まで。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。農事組合法人釜津田肉牛生産組合に放牧用地を無償で貸し付けようとするものである。

次のページに、参考資料といたしまして位置図をおつけしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第23号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第9、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小川辺地及び浅内辺地に係る公共的施設の整備を図るため、新たに計画を策定しようとするものである。

次の別紙、1ページを御覧願います。小川辺地の総合整備計画書でございます。町道及び林道の道路、橋の維持補修、消防車両の更新等を計画するもので、計画期間は令和4年度から5年間でございます。

次の2ページを御覧願います。浅内辺地でございます。町道及び林道の維持補修を計画するもので、令和4年度から5年間の計画期間でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第24号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第10、議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の
規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家辺地、大川辺地及び鼠入辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計
画を変更しようとするものである。

次のページの別紙、1 ページを御覧願います。安家辺地の第5次の変更でございます。今回は、町道奥岩泉線橋梁等の維持補修を予定するものでございます。

次に、別紙3 ページを御覧願います。大川辺地の第3次変更でございます。伏屋公民館の改修を主に予定するものでございます。

最後に、5 ページを御覧願います。鼠入辺地の1次変更でございます。町道の橋梁路面等の維持補修を計画するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第25号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第11号の上程、説明、委員会付託

○議長（野館泰喜君） 日程第11、議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第21、議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）までの11件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されること等に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について。

ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。使用料の額を改定するとともに、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度岩泉町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億826万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,725万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,258万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,052万3,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,628万4,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ626万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,613万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,471万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,384万9,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,097万8,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ796万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,825万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,070万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,799万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度岩泉町の大川財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,218万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）、第1条、令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、令和3年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量

を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、水道施設改良事業、(既決定予定額)、2億2,841万1,000円、(補正予定額)、マイナス1億1,962万1,000円、(計)、1億879万円。

(収益的収入及び支出)、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款、水道事業収益、(既決定予定額)、4億850万7,000円、(補正予定額)、マイナス1,434万2,000円、(計)、3億9,416万5,000円。支出、第1款、水道事業費用、5億378万4,000円、マイナス3,969万7,000円、4億6,408万7,000円。

(資本的収入及び支出)、第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,452万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額460万1,000円、引継金5,992万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,453万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額146万8,000円、引継金6,307万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、(既決定予定額)、3億4,484万3,000円、(補正予定額)、マイナス1億1,963万8,000円、(計)、2億2,520万5,000円。支出、4億936万5,000円、マイナス1億1,962万1,000円、2億8,974万4,000円。

(企業債)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。(起債の目的)、上水道事業と過疎対策事業でございます。(既決定予定額)は、それぞれ2,070万円、2,030万円、(補正予定額)、それぞれマイナス1,270万円、マイナス1,260万円、(計)、800万円、7,700万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。第1号、職員給与費、(既決定予定額)、5,033万8,000円、(補正予定額)、マイナス17万9,000円、(計)、5,015万9,000円。

(他会計からの補助金)、第7条、予算第9条中「6,094万9,000円」を「6,096万9,000円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)、第8条、予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。たな卸資産購入限度額、(既決定予定額)、918万2,000円、(補正予定額)、マイナス62万1,000円、(計)、856万1,000円。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(野館泰喜君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第11号までの11件については、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

8番、坂本昇さん、発言を認めます。

○8番（坂本 昇君） 提案説明をいただきました。それで、水道会計の第5条、企業債について、過疎対策事業債を7,700万円と説明を受けました。ここで訂正をしておいたほうがよろしいのではないかと思います、いかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）、第5条、過疎対策事業債、（計）、770万円に、おわびして訂正を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） それでは、ただいまの議案第1号から11号まで、条例補正予算審査特別委員会を設置して、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号から議案第11号までの11件は、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第12号～議案第19号の上程、説明、委員会付託

○議長（野館泰喜君） 日程第22、議案第12号 令和4年度岩泉町一般会計予算から日程第29、議案第19号 令和4年度岩泉町水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第12号 令和4年度岩泉町一般会計予算。

令和4年度岩泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億9,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第13号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度岩泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,070万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,600万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定8,000万円、診療施設勘定1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第14号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,720万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第15号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計予算。

令和4年度岩泉町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,860万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,130万円と定める。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第16号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計予算。

令和4年度岩泉町の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,920万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最

高額は2,000万円と定める。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第17号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算。

令和4年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,130万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第18号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計予算。

令和4年度岩泉町の大川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第19号 令和4年度岩泉町水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和4年度岩泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数3,525戸。第2号、総給水量144万4,670立方メートル。第3号、一日平均給水量3,958立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費7億1,437万3,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款のみ申し上げます。収入、第1款、水道事業収益3億9,618万1,000円。支出、第1款、水道事業費用4億3,286万8,000円。

次のページを御覧願います。(資本的収入及び支出)、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,544万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,743万8,000円及び引継金4,801万円で補てんするものとする。)款のみ申し上げます。収入、第1款、資本的収入8億2,857万1,000円。支出、第1款、資本的支出8億9,401万9,000円。

(企業債)、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業の3事業でございます。限度額は、それぞれ9,590万円、950万円、8,600万円でございます。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、3.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)、第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

次のページを御覧願います。(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費5,050万2,000円。

(他会計からの補助金)、第9条、水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,703万7,000円である。

(たな卸資産購入限度額)、第10条、たな卸資産の購入限度額は、795万円と定める。

令和4年2月10日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(野館泰喜君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第12号から議案第19号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置して、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第19号までの8件につきましては、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 零時14分）

令和4年第1回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 2 月 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 4 年 3 月 2 日 午 後 1 時 3 0 分				
	散 会	令 和 4 年 3 月 2 日 午 後 1 時 4 1 分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	6 番	三田地 久 志	7 番	林 崎 竟次郎
	8 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月2日(水曜日)午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第2 議案第2号 ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第3 議案第3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第4 議案第4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第10号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第5 議案第5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第6 議案第6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第7 議案第7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第8 議案第8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第9 議案第9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第10 議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第11 議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算(第3号)

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）までの11件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、合砂丈司さん。どうぞ。

[条例補正予算審査特別委員長 合砂丈司君登壇]

○条例補正予算審査特別委員長（合砂丈司君） 令和4年3月2日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。条例補正予算審査特別委員長、合砂丈司。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に読み上げます。

議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）、原案可決。

議案第5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時41分)

令和4年第1回岩泉町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 2 月 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 4 年 3 月 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 4 年 3 月 3 日 午 後 2 時 5 7 分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	6 番	三田地 久 志	7 番	林 崎 竟次郎
	8 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 4 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 3 月 3 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 諸 般 の 報 告

日 程 第 2 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎諸般の報告

○議長（野館泰喜君） 日程第1、諸般の報告を行います。

令和4年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会に係る議決事件の概要報告書は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

続きまして、表彰状の伝達を行います。

事務局長から表彰の報告をさせます。

○事務局長（箱石良彦君） では、去る2月18日に開催された岩手県町村議会議長会定期総会の席上で、いわずみ議会だよりが第36回町村議会広報全国コンクール最優秀賞を受賞しました。

ただいまから表彰状の伝達を行います。伝達は議長からお願いいたします。

では、広報委員の方は前のほうにお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 表彰状。最優秀賞、岩手県岩泉町議会殿。貴議会広報紙は、第36回町村議会広報全国コンクールにおいて、頭書の成績を収められました。よって、ここにこれを表彰します。令和4年2月8日、全国町村議会議長会、会長、南雲正。

○事務局長（箱石良彦君） では、本会議終了後、取材及び記念撮影を行いますので、よろしくお願いたします。

以上で表彰状の伝達を終わります。

○議長（野館泰喜君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（野館泰喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番、畠山昌典さん。どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

中居町長におかれましては、さきの岩泉町長選挙において、「持続可能なまちづくりの創造」を掲げ、立候補し、見事当選しまして、2期目のスタートを切りました。先日の施政方針でも、「この町に生まれてよかった」、「この町に住んでよかった」と実感できるような岩泉を次世代の子供たちに引き継ぐために取り組んでいくと、力強くその決意を述べられました。諸課題に対し、厳しい状況の中ではあると思いますが、引き続き町政運営をよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。町では、岩泉町未来づくりプランにおいて、「子育て環境の充実」として、安心して子供を産み育てられる環境づくりを掲げ、子育て支援パンフレットを作成し、町全体で子育てをバックアップする体制を講じ、各関係機関に周知してきています。その内容は多岐にわたって充実しており、町民の皆さんも心強く感じていることと思います。

一方、本町の人口推移に目を向けますと、未来づくりプランにおける推計値を大きく下回り、厳しい現実にあります。これからの町政運営を考えると、その対策は急務であり、最重要事項であると捉えざるを得ません。

関係人口の拡大や働く環境の充実、魅力ある居住環境の整備をしながら、移住、定住を促進していくことももちろん大切ですが、様々なアプローチで人口減少に歯止めをかけなければなりません。

そこで、今回私は子育て環境の充実として、生まれてから義務教育が終わるまで「お金がかからない環境の整備」を提案します。以前の一般質問でも、こども園の保育料と副食費の完全無償化を提案しましたし、同僚議員が給食費無料化を提案しています。その他、小中学校では教材費や修学旅行費などが個人負担となっています。

それらに加え、生まれてから中学校卒業まで、公的にかかる部分の費用を町で負担すべきと考えます。全てを無料にすることに賛否あることは承知していますし、その議論は必要とも感じています。

しかしながら、他自治体の中には一部を既に実施しているところがあり、そのことが子育てへ

の各自治体の本気度として捉えられているところでもあります。

実施に当たっては、財源や環境体制づくりなど諸課題をクリアしなければならないことと思いますが、実施にこぎ着けることができれば、町民はもとより、町内外の多くの方々へ岩泉町の大きなPRとなり、I・Uターンへも強力なアピールになると考えます。

何より、「この町に生まれてよかった」、「この町に住んでよかった」と実感できる「持続可能なまちづくりの創造」そのものではないでしょうか。

早期の実施に向け、早急な検討に値するものと思われませんが、町長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。どうぞ。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 3番、畠山昌典議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、子供を産み育てやすい環境の充実のため、子育て世代の視点に立った施策を総合的に推進することが必要であり、少子化対策は最も注力しなければならない課題であると認識しております。

子育てに要する経費の軽減は、少子化に歯止めをかける政策の一つと考えており、特に子育て世代にとって大きな負担となっている教育費への支援について、本町では45項目の施策を中心に総合的な対策として進め、年間約1億3,000万円の経済的負担の軽減に努めているところであります。

近年におきましては、こども園の3歳児から5歳児までの保育料を令和元年10月から無償化をし、また副食費は令和2年10月から無償化をしております。

また、子育てをめぐる様々な課題解決に向け、放課後児童クラブの充実、拡大、待機児童の解消のための保育人材の確保、保育の受皿整備などにも積極的に取り組んでまいりました。

義務教育については、議員ご承知のとおり、授業料や教科書代は法律に基づき無償化されておりますが、児童生徒の個人の用に供する教材費や修学旅行費などについては、1人当たり年間で小学校約3万3,000円、中学校では約8万1,000円の保護者負担となっております。

給食費については、年間の食材費約3,700万円を基に、岩泉高等学校及び教職員などの給食費を除いた1,860万円を保護者から実費負担をいただいているところであります。

なお、学用品費や給食費などは、経済的な理由から就学が困難と認められる児童生徒に対しま

しては、就学援助制度により別途支援を行っております。

議員ご提案の中学校卒業までの費用負担の無償化については、子育て世代の負担軽減になり、喜んでいただける施策であると認識はしておりますが、一方で法律等の趣旨や町の厳しい財政状況に鑑み、この無償化によってどの程度人口減少に歯止めをかけることができるのか検証をし、効果的な施策展開の議論を深めていく必要があるのではないかと、このように考えております。

現在、国では令和5年度に「こども家庭庁」を創設し、子育て支援策を充実強化すると伺っておりますことから、これらの政策も注視をしながら、今後の町の人口減少対策のさらなる充実に向けて対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

ご理解のほどよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 3番、再質問はありますか。

3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） それでは、幾つか再質問させていただきます。

まず、こども園の関係ですけれども、まず子育て環境の充実ということ、この観点から考えれば、その受入れ態勢もしっかりとしたものを構築しておかなければならないと考えます。そうしたところで、待機児童、現在の状況をまずお示してください。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） こども園の待機児童の状況でございますが、昨年の第1回の定例会のときに、スタート時、やはり待機が、令和3年度の年度当初から待機児童が出るのではないかとのございましたが、何とか年度初め体制等見直して、待機なしで来たのですけれども、年度途中でやはり入園希望ございまして、現在のところゼロ歳児が9人、2歳児が2人、計11人の待機児童が発生しているところでございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 非常にびっくりしているところでございます。年度初めゼロ人だったところから11人まで増えたということは、やはり面倒を見なければいけない親御さん、あるいは家庭にとってみれば、非常に大変な状況ではないかなというふうに考えておりますけれども、この解消に当たってはどのような対応、対策をしているのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 先ほど申し上げました11名の子供さんの待機ということでござい

ましたが、実際のところ各保護者の方ともご相談しまして、その保護者の方の職場のほうの産休制度、そちらのほう……申し訳ございません。育休制度のほうを活用いたしまして、会社のほうとも相談していただきまして、そこを延期してもらったりして、何とかご理解をいただいて進めているところでございます。

現在も保育士のほう、やはりなかなか人材不足ということで、随時募集を行ってはきたのですが、やはりなかなか集められないということでございまして、今年度も採用試験のほうも人事担当課とも相談して前倒しを行って6月にも採用試験を行っております。ただ、そこでもなかなか集まらなると。あと昨年8月には保育士の養成学校のほうも訪問してございます。ただ、やっぱり時期的な部分で、もう少し早い、8月よりは早い時期、その頃にはもう就職先が決まっているような状況もあるようでございますので、そちらのほうも我々のほうももっと早い動きをしなければならないのかなと思っております。

あとは近隣のところにも広報活動等も行っておりますが、やはり有資格者を集めることはなかなか難しいような状況にはなっております。

○議長（野館泰喜君） 3番、島山昌典さん。

○3番（島山昌典君） もちろんその家庭の努力だったり、あるいは職場の努力で、そういった体制をつくるということも、それも非常に大事だとは思いますが、片や毎年委員会等で議論がなされております保育士の不足の問題というのは、これは本当になかなか確保するのは、これは全国的にも大変な状況の中で、岩泉もどうか、それも大変だとはいいながらも確保していかなければならないと思います。

そこで、前から委員会等で議論なされております正職員にするしない、会計年度任用職員で採用するのか、任期付で。そういった正職員になれないから岩泉の保育士さんには希望できないなという方がいるのであれば、やはりそのところも保育士さん、岩泉の保育士さんになろうとする方にそういったアプローチをしっかりとしないといけないと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 多分議員からお話があったのは、会計年度任用職員さんとか、あとは任期付の保育士さんのほうの部分かと思いますが、そちらは正職員だということで、現在は人事担当課のほうからもご協力いただきまして、採用試験のほうの内容を少し見直しを行ったり

して、ある程度任期付の方が正職員のほうに変わって採用になるような形での試験内容にも変えてございます。

あと、実際今年度も地元出身の学生さん3人ほど実習に来ていらっしゃいますので、そちらのほうにも声かけを、担当課でも行っていますし、あとは人事担当課のほうからも行って声かけをしておりました。それがかえってプレッシャーにならなければいいのですが、そのところをお声がけしながら、何とか新しい年度に向けて、その学生たちが岩泉町に戻ってくることを祈りながら今進めているところでございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

続いて、小中学校の給食費とか教材費の問題なのですが、答弁にもありました既にもう支援しなければいけない家庭には教材費あるいは給食費等も支援しているということでありましたけれども、今現在保護者が負担している例えば割合、給食費割合はどういった形になっていましてでしょうか。何世帯、何%なのか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

議員ご承知のとおり、就学援助費に基づきまして、給食費等の支援も行っているところでございます。

そこで、割合でございますけれども、令和2年度の実績で申し上げますけれども、児童生徒数492人のところ、令和2年度は要保護、準要保護の生徒数が111人ございました。したがって、率にいたしますと22.56%の児童生徒が給食費等の就学援助費の対象になっているということでございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） この数字が多いか少ないかというのは、またいろんな観点から検証しなければいけないかとは思いますが、あと一方で、全国的にも問題になって報道されたりとかしていますけれども、給食費は町の予算に上がってこない部分ですよね、会計として。ということとは、教職員が集金に当たるといふふうに私は認識しておりますけれども、そういったところのトラブルとか教職員の負担という、いろんな報道されて、そこが大変だとかということも言われ

ておりますけれども、岩泉町の場合はそういったところはどういう状況になっていますでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

集金につきましては、やはり学校で集金していただいております、特にトラブル等はございません。集金も全てしていただいているということでございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） それであれば問題はないとは思いますが、私ちょっと調べてみたのですけれども、平成29年度の取りまとめで、ちょっと古い資料にはなりますけれども、国で学校給食の無償化等の実施状況というのを調べていまして、1,740自治体のうちに小中学校とも無償化を実施しているのが76自治体あると。恐らくこれは今増えてきているとは思いますが、この無償化に至った経緯について、首長の公約だったりとか意向、これがまずトップです。次に、議会における議論というのが2番目に来ていますが、そういったことで無償化に流れているところがだんだん多くなってきている状況なのですけれども、その点についてはいかがお考えになっていますでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、給食費の費用負担の関係なのですけれども、まず給食費につきましては、学校給食法というのがございまして、学校給食法の中で経費負担というのが定められております。その中で、まず自治体、設置者が負担する経費といたしまして、施設設備に要する経費、それから学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものが設置者が負担するということになっております。この政令で定めるものといいますのが、学校給食に従事する職員の人件費、それから施設設備の修繕費、これが明確に法律と施行令の中で定められております。さらに、法律の中では、この設置者が負担する経費以外の経費につきましては、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするというふうに法律で定められております。したがって、町のこれまでの方針といたしましては、この法律の趣旨に基づきまして、やはり費用負担、それぞれ設置者と、あとは給食を食べるご家庭、保護者の方の負担ということで、それぞれの役割分担といいますか、そういうふうなことで設置者が負担するもの、保護者が負担していただくものというふうなことで整理を

して、これまで給食費の食材費分につきましては各保護者の方から負担していただいているというところでございます。さらに、当然食材費のみを負担していただいておりますので、先ほど申し上げました給食を作るための人件費、設備費等については自治体負担しているというところでございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。まさにそのとおりでございますが、法律では保護者が負担すべきところはしなければいけないというふうになってはいますけれども、一方では各自治体において決めることができるということもあります。実際この無償化を実施している自治体を見ますと、非常に人口減少が著しいところが実施していると。町村がそのほとんどを占めているところでもございますので、児童が多いところでこの無償化というのはなかなか難しい。ただ岩泉を見ますと、その状況がどんどん、どんどんさっき質問でも言いましたけれども、推計されているところからどんどん人が減っている状況の中で、今何かを講じなければならない状況だと私は認識していて、この質問をしたわけなのですけれども、まだそこまでは至っていないという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

先ほど申し上げればよかったですのですが、給食費につきましては公会計で負担する分、私会計の食材費と合わせまして約1億2,000万円の年間の経費がかかっております。この中で小学校の保護者の方からは、就学援助費で負担している分を除きますと、実質小中学生の保護者からは大体1,800万円ほどの負担をいただいているということで町長の答弁にもあったところでございます。したがって、やはりこの1,800万円、また就学援助費の給食費分も合わせますと、食材費で無償にするとすれば小中学生分で約2,400万円の費用がかかるなというふうに見込んでおります。そうしますと、これを毎年町が負担していくというのも、やはりこの財政状況を見ますとなかなか厳しいものがあるなということで、現在は具体的に全額といいますか、給食費の無償化については、今のところ無償に向けた検討というのはまだ行っていないという状況でございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） よく分かりましたけれども、先ほど来資料として私が話しているところで、無償化を開始した目的の例としましては、少子化対策、定住、転入の促進、地域創生、これが大

きな目的、目標になっているわけです。昨今を見ますと、今まさに選挙中であります金ケ崎町長選におきましても、2人の候補のうち、一方では出産祝金の増額を公約としていますし、ある一方では給食費の無償化をまさに公約として今選挙戦を戦っている最中だと思います。最近を見ましても、首長選挙において給食費の無償化を公約に掲げている首長さんも多々いると私は認識しておりますけれども、その少子化対策、定住、転入の促進、地域創生という観点から、これを無償化にするという議論は現在当町ではなされているのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員ご指摘のありました少子化対策、それで子育て環境の充実という部分は、これは町としても力を入れている政策でございます。我々といたしましては、これまで切れ目なく45項目、生まれる前の妊婦の方から、それから大学に至るまで、45項目にわたって幅広く取り組んでおります。これの一つとして、今給食費の無償化という話もございましたが、全体の子育て政策、これでもかなりの支援を我々としては考えてやってきていると。

あと未来づくりプランにおきましても、結婚、出産、子育て、こういう環境はプロジェクトとして重点的にやっていくということにしておりますので、この少子化対策、これは定住に向けても力を入れると。その中では、今ご指摘、ご意見のありましたものも含めまして、様々な角度から子育て政策としてやっていかなければならないと考えておりますので、聖域なきというか、これからの子育て支援策についてはいろいろな面から考えていかなければならないと思っております。

あわせて、今度子ども家庭庁、これが令和5年度に国のほうではつくられるというふうに聞いております。少子化対策では、児童手当とか認定子ども園、保育、こういったものを一括してそこで担うと。その中で出てくる政策、これらも見ながら、取り入れられるものは取り入れながらやっていきたいと、そういう考えでございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。まさに子育て支援パンフレットにありますとおり、45項目の、これは他市町村に比べましても非常に手厚い支援を私は当町ではしていると思っております。本当にそこに関しても、当町の頑張りには頭を下げるものでありますけれども、先ほど申しました移住、定住だったりとか、あるいは今まさに子育てをしている若者の世帯に2人目、3人目、どうぞ産んで岩泉で子育てをしてくださいという、その強いアピールができる今回の私の

提案だと思っています。全国でも非常に今ではまだまれな取組ではありますし、県内ではまだどこも行っておりません。よく近隣市町村の動向を見ながらという、そういった施策の展開をしなければならぬものもあるかと思えますけれども、まず一番先に手を挙げて、生まれてから義務教育が終わるまではお金がかからない町を岩泉はつくりますよというのをPRするのは、非常にこれからは自治体はPR合戦というか、知恵の出し方で、町、村がなくなるか、存続できるか、そういうふうな状況になってくるかと思えます。そこら辺を考えて、ここでは結論は出ないかと思えますけれども、さらに子育てだけではなく、住居の問題だったりとか、あるいは働く場の問題だったりとか、思い切った施策の展開をこれからしていかなければいけないと思えますので、ぜひそのところを強くお願いいたしまして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

5番、八重樫龍介さん。どうぞ。

〔5番 八重樫龍介君登壇〕

○5番（八重樫龍介君） 5番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

町長は、施政方針において移住・定住者事業、そして子育てや若者世代への施策の充実等は掲げていますが、並行して取り組まなければならないのが、現役を引退した高齢者世代への施策であります。

本町は、人口減少、少子高齢化が顕著に進んでいます。こうした中において、生涯現役社会を実現するため、働きたいと願う高齢者の就業率を上げていくことが大変重要と思われれます。誰もが幾つになっても活躍できる社会が求められています。

そこで、まず初めに岩泉町シルバー人材センターへの支援について伺います。

現在、本町では岩泉町シルバー人材センターに対して補助金を年間250万円、また公衆トイレの清掃等の業務委託を行っています。

今年度の岩泉町シルバー人材センターの会員数は、女性35人、男性40人で、合計75人であり、平成20年代の約130人を最高に減少の一途をたどっています。減少の要因は、年間を通して安定した業務がないことが最大の原因と思われれます。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高

高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康保持、ひいては地域の活性化、そして医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

これらのことから、空き家、空き校舎の管理、こども園等の補助員業務の委託を行うなど、安定した事業運営が可能となる支援を行うべきと思いますが、町長の見解を伺います。

次に、安家地区の振興施策についてお尋ねします。

平成30年第3回定例会で伺いました台風第10号豪雨災害により被災し撤去された安家産直施設と閉洞中の氷渡探検洞の今後の見通しについて改めて伺います。

現在、地区の中核的存在である安家小学校は、今後閉校の予定であります。閉校により、地区で行われているほとんどの行事が開催されなくなり、地区の衰退が危ぶまれます。

学校に代わる地区民の集いの場は、なくてはならないと思われます。地区内外の人との交流の場、そして数少ない現金収入の場でもありました産直施設の再建は必要と思われます。前回の答弁は、「設置場所や運営体制の構築について関係者の意見調整を図り、地域の意向に沿える形で債権を進める考えである」と述べられています。現段階で町長の見解を伺います。

次に、閉洞状態にある氷渡探検洞について伺います。

安家地区の魅力は、安家川と洞窟、そして地元食材を使用した食事です。これらを融合させた取組により、交流人口の拡大が図られると思われます。

今盛んに進められている安家川河川改修工事は、令和4年度完了の見込みです。インフラ整備は充実していても、利用されなければ、まさに絵に描いた餅であります。

前回の答弁では、入洞者の安全の確保やリスク管理、費用対効果、運営体制等の課題を挙げられていますが、現在の状況と今後の取組について伺います。

以上でこの席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、シルバー人材センターへの支援であります。シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、県知事の指定を受け、高年齢者の就業機会の確保と生きがい対策の中心的な役割を担っていただいております。

シルバー人材センターは、営利を目的としない公益的な団体であることを踏まえ、その安定的

な財政運営の確立のため、平成26年度から令和3年度までの間、総額で1,885万円を支援をしてきたところでもあります。

また、町では公衆トイレの清掃のほか、独り暮らし高齢者に対する軽度生活援助事業や紙おむつ支給に係る配達業務などを委託しております。

シルバー人材センターは、高齢者が培った技能を生かし、健康で働くためにも、また住み慣れた地域で安心して暮らす高齢者のためにも、なくてはならない組織であると認識しております。

今後においても、シルバー人材センターの自助努力の下、一層の業務の掘り起こしやPR活動を積極的に行っていただくとともに、町といたしましても安定した事業運営に資するよう引き続き支援をしまいたいと考えております。

次に、安家産直施設の再建についてであります。本施設はコミュニティーの形成や地域の活性化とともに、地域資源を生かしながら活路を見いだしていくための重要な施設であると認識をしているところであり、町といたしましても地域の意向に沿える形で進める考えであります。

安家地区においては、令和2年から産直組合や地域振興協議会と連携をしながら、定期的な直売会開催の検討や先進地の視察を行い、再開の機運を高める計画でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、思うような取組が実施できていない状況にあります。

このような中、安家産直組合の「お盆朝市」の開催や、地域振興協議会の「栗饅頭づくり」の調査など、少しずつではありますが、地域の皆様の機運が醸成されてきていると感じております。

地域の皆様が地域の資源を生かした直売会の開催などを徐々に拡大することは、安家地区の魅力を町内外に発信をしていくことにつながり、ひいては地域の活性化にもつながることになりますので、今後においても積極的に支援をしまいたいと考えております。

次に、氷渡探検洞ですが、議員ご案内のとおり、本施設は安家地区の振興の観点から、氷渡交流施設とともに一体的に整備した体験型の観光施設であります。

しかしながら、運営していく中で様々な問題が発生をしたことから、平成22年3月、氷渡探検洞の諸問題を調査した町議会氷渡探検洞調査特別委員会のご提言等も踏まえ、町としての方向性を検討した結果、安全対策などを構じる必要があり、現状のままでの運営は困難と判断をし、閉洞としたところでもあります。

震災、台風からの災害復旧の見通しが立った時期の平成31年1月に、洞穴学の専門家とともに洞内を調査し、以降、定期的に調査を行いながら、この拠点施設をどのように位置づけていくか

整理をすることとしておりましたが、その後のコロナ禍のため、実施できないで現在に至っているところでもあります。

議員ご案内のとおり、氷渡探検洞の魅力は、入洞者が装着をするヘッドライト一つで自然が作り上げた神秘を体験できる醍醐味がある一方で、狭く起伏に富んだ洞内の地形から、常に危険が隣り合わせというリスクの高い場所でもあります。

このことから、万が一入洞者がけがや体調を崩した場合の対策及び洞外への退避方法を含めた万全な安全確保も大きな課題であります。

今後、専門家からさらなる指導を仰ぐとともに、地域の皆様のご意見もお伺いをしながら、入洞者の安全確保に加え、費用対効果等についても精査をし、この貴重な自然資源の有効活用については、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 5番、再質問はありませんか。

5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず初めに、シルバー人材センターへの支援のほうから伺いたいと思います。田野畑村をちょっと調べてみましましたら、60歳以上の対象になる方が1,560名おられて、会員が37名。これ割合にしますと2.12%になります。本町を調べてみましましたら、60歳以上約4,540名、それに対して会員75名。60歳以上に占める割合は1.6%。これ田野畑は、たしか下から2番目ぐらい。人口規模もあるのですが、会員数が。それに対して、岩泉は約倍以上の人口にありながら1.6%。これは、やはり少ないのかなと。田野畑ではマレットゴルフとキャンプ場を委託されております。これが大きな要因かとは思っておりますが、本町におきましてもトイレの清掃、それからおむつ等をやっておりますが、質問、通告で上げましたが、空き校舎、それから空き家管理、それから現役世代の影響になることは避けなければなりませんけれども、この辺の委託は可能なかどうかをまずお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、今空き校舎というキーワードをもってご質問いただきましたけれども、まずそうい

った校舎も含めて様々な施設には、例えば地域であるとか、これまでの歴史であるとか、様々なものがございます。それぞれの施設において、そういった流れを無視してシルバー人材センターに委託というようなことはなかなか難しいのかなというふうに思っておりまして、どの施設もそうですけども、そういった経緯、経過等を踏まえながら、今後も委託業務等の検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 確かに現役世代、なりわいとされている方の影響になっては、これまた本末転倒ではございますけれども、とはいうものの、2月3日の全協でもありましたが、健康状態が不明な高齢者90名近くおられるようですが、これらの減少にも、このシルバー人材センターの支援によって何らかの影響はあるものと思っておりますので、今後も自助努力の下とはいいいながらも、支援のほうはしっかり行っていただきたいと思っております。

続きまして、安家産直センターのほうに移らせていただきます。三陸道が全線開通いたしました。これにより岩久線を使う方がかなり減っております。というのは、グリーンロードから普代に抜けて久慈に行くという、このコースを経過しますと、私も何回か通りましたが、10分以上短縮になっております。それで、産直施設、当初は岩久線沿いがいいのではないかとと言われておりましたが、私はもう岩久線ではないなと感じております。

そこで、今お盆の朝市等は支所が入っているセンターで行われていると思いますが、今後も産直施設はこのセンター、支所を産直センターにするお考えなのでしょうか、まずそこをお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 産直施設の再建場所に関するご質問でございますが、現在産直の組合のほうとしては、場所についてはまだ何らここがいいということでは進めていないようでございますけれども、いろいろな岩久線はじめ、あるいは学校周辺の施設とか、または違った場所とか、いろいろと考えているようでございますけれども、同時並行として、やはり今組合として重要としているポイントが、やはり皆さんの機運を高めていこうというのがまず先決事項ということで取り組まれているようでございます。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 支所ですと、いろいろなハードルもあろうかとは思いますが、ここからは

まだ決定はしていませんけれども、安家小学校が今後閉校になる予定でございます。ここはもう個人的な意見にはなるわけですけれども、安家小学校が閉校になった後、何に使うか思案していると、たちまち年月がたって、インフラ等が古くなって使えなくなると思いますので、ぜひ安家小学校、もし閉校になるようであれば、産直センターもそこに入れるような考えで進めていただければと思っております。やはり中核施設は、安家地区においては必要でございます。ですので、新たに造るよりは小学校がいいのではないかと、これは個人的な意見でございますので、ぜひその辺は検討材料に入れてくださればと思っております。

続きまして、氷渡洞のほうに入らせていただきますが、この氷渡洞、平成11年は1,100人、安家地区の人口の約3倍の入洞者がありました。それで、答弁を見ますと、やはりけが、それから緊急時の体制等をつくらなければならないと言われております。これは、専門的、そして集中的に取り組まなければなかなか再開にはつながらないと思っておりますので、地域おこし協力隊、洞窟に興味がある方等、募集されるのも一つの手だとは思っておりますが、そういうご検討はされるかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今地域おこし協力隊ということが出ましたので、それで地域おこし協力隊については様々な業務で募集をかけております。安家地区においても、安家に定住をして、そこでいろんな地域おこしをしていただきたいという募集をこれまでもかけてきておりました。この氷渡探検洞につきましては、これはその前に、まずはこここのところをどうするか。やれるのかやれないのか、様々な諸問題もあるというところですので、それらを考えてということになれば、今々で地域おこし協力隊の募集をかけてということにはいかないかと思っております。やはり安家の振興という観点では地域おこし協力隊の募集をかけておりますので、そういった中でいろいろな振興策をやっていただくというのは、これはあると思っておりました。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 洞窟だけの募集だと無理があると思っておりますので、ぜひ安家の振興として募集をしまして、その間において洞窟の調査等もできるようにしてもらえればと思っております。いずれにいたしましても、河川改修、安家川、令和4年で終了の予定でございます。小学校が閉校となれば、まさに活気が失われていくことが予想されますので、住民のやる気だけではど

うしても限界があると思います。行政のほうでしっかりと下支えをしてくださることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（野館泰喜君） これで5番、八重樫龍介さんの質問を終わります。

ここでコロナ感染予防対策の換気のために11時5分まで休憩いたします。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時05分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから日程第2、一般質問を再開します。

2番、佐藤安美さん。どうぞ。

〔2番 佐藤安美君登壇〕

○2番（佐藤安美君） 2番、佐藤安美です。中居町長の施政方針演述に関連し、通告に基づきまして一般質問を行います。

中居町政2期目のスタートに当たり、少子化の中での子供たちの安全対策の一端について問題提起します。コロナの猛威は、予測不能の状況にあり、その対策についても予断を許さないところであります。一日も早い終息を願うばかりです。子供たちを守るためにあらゆるリスクを想定し、できる限りの対処をしていかなければなりません。

その中で、大川、釜津田地区における通学路の安全対策について伺います。

大川小学校と釜津田中学校が令和3年度をもって閉校になり、それぞれ岩泉小学校、岩泉中学校に統合となります。通学はスクールバス対応ということで、関係各位は新たな日常に様々な期待や不安を抱えています。

特に大きな不安材料は、通学路の安全性であります。県道については、道幅が狭く、カーブが連続し、車両の擦れ違いに支障を来す箇所が多く点在します。大川地区道路整備促進期成同盟会では、道路改良がなかなか進まない中で、せめて待避場所の設置をお願いしようと岩泉土木センター立会いの下、新設場所を確定し、令和3年度内の事業完了をお願いしました。しかし、スクールバス運行開始まで1か月余りという時期に来て、思うように進んでいないように見受けられ

ます。

町道については、大川地区2路線、釜津田地区1路線が急勾配で、冬期の安全確保が困難な状況にあります。雨上がりの早朝はスケートリンク状態となり、単独事故は少なくありません。

さらに、令和2年度で釜津田保育所が休止となり、釜津田地区の保護者は岩泉地区と小川地区のこども園に自家用車での送り迎えをしている実態があります。こがわこども園は、林道八戸川内線の穴沢、上外山区間を通っています。冬の穴沢側斜面は地獄の通園路と言っても過言ではありません。

このような状況は、最低限子供たちを守るという観点から、何より優先して対応すべきではないでしょうか。少なくとも予測可能な事態でありますので、どのように対応するのか、中居町長の心からの答弁を期待します。

次に、前代未聞の長時間スクールバスの実施に向けたフォロー体制について教育長に伺います。

これまでのスクールバスと同じ子供たちの送迎と、その安全対策に加え、それ以外の配慮はありませんか。

初めての長時間スクールバスの実施に際し、保護者と学校を交えて、通学時間の有効利用に可能性を求める取組を実施するべきであります。時間があるからこそ取り組めることもあるのではないのでしょうか。後になって、あのスクールバスでの時間が有意義だったという形をつくることはできませんか。ぜひとも挑戦してもらいたいと思います。

その実現によって、長時間通学のハンディーがメリットに変わります。難しいことは承知していますが、今の少子化時代に即応した新しい試みとして大いに価値あることだと思います。教育長のご見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、佐藤安美議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、大川小学校と釜津田中学校の統合に伴うスクールバス通学路の安全確保のための待避所の設置状況についてであります。

通学路線である国道340号と一般県道大川松草線への待避所の設置に当たっては、大川地区道路整備促進期成同盟会から岩手県に36か所の候補地が情報提供されております。

その後、県において現地調査を行い、設置可能な場所については本年度から計画的に整備する予定となっており、本年度10か所、来年度以降に8か所の合計18か所を整備する予定と伺っております。

町といたしましては、本年度の県への統一要望の中で、同路線の改良整備とともに新たに待避所の整備を要望しておりますが、引き続き早期整備を強く要望してまいります。

次に、町道川崎線、林道下町宇津野線などの山間部の道路や林道八戸川内線の穴沢・上外山区間の除雪体制については、山間部を通る道路であるため、急勾配や急カーブが多く、また日照条件によっては除雪後にアイスバーンになることは確認をしております。

このことから、早期の除雪が必要と認識をしており、委託業者に一定量の降雪が予想される場合には、事前に出動要請をしているほか、ご指摘のアイスバーンの対策として、できる限り速やかに凍結防止剤や砂の散布作業などに努めているところであります。

今後におきましても、安全な通行を確保するため、除雪体制を強化するとともに、気象情報や道路状況をきめ細やかに把握をし、早期の凍結防止剤や砂の散布など、引き続き必要な対策を講じてまいりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

なお、長時間スクールバスの体制につきましてのご質問は、教育長から答弁をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 三上教育長、答弁。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 長時間スクールバスの体制についてご答弁を申し上げます。

来年度の大川方面におけるスクールバスの運行につきましては、閉校する大川小学校と釜津田中学校の児童生徒は、それぞれ単独便として乗車、運行する計画でございます。

運行区間の最長は、唐地から岩泉中学校までの約38キロメートル、乗車時間にいたしまして約1時間を見込んでおります。

通学時間を有効に活用するための方法につきましては、議員ご提言のとおり、私も何らかの対策が必要と考えております。

車内で実施可能と思われる学習といたしましては、音声教材を使った英語などのリスニング、また大型モニターでの教育や教養の映像視聴などが考えられるところでありますが、いずれにい

たしましても、スクールバスでの長い通学時間を有効に活用していくための手だてにつきましては、保護者の皆さん、また生徒の意向を尊重しつつ、学校とも連携をして検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 2番、再質問はありませんか。

2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） 待避所の整備でございますけれども、大川地区道路整備促進期成同盟会で要望しましたところ、10か所整備をしたという答弁でございましたが、3年度は舗装補修工事の路盤材がありまして、それを使ったようでございますが、そのため10か所もできたのではないかなと思っております。敷き砂利で済ませたわけでございますけれども、実際に自分も走ってみますと、乗用車同士であれば大分よくなったかなという感じには見受けられますけれども、大型自動車での擦れ違いになりますと、やはりなかなか解消したとは思えないので、やはり本格的な待避所の整備が求められると感じております。

それで、引き続き強く要望していくとの答弁でございましたけれども、今までも粘り強く要望活動は行ってきたと思っております。私も前年度までは大川道路整備促進期成同盟会の役員でもありまして、町長を会長に、一緒に活動を行ってきたところでございます。しかし、県からの要望に対しての回答をもらっているわけですが、その回答内容を見ますと、なかなかいい回答ではありませんで、交通量の推移とか事業予算の動向を見極めて判断すると、こういった毎年同じような回答でありますので、今後も県の土木部には粘り強い要望活動は行っていかなければならないと思っておりますけれども、ここはやはり国に対しての要望に力を入れるべきではないかなと思っておりますけれども、その辺に対してのご答弁をいただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） ご答弁申し上げます。

国道340号、併せてあと大川松草線の要望活動を国にとということであろうかと思えます。現状としては、町、あと同盟会の要望活動は県の事業ということで、県に要望活動を行っているということで、県の事業もそれぞれの国土交通省の交付金事業を活用した形で、県内の交付金の状況を見極めながら配分し、事業を進めているというふうなこともありまして、これまで県を窓口とした形の要望活動を行っているという状況でございます。当然特別な事情があれば、国に直接とい

うこともあろうかと思いますが、国のほうも基本交付金事業等は県の裁量というふうな形で捉えられておりますので、今後も引き続き県への要望を基本に、必要であれば国のほうにも改めて赴くというふうな形は取りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） ありがとうございます。ぜひそのような体制を持っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に入らせていただきます。県道、町道の除雪体制について伺います。現在除雪は、10センチで除雪出動体制に入ると伺っておりますけれども、岩泉の道路は標高差がありまして、除雪オペレーターの居場所で10センチになったら出動するという体制だと思っておりますけれども、やはり自分がいるところでの10センチ、また標高の高いところでは、やはり全然倍以上の差があると思いますので、その除雪出動体制の見直しが私は必要でないかなと思っておりますけれども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 除雪基準の質問ということになりますけれども、現在の基準とすれば、議員ご質問の10センチ以上、または10センチ以上が見込まれる場合というふうな形で除雪体制を組むこととしております。

先ほどご質問にあったとおり、住む場所によって、山間部、平地部での積雪量が違うということとは、まさにそのとおりだという実態と我々も理解しております。そういう意味でも、あくまでも見込みが、積雪量が見込まれる場合は、その時点で例えば6センチであっても8センチであっても除雪体制は組めるということになっておりますので、その基準を見直すとかではなくて、そういう除雪が見込まれる場合は早期な対応を現在でも行っておりますので、この基準を基本にこれからやっていきたいとは思いますが、それぞれの地区からのそういう除雪要望に対しては速やかに対応していきたいというふうに思っております。

また、除雪観測につきましては、町内19地区のポイントで今現在も行っておりますので、そういう状況も確認しながら、町としても安全な通行確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） ありがとうございます。その見込まれた場合にも出動すると今の答弁でございましたけれども、やはりその辺がオペレーター、委託業者とオペレーターの打合せがどうなっているのか。例えばオペレーターが、除雪区間の真ん中にいた人が、上流、下流側と除雪作業をしなければならないといった場合に、上流の側は当然積雪はありますよね。下流側は少ない。そういった場合に、上流側だけ除雪して、下流は残すというような実態がありますので、そういったことを見ますと、やはり業者とオペレーターとの打合せが役場を含めなされていないのではないかなど。本年度の除雪作業を見まして、そう感じましたので、その辺は徹底して委託業者またはオペレーターとの打合せをしていただければと思います。

あともう一点でございますけれども、道路が凍ったときに滑り止めとして砂まきをしているわけですが、砂まきが一番効果があろうかなど思っておりますけれども、その砂まきも業者がやっているようですけれども、今度の統合に関しまして、スクールバスの出発時間が早くなると思われましても、それについてどのように対応していくかをお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） スクールバスの出発前の砂まきということだと思えます。現在、除雪体制は機械での除雪とともに路線の砂まき、同一業者をお願いしているという状況でございます。我々とすれば、まず雪等に関しては機械での除雪ということで、当然スクールバス路線もですが、生活路線ということで、皆さんが出発する前の時間帯の除雪を基本に行っておりますし、今後も行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） 当然今も早くから除雪は行っておりますけれども、砂まきに関しては、今までの経過を見ますと、業者に委託しておりますので、やはり業者委託であれば、そんなに早朝からやるということは今まではなかったわけです。ある程度の時間になったら動くというのが普通であろうかと思っておりますけれども、そういった場合に、その前に果たして業者が砂まきを、スクールバスが出発する前にできるようにやるつもりでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 業者さんの除雪オペレーターさんも地元の方がほとん

どですので、その方の雪の状況であったり、除雪体制は取っていると思いますけれども、実際砂まきについては確かにご指摘のとおり、その朝6時台とか、そういう時間帯での砂というのは非常に難しい、現実的には難しいのかなというふうに考えております。これらの対策とすれば、やはりアイスバーンの状況が見込める路線については、事前に前日であったりとか、砂はある程度、数日間の効果がございまして、事前の砂まき等行いながら、安全な道路の体制は確保していきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） 事前にまいても、それはよろしいかと思っておりますけれども、2月、3月時期には、やはり雨が降って夜に凍る場合がまず多いのです。そういった場合に、事前にとってみたところ、果たしてそれが可能なかどうか分かりませんが、私が思うには、砂まきだけは近くの地域の人に委託するというような形を取っていけば、より安全性ができるのではないかなと思っておりますが、その辺お伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 早朝時間帯での砂まき、地元での委託という形の質問だと思いますけれども、まさに朝、早朝の路面状況、なかなか地元以外の方は少し時間差があつての把握ということがありますので、まず仮に今後地域の皆さんに砂まきをお願いするにしても、やはり冬場、一定の期間継続してやってもらえる体制を取れるかどうか、こういうふうなところを地元との協議が必要になってくるのかなというふうに考えております。そういった意味では、スクールバスをはじめ、早朝の安全な路線対策として、地域の皆さんが冬期にある程度継続してできるというふうな体制を取れるのであれば、今のご提言の地元への砂まきをお願いする形も取れるかとは思いますが、途中でも話した課題もございまして、その辺まさに地域の皆さんとの協議させてもらえればなというふうに思います。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） ありがとうございます。ぜひ前向きに考えていただきたいと思っております。

次に、教育委員会にお伺いいたします。先ほどの教育長の答弁で、いろいろ教育委員会も考えていてくれるようでございますので、本当にありがとうございます。本当に長時間のスクールバスということで、最初は希望に満ちて、わくわく感とか緊張感を持ってスクールバスで通学すると思っておりますが、やっぱり慣れてくれば、やはり長時間スクールバスはさすがに疲れてくると思

ます。先ほど教育長からの答弁がありましたけれども、やはりそのスクールバスに大型モニターとか映像を見せることも考えられるのではないかなという答弁でありましたけれども、ぜひその辺考えていただいて、例えばこの間まで北京オリンピックがありまして、岩手県出身者の方も活躍しており、また海外でも活躍しております。そういったDVDとか、いろんな方法があると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、終わりになりますけれども、令和3年12月4日に国道340号宮古岩泉間整備促進住民総決起大会の意見発表で、統合後に入学時から3年間、岩泉中学校まで通学する釜津田小学校の児童を思いやる内容で、多くの人の心を動かししました釜津田中学校2年生の中田飛羽雅君の発表の一部をご紹介します。「私は、岩泉町の大川地区、釜津田地区に住んでいます。私は、自分の育った場所が好きです。山々の緑、川の魚が直接見える透明度のある水、鳥たちが優雅に飛んでいる風景と季節ごとの匂い、多くの人に自慢できるすばらしい場所であると思っています。学校の授業などで、交通網が人のつながりや物流に大きな影響を与え、道路整備は不可欠であるということを学びました。自然と人を結ぶ岩泉の産業などの発展はもちろん、住んでいる人が少なくなっているからこそ、岩泉町や地元に戻って暮らす人たちを増やすために道路整備の必要性は増してくるのではないかと思います。釜津田小学校に通っている児童たちが、数年後岩泉中学校に通うときに、時間が短くなり、安心して通うことが可能になれば、中学生の負担も減り、保護者の心配も少なくなると思います。釜津田や大川地区、岩泉町で暮らす多くの人たちが笑顔で住み続けるために、そして私たち若い世代の人たちが将来安心して生活できる安全な道路を造ってほしいと心から願っています」と中学生もこのように思っています。本路線は、一般国道106号に通じる路線であり、沿線地域住民の生活道路であるとともに、緊急医療施設への搬送、産業、経済の発展を図る上で重要な路線でありますので、早急に整備されますよう強く要望いたしまして、以上をもって本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） これで2番、佐藤安美さんの質問を終わります。

続きまして、8番、坂本昇さん。どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。中居町長、第2期目のスタートとなりました。さらなる町勢発展のため、全力を傾注した施政方針の推進に期待を込めながら、町政運営の基本となる「持続可能なまちづくりの創造」についてお伺いいたします。

町長は、産業振興全般の課題として、後継者を含め担い手不足が挙げられることから、人材の確保と若者や移住者の雇用の場の創出を図るため、「特定地域づくり事業推進法」、以下推進法と言わせていただきますが、に基づく組織づくりについて調査研究を進めていくと述べております。

当町にとって人材の確保と雇用の場の創出は喫緊の課題であり、この推進法の効果が上がれば、願ってもない人口減少の歯止めや産業振興の起爆剤になるものと考えます。

そこで、この推進法をどのように活用し、人材の確保につなげ、雇用の場の創出のためにどんな組織づくりをお考えなのかお伺いします。

また、組織づくりの財源措置、対応する人員や組織の見通し、それは行政主導か、民間活用なのか。

さらに、県内での先進事例について、具体的に取り組む場合、何名ほどの雇用の場の創出が見込まれるのか。反面、推進に当たって懸念されることはないかなどお伺いします。

あわせて、調査研究するとありますが、どのくらいの期間が見込まれ、実施段階に進むのはいつの時期になるのかもお示してください。

次に、安全・安心・明るいまちづくりについて、安全路、防犯灯の視点からお伺いします。

当町には、1,000基を超える防犯灯が設置され、街路灯を含めると約1,300基にも上ります。これは、町が直営で管理しているものや自治会からの要望等に応え町が設置し、管理は各自自治会で行っているものがあります。

お伺いしたいのは、その管理、つまり把握、認識の状況であります。この防犯灯の「灯り」がもたらす効果は広範囲に及ぶものと考えことから質問するものであります。

その役割は、防犯灯設置のための自治会のコミュニティー活動が深まること、また子供、高齢者など安全に通行ができ、正しく防犯活動につながることであります。強いて言えば危機管理にも共通することです。何よりもその明るさが地域住民の道にも心にも「明かり」をともし、支えになっていることでもあります。

1,000基を超える防犯灯は、地域を照らす大きな役割を果たしているという観点から、その全体像が集落ごとに網羅され、図面化されてあるのか。そして、その認識、位置づけはどのように捉えているのかについてご見解をお伺いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、特定地域づくり事業推進法であります。本制度は特定地域づくり事業協同組合が地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、その上で派遣を希望する事業者が組合員となって利用料金を支払い、組合が職員を派遣する制度であります。

財源については、組合の運営に係る経費の一部に国からの交付金、また町には支援する額の一部に対して特別交付税の措置があります。

本制度を活用するには、組合の設立が必要となることから、立ち上げについては行政主導として考えており、運営については民間活用の方向で調査研究をしております。

また、県内では葛巻町がこの制度に取り組んでいると伺っております。

雇用の場の創出については、町内の様々な事業者の皆様から雇用ニーズ等のヒアリングを行い、作業の組合せによる年間を通じた仕事の創出ができるかを調査した上で、実施の可能性を検討しております。

本町における活用例としては、春から秋にかけて繁忙期となる畑ワサビと、冬場に繁忙期を迎える菌床シイタケとの仕事を組み合わせることが考えられるところであります。

一方で、組合が立ち上がり、仕事が創出されても、派遣する職員の確保が課題となりますことから、町内外を問わず職員の確保のためのPRも必要不可欠であると考えております。

なお、スケジュールについては、令和4年度中に組合の設立に向けた町内事業者のヒアリングを実施し、組合の運営方法の検討などを行いながら、手続が整い次第、実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防犯灯の設置管理についてであります。防犯灯の役割は、まさに議員ご指摘のとおりと認識をしております。

昭和56年度から自治会の皆様の要望に対して可能な限り対応してきており、これまで1,300基を超える防犯灯の整備を進めてまいりました。

平成23年度からは、環境負荷や電気料金の低減に資するため、3か年計画で全ての防犯灯をLEDへ転換をしたところであります。

しかしながら、設置したLED防犯灯は、10年以上が経過をしておりますことから、点滅や不点灯などの不具合が生じており、現在では年間30か所程度を更新している状況にあります。

これらの管理については、不具合等により自治会などから連絡をいただいた都度、速やかに更新や修繕などの対応を行っているところであります。

あわせて、防犯灯の設置箇所を住宅地区に落とし込んで、位置や表示内容の確認を行うなど、現状の把握に努めているところであります。

防犯灯は、過疎化が進む本町において、地域と地域をつなぐ「灯り」でもありますので、これを絶やすことがないよう、今後においても地域の要望を丁寧にお聞きしながら対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いをしたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 8番、再質問はありますか。

8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。いずれこういう事業組合をつくりながら、雇用の場の創出というふうなものに向かっていって、さらに4年度には実施の状況が進み次第、行動も起こしていただけるというふうなことをお伺いしましたので、仕事を求めている方々にとりましてはとても明るいニュースではないかと思っております。

そこで、基本的なことからお伺いしますが、特定地域、何をもって岩泉町はこの特定地域に該当するのかと聞いたら、どういうことでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の特定地域づくり事業協同組合、これを立ち上げるに当たりまして、様々な要件がございます。地域につきましては、人口急減地域という指定がございます。これは過疎に基づくものともまた違うのでございますが、様々な要件の中で、岩泉町は十分これには該当するというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 過疎地域以外でも特定地域ということになりながら、岩泉町も該当するというのでございました。この組合はどなたがつくることになるものですか。今既存にある組合に、そこをお願いをするということではないかと思えます。新しい制度ですので。そのことから、どういう方をもって組合員の構成となつて、基本的基準とすれば、何者以上なりの人たちの構成団体が必要なのかというのはどういうことですか、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回つくる協同組合、ゼロからの事業でございます。新しい事業。この事業といたしますのが、まずはその組合を新しく設立するということからのスタートです。その組合は、労働派遣法に基づく派遣をするわけなのですが、その組合の中には組合員として町内の事業者さん、例えば一次産業である農林業者さん、あとは商工業者さん、観光でもよろしいですし、介護でも運送でも飲食でもという事業者さんたちがその組合員になるという形でございます。それをまずは最低限基準として4者が組合員となってもらって、そしてそこでこの特定地域づくり事業協同組合というのを立ち上げるということがスタートとなります。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 4者の方が例えば出資したとしても、運営費というのはなかなか生まれづらい状況かと思うのですが、この運営するためとか、それからそれをコーディネートするための組合の組織的なものについては、資金面とコーディネートの関係についてお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） この事業協同組合につきましては、まずは準備段階として組織を立ち上げる、こういった準備がございます。こういったものについても国からの財政的な支援が入ることになっております。その中には、事務局として事務局職員が張りついて、その方が中の事務を取り仕切ると。これの方の人件費等についても、これも支援があると。その中で組合員を集めながら立ち上げていくということで、そしてさらに国費については、その運営費プラス派遣事業になりますので、そこから人を派遣して、いろいろ農業であり、林業であり、漁業であり、様々なところに働いてもらう方の人件費についても、半分は国費、町費ですが、半分がその事業者さんの利用料金で払ってもらおうというような形で運営すると。これらが、その利用料金という部分は事業者さんがお支払いいただくのですけれども、残りの半分のうちの2分の1は国費、さらに町費は最終的には8分の1で済むというような形で運営していくというような形でございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） そうすると、その組合というところが立ち上がれば、そこに加入している人たち、もしくは雇用を望む人たちは、半分の賃金で求めている労働は確保できるということなわけですね。それにするためには、何らかの出資者がそこに出資金を出さなければならないような気もするのですが、その負担は出てまいりませんか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） まず、その出資金ですが、今全国で2月末現在で33の組合、33の自治体で立ち上げています。岩手県内では、葛巻町が先行で認定を受けておりますが、そういったところの事例を見ますと、出資というのがその組合に入る方、事業所さんが一口1万円から、高いところでも10万円ぐらい、こういった口数で出資してもらおうと。その中で組合員になってもらった方が雇用を受けられるというような形でまずは立ち上がるということになります。そこにこの組合の中で抱えて募集をかけた人たちを派遣をしてやると。そういった方がいろんな事業の中で個々の、例えば農業であれば、この時期は私仕事が欲しいと。この時期には人手が足りないから来てほしいのだよというのをお話をすれば、そこから派遣をして、事業者さんは半分を賃金は払っていただくのですが、残りの半分は協同組合のほうで国費等を使いながらお支払いをするというような形でございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） そうすると、出資1万円から10万円程度でも雇用の確保、ニーズと、それからマッチングができればでしょうけれども、可能だというふうに受け止めておきたいと思いません。

そこで、答弁の中頃に、立ち上げは行政主導で考えるけれども、運営は民間活用だと、ここをやっぱり立ち上げのときから、最後は民間が運用するわけですから、行政が立ち上げて、さあ、どうぞというのではなくて、立ち上げのときから行政と民間で一緒に立ち上げながら推移するというふうに行くのがベストではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私の考えとしては、最終的には民間事業者さんが独自でこれを運営していただければ、そこで抱える方の雇用も出ますし、そこで経営も成り立っていくということなので、民間でやっていただきたいという考えです。

最初の立ち上げについては、やはりこれはゼロから立ち上げる新しい事業でございますので、国とのやり取り、それから労働局とのやり取り、これが労働派遣法が絡んできますので、そういったところで行政も一緒になって、そして、もしやるという事業者さんが町内でそういった受皿が、これはぜひそういうふうにしたいと思っておりますが、その中で一緒になって立ち上げていくと。その組合員になっていただける、雇用が必要だ、人が足りないという事業者さんを集め

て、さらにはPRについても行政も一緒になってやりますが、各全国からこちらのほうに定住したい、仕事をしたい、地域おこし協力隊の形のような形にもなりますが、そういった方、あとは町内にいて仕事をまだできていなくて、いろんな仕事をやってみたい、そういった方、Uターンで戻る方、息子さん、娘さん、様々な方がこういったところで雇用の場ができるということで、そういった意味で民間の力も生かしながらやっていきたいという考えでございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひ今のように若い人たちでも、地域にいる人もそうですが、あと地域おこし協力隊も3年の任期が終われば、ここに残りたいけれども、仕事がない。ほかにあったとしても、思ったような収入に、合うかどうかというのが、ここが課題だと思いますが、この事業が成立すれば、それも今のお話ですと成り立つかなと思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思っていました。

そこで、次の、県内では葛巻町がやっておられると。これは、新聞でも見たとおり、酪農に当面特化したようなこともあるのですが、岩泉町の場合は職業的に特化することになるのか、キーポイントは何かといったらどういうことになるのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今1つ議員のほうから地域おこし協力隊的なところの話もあったのですが、地域おこし協力隊で今入ってきていただいている方は3年の任期ということになります。その3年が終わった後に起業されてもよろしいのですが、こういった組合のほうに入って、もっと岩泉町で違う仕事をしたい、こういったものをやりたいという方もこれはオーケーですので、そういった考え方もあるかなと思っています。

それから、葛巻町では、新聞報道でありましたが、農業、乳製品の製造、それから宿泊業、こういったものに特化して葛巻町はやると、そういった形でやられているようでございます。岩泉町で、今これから令和4年度を考えていきますけれども、例えば一次産業、農業、林業、漁業、それから製材業であったり、食品加工業であったり、あと小売、介護、それから保育、あとは商店街であればそういったところの組合、観光協会、全てこういったところの該当する事業者さん、こういったところに声をかけながら、広く皆さんに組合員になっていただいて、将来的にはどんな仕事でも、私は人が足りない、雇用したいという方であれば、組合員になって、そしてシーズンでとか午前中だけとか、そういったいろいろな組合せをしながら、雇用の場をつくって定住に

つなげたいと、そういう考えです。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひ1回就職したら、そこで永年雇用というのも一つの方法ですが、今の
ような形で本人に合った、もしくは求めるほうの事業主に合ったような雇用関係というのは、ぜ
ひこれを確立してもらえれば見込みがつくなど思っていました。

そこで、今月号の広報にハローワークの求人情報ということで、正職員が37社募集しています。
それから、正社員以外ですと、パートも含めると20社ということで、雇用を求めるところは、今
のお話とはまた別にこれぐらいも出ていますので、ここのすり合わせができれば、さらに人を
求めても来てくれないがという人たちの会社も事業所も救えるのではないかと思います、その
点についてはいかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 毎月の広報でハローワークの情報が載っているわけですがけれど
も、そういった方々、自分のところで雇用が必要だという方が組合員になっていただければ、そ
ういったところに派遣もできると。ただし、これが派遣法の中で動くことになりますので、派遣
法ではちょっと厳しい基準があって、例えば建設業界でいえば、建設現場で働く労働者の派遣は
できないというような派遣法違反ということになりますので、こういったものであるとか、医療
現場での医療に携わる方、こういったものも該当しないということになりますので、そういった
法律の中で動ける範囲ですが、そういった方々にとってもいいと。

さらに、この協同組合の中でいろいろマルチワーカー的に働いていただいて、その例えれば行
った農家の方が、その方とかなり意思疎通ができて、かなりいい人だと。この方にずっと私のと
ころで働いてもらいたい、どうだろうということで、その方がそこにもう働くということであれ
ば、これもあるので、そうすればそういった雇用にもつながるといようなシステムでございま
す。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 時間、お昼ちょっと押しますが、間もなく終わりますが。

○議長（野館泰喜君） 遠慮なくどうぞ。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。ということで、そうしたときに、そういう条件の
中に事業主もそうですが、他から来たときに、先ほども出ましたが、住居環境、来てもらったけ

れども、住むところがないというふうなことも関連すると思いますが、それについてもこれを立ち上げるときにはぜひ対応の一つにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 確かに課題になりますのが、こちらの受皿がいろいろできてきたと。今度はこちらに来ていただく方、Uターンの方、働く方をどう集めるかということになれば、そういったところの住居環境であるとかというところは重要になってきますので、これは1つ課題です。そういったところも空き家対策もございますし、様々な住宅環境の整備というのも、これは必要だろうなというふうに考えておりました。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 最後のスケジュールについてはということがありました。今お話を伺いますと、とても実施までの間にはいろんなハードルもありそうですが、町内業者の方々のヒアリングなり、それからコーディネートする人も含めて、何とか条件を整えて早期の実施に取り組んでいただければというので、これについてはぜひ前向きに取り組んでいただくようお願いすることで要望にしておきたいと思います。

それで、次に防犯灯ですが、1点お伺いします。答弁でいただいたように、岩泉町の照明としてとても大切に扱っていただいているということをお伺いしまして、これに沿った形で管理、そしてまた更新というのもしていただきたいと思っていました。ただ、1,300基を年間で30か所程度ですと40年かかってしまうということも数字の単純計算でなりますので、最後にお話、町長が言っているように地域と地域をつなぐ「灯り」でもあるので、丁寧に地域と接していくということがあります。この点については、若干のペースアップを図りながら、防犯灯の明かりを町内にともしていくという意気をお願いしたいと思いますが、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） いずれにいたしましても、議員のご提言、ご質問の趣旨に、町長もそのとおりであるという認識でございます。したがって、ただいま議員からの年間30か所という数字が出ておりましたけれども、これは不具合、故障が生じた箇所というのが、大体年間30か所ぐらいが出ているという意味でございます。これについては、速やかに私どものほうで現地確認をして、業者さんをお願いをして対応しているということでございますので、明かりをいずれ絶やすことがないように今後も努めてまいりたいということでございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） では、最後にお伺いします。

あとは、現在は全部電力の有線でいくというふうなのは大変だと思いますが、ソーラーシステムも相当開発をされて、そこにおいて地域で管理をすれば、電柱が必要だとか、それから電力等の電気料の支払いというのも相当簡素化できると思いますので、地域と話し合いながら、そういう形にも取り組んでいったらいいのではないかなと思います。その点についてはいかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議員ご指摘のソーラー関係の電灯につきましては、現在は危機管理の最優先の観点からは、津波の避難路等々に設置をしている現実もございますけれども、何しろこれは費用がそれなりの、かなりの今のところは高額なものですから、現在設置をしている防犯灯のように早々はつけられる今は現状にはないというふうに判断をしておりますけれども、今後時代の進化とともにそういった機器も出てくるものというふうにも推察をされますので、その際にはぜひ議員のご提言のことも私どものほうで進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（野館泰喜君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩します。暫時休憩します。

休憩（午後 零時07分）

再開（午後 1時10分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから日程第2、一般質問を再開します。

4番、畠山和英さん。どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和4年第1回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の基本姿勢について一般質問を行います。

このたびの岩泉町長選挙において、中居町長は無投票で再選を果たされました。町長選挙後、最初の町議会定例会に当たり、改めて心からお祝いを申し上げます。

町政運営のトップとして、町民の命と暮らしを守り、SDGsの考え方を踏まえながら、誰一人として残さないという使命感を持って、私ども町民が未来に希望が持てる「持続可能なまちづくり」を導いていただきますよう期待をしています。

最初に、町政運営の基本的な姿勢についてお伺いします。

中居町長は、平成30年1月、前町長が任期満了前に辞職したことに伴い、急遽町長に就任しました。以来、町史上最大の危機とも言える「台風災害からの復旧・復興」を最優先課題として、その解決に全精力を注いだ1期4年間だったと推察します。

さらには、宅地分譲、こども園副食費無償化、子ども医療費助成事業の拡充、岩泉高校への給食配食など、子育て世代の移住、定住施策の充実や、産業、経済の活性化に向けた施策に取り組みられました。

さて、今回の選挙は、中居町政のこれまでの4年間の実績への評価と今後の4年間で誰に託すか。今後「災害からの復興をおおむね達成し、その先の振興発展と方向性をどのようにしていくか」が問われた選挙でありました。前回と同様に無投票となりましたが、町民からは、先ほど述べました1期4年間の着実な取組が認められ、中居町政の継続につながったものと思われま

す。一日間だけの選挙戦ではありましたが、街頭演説会では多くの方々から集まっていただきました。季節柄、寒い中にもかかわらず多くの有権者の熱い期待が伝わってきましたし、温かい支援を感じたところであります。

2期目への出馬を表明してから無投票になりました選挙戦までを通して、今回の選挙戦をどのように捉えて、どのように感じているのか、町長の思いと所管をお伺いします。

次に、町政運営の今後の基本的な施策についてお伺いします。

町長は、2期目に向けた選挙戦の公約に「持続可能なまちづくりの創造」を掲げ、町民に訴え、周知してきました。台風災害からの復旧の完遂と復興の推進に取り組みながら、「産業振興と地域経済の活性化」、「健康・福祉・医療対策の強化」、「安全・安心な暮らしの環境づくり」、「子育て支援と教育環境の充実」の4つを柱に、町民や関係機関、団体の皆様とともに挑戦し、まちづくりの将来像「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に取り組むとしています。

さきの施政方針では、これら施策の基本となる考え方の具体策として、岩泉ホールディングス株式会社を中心に、「第三セクター各社の組織力の強化とさらなる連携調整」、今後の交流人口の拡大、点から面への観光づくりを進めるため、「近隣市町村との連携強化」、「民間活力の導入によ

る龍泉洞の園地周辺の環境整備」、「効率的な施設運営方法による交流拠点となるふれあいランド岩泉の再整備」、持続可能な社会構築に欠かせない地球温暖化対策に取り組む国の方針に呼応し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現」に取り組むとしています。

これら最優先に取り組む施策について、今後事業化、予算化がされていくものと思いますが、具体的にはどのように執り行うのか、その内容をスケジュールを含めお伺いします。

次に、今述べましたリーディングプロジェクトを進める組織体制と職員の資質向上についてお伺いします。

町組織の職員体制は、令和3年10月時点では184人、4年度の見通しは181人と伺っています。うち任期付職員は、令和3年度は19人、4年度は8人になる見込みとのこととあります。

土木技師、保健師、保育士などの専門職の採用が難しいと聞いていますが、今後の一般事務職を含めて町職員の採用見通しをお伺いします。

以前から議会の予算特別委員会等でも指摘していますが、令和4年度に任期付職員数が減っているのは正職員化によるものなのかどうか、内容の内訳をお尋ねします。また、職員の意向を踏まえてのことにはなりますが、今後とも任期付職員の任期の定めのない職員として採用するための選考試験を実施すべきと考えます。町長のご所見をお伺いします。

次に、会計年度任用職員の令和4年度の採用人数はどのようになる見通しか、増減を含めて伺います。会計年度任用職員は、非常勤専門職員、臨時職員等の処遇改善をするための制度の導入であります。現状はどのようになっているのか、今後はどのようにするのか見通しをお伺いします。

組織を支えるのは人材であり、町政運営を担うのはその職員であります。町長が掲げる町民への公約を実現し、町の将来像を共有し、未来づくりプランで掲げる施策を実現する組織を形成していくためには、職員の資質の向上、職員の教育は重要と考えます。

あくまでも外から見た仕事ぶりではありますが、町職員はまじめで優秀であり、組織力や行動力があると感じます。反面、職員と接してみると、所属によっては、町長が何を目指し、どうあってほしいか伝わらず、仕事の課題、目標や仕事の組立てができない職員や、組織としてマネジメントができていない部署のところも見られると感じます。できる限り現場に出向き、町民に会って仕事をしてほしいと願います。

町総合計画の未来づくりプラン、第3章、まちづくりの理念では、「職員の意識改革と資質の向

上」を挙げ、その推進方策を示しています。職員のモチベーションを高め、町職員が一丸となって町民のために仕事をしていくような組織とすることが大事であり、職員の教育、人材の育成が重要と思われまます。どのように進める考えか、町長のご所見をお伺いします。

最後に、国道340号の整備促進についてお伺いします。

このたび町の懸案でありました整備が遅れている国道340号岩泉側の浅内地区の整備が図られる見通しとなりました。「地域のイベントがあっても、行ってみたいが、道路が狭くて怖くて運転していけない」、「大型観光バスは、イベント会場に行けないと断られる」などの声がある中で、この幹線道路の整備によって地域産業の振興や救急医療の確保が図られます。また、頻発する災害における道路の果たす役割は大変大きなものがあります。

これまで地域活性化に不可欠な道路の整備促進を国や県に働きかけていただいていたところですが、長年にわたる要望活動や整備促進運動がやっと結実することとなりました。道路沿線に住む地域住民にとっては、やっと整備に向けた一歩を踏み出したと誠にうれしい限りであります。

これもひとえに、町長を先頭に町当局をはじめ、関係機関・団体、町民等の関係者の一丸となった要望活動や、鈴木俊一財務大臣、地元の県議会議員、ここにおられます町議会議員の皆様のご支援、地域住民の応援のたまものと感謝をするものであります。

今回の浅内地区の整備計画は、未整備区間約9キロメートルのうち1.4キロメートルで、7年間の期間と聞いています。このペースで進みますと、全線の完成はまだまだ遠く、長い年月を要します。

ここで整備促進要望を緩めることなく、新たな整備工区事業化の設定を含めて、早期の改良整備が図られるよう要望活動や整備促進運動を引き続き強力に進めていただきたいと思いますと考えます。町長のご所見をお伺いします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、町長選挙への思いと所管についてであります。まずは多くの町民の皆様のご支援、ご協力により再選できましたことに対し、改めて感謝を申し上げたいと、このように思いま

す。

しかしながら、無投票での再選については、全町民の皆様からの白紙委任とは考えておらず、これからも町議会並びに町民の皆様の声に、より丁寧に耳を傾けながら、町政のかじ取りに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

さて、私の1期目につきましては、相次ぐ台風災害からの復旧、復興、そして新型コロナウイルス感染症への対応など、町民の皆様命を守り、安全、安心な暮らしをつくり上げるため、一日一日を必死の思いで駆け抜けてきたこの4年間でありました。

この間、復旧復興事業と並行し、産業振興などの地域課題を解決していくという命題についても取り組んでまいりましたが、少子高齢化や人口減少に歯止めがかからず、まだまだやらなければならない課題は山積をしており、これらの課題解決に向け立候補を決意した次第であります。

選挙戦においては、4つの公約を町民の皆様にご訴えさせていただきましたが、向こう4年間は、台風災害からの復旧後や、さらにはアフターコロナを見据え、「持続可能なまちづくり」の創造のために重要な4年間であると、このように認識をしております。

次に、町政運営の今後の基本的な施策であります、「第三セクター各社の組織力の強化とさらなる連携調整」では、人材育成による組織力の強化、親会社である岩泉ホールディングスの子会社への指導強化及び組織体制の見直しなど、各社の連携をなお一層強化し、産業の振興と雇用の創出に取り組んでまいります。

交流人口の拡大に関する「近隣市町村との連携強化」については、現在、青森県から福島県をつなぐ「みちのく潮風トレイル」を活用した新たな周遊モデルコースの造成を関係機関と協議中であります。

さらには、下閉伊北部地域との観光の連携の強化や、ジオパークによる連携などについても強化をしてまいります。

また、八戸市及び仙台市周辺において、三陸国立公園協会加入市町村と連携をし、プロモーション活動にも力を入れてまいります。

次に、「民間活力の導入による龍泉洞の園地周辺の環境整備」についてであります。観光地としての龍泉洞の魅力を高めるための施策については、令和4年度には方向性を決定し、議員各位のご理解を得ながら、早期事業化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

「効率的な施設運営の方法による交流拠点となるふれあいランド岩泉の再整備」については、

限られた用地の中でポテンシャルを最大限に生かすため、民間のノウハウを活用する手法も含め、台風災害の前以上にぎわう施設となるよう工夫を重ねながら検討を行い、早期の事業化に向け取り組んでまいりたいと存じます。

また、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」への取組であります。本年度から実施しております地域課題検討調査事業において、令和4年度は本町の再生可能エネルギーの将来性を最大限生かせる手法、エネルギーの地産地消、山林の持つ環境への有益性など様々な側面から、民間主導の事業導入も含め調査研究をしてまいります。

次に、町職員の採用の見通しであります。まず本年度実施した職員採用試験では、任期付職員から任期の定めのない職員になる方を含めて、一般事務9人、土木技師4人、保育士5人、保健師1人の採用を予定しております。

また、議員ご案内のとおり、専門職の確保が近年の課題となっておりますので、これら専門職のみを対象とした随時募集なども本年度から実施をしているところであります。

今後の見通しとしては、令和5年度から定年が65歳まで段階的に引き上げられることから、行財政改革大綱のPDCAに併せて定員管理計画の見直しを行い、効率的な行政運営が確保されるよう必要な人材の計画的な確保に努めてまいります。

任期付職員については、令和4年度は本年度に比べ13人減る見込みであります。内訳は、任期満了または自己都合で退職する職員が6人、任期付職員から任期の定めのない職員となる方が7人という状況であります。

今後においても、任期付職員を任期の定めのない職員として採用することも含め、採用試験の内容などに工夫を凝らしながら、質の高い職員の確保に向けて取り組んでまいります。

会計年度任用職員の状況であります。令和4年度は、フルタイム30人、勤務時間が週20時間以上のパートタイム130人と、合わせて160人程度の職員を確保したいと考えており、おおむね本年度と同程度であります。

令和4年度からは、期末手当の支給率が正職員と同じく年2.45月分の支給となり、本年度に比べ年収ベースで1人当たり約7万3,000円増額となる見込みであります。

そのほかにも、国や県の制度改正に合わせて、特別休暇の有給化を図るなどの処遇改善を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、人材育成についてであります。町では、令和2年2月に「岩泉町職員人材育成基本方針」

を定め、職員の人材育成に取り組んでおります。

この基本方針では、採用10年未満の職員を人材育成の重点ターゲットとし、「常に高い感性を保ちながら町の課題解決に向けて積極果敢に取り組む職員」の育成を目指しております。

その手法として、岩手県市町村職員研修協議会などが開催をする各業務の専門研修や、経験年数に応じた資質向上を図る研修等への参加のほか、岩手県庁への派遣研修など、積極的に人材の育成強化に努めているところであります。

さらには、町が抱える様々な地域課題について、自ら考え、解決しようとする政策形成能力を高めるため、本年度においては若手職員10人による町政課題研究会「ミライワ塾」を立ち上げ、町の現状や課題を調査研究しながら、解決に向けた事業提案を行い、一定の成果も見えたところでもあります。

いずれにいたしましても、職員の教育、人材の育成は、まちづくりの根幹にも関わる基礎的な事項でありますので、自ら現場に出向き、直接町民の皆様の声を聞き、地域課題の解決に積極果敢に取り組む職員の育成に努めてまいります。

次に、国道340号の整備促進についてであります。本路線のうち未改良区間は宮古市側の約2キロメートルと岩泉町側の約9キロメートルとなっているところであります。

町といたしましては、本路線が地域の産業や経済を支える重要な路線であることから、未改良区間の抜本的な道路改良整備を県に対し最優先の課題として要望してきたところであります。

また、昨年12月4日には「国道340号宮古岩泉間整備促進住民総決起大会」を開催し、沿線住民による道路整備促進の思いを結集するとともに、本年1月には県への要望活動を行ったところであります。

現在、県においては、和井内押角間の1.7キロメートルの道路改良を実施をしており、また浅内地区の1.4キロメートルが本年度の県の公共事業評価で「事業の実施が妥当」であるとの評価を受けたことは、今後の本路線の道路整備の促進に向け、大きな一歩になるものと確信をしております。

また、未改良区間については、議員ご提言の新たな整備工区の設定も含め、大川地区道路整備促進期成同盟会や国道340号宮古岩泉間整備促進期成同盟会とも一体となり、引き続き住民総決起大会を開催するなど、沿線住民の心を一つにして要望活動を強力に行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 4番、再質問はありますか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ご丁寧なご答弁をいただきました。何点か再質問をさせていただきます。

まず、順番にいきますが、基本的な施策についてでありますけれども、まず岩泉ホールディングスの第三セクター各社の組織の強化についてであります。第三セクター、町にとって、また第三セクターの頑張っていたいただいているかなというふうに、そのように見えます。

それで、今ホールディングス、第三セクターがホールディングスに合併というか、統合になったわけでありまして、そうした中で、その合併になったわけではあります、そのとおり会社のほうも、あるいは町のほうも一つの会社と見てというか、そういう意識で何かやっているように見えないのですけれども、産業開発は産業開発、あるいは乳業は乳業というふうなことでやっているように見える部分が、そんな感じがいたします。これらについても、やっぱりトップである会社の社長なりが全部それを把握しながら、あるいはグループ会社を含めて、やっぱり徐々に狙いとする、目標とする方向に経営をやっていくべきだなというふうに感じます。

それから、今若干触れましたが、そういうふうな会社の状況もあるのかもしれませんが、町の幹部、その担当する職員等も、別に一緒になくやっているようにも見える。そういうふうなことがありますので、これについてやっぱり目標としたいろんな1つにした目標、狙いに向かって進めていくべきだなと思います。この方向にまず進めるべきだと思いますが、これについてお答えをしていただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員今ご指摘のありました第三セクター、ホールディングスを含めということでございます。このホールディングスの当初、もともとの目的というところでは、経営基盤革新を図って、そして柔軟かつ迅速に対応して、最大限発揮できるような経営体制を構築すると。あわせて、経営資源の適正配分等、グループ全体の相乗効果の拡大を目指して、第三セクターグループとして成長を加速すると、こういったことが目標となっております。

その中で、こういったグループとして取り組んでおるわけですが、これまでも町の役割として、やはり何かあれば、それは当然町の責任ということにはなりますので、これは町も第三セクターと連携する。第三セクター自体も全体としてそのところはいろいろ経営努力の部分で

は皆さんが協力をしてやると、こういったものはこれまでも努力を重ねてきてはおるわけですが、今後さらに一層強化するというので、例えば町の役割としても、これまで以上にそこは連携をするし、ホールディングスとしても子会社であり関連企業であり、そういうところは一体だということでいろいろ連携をするということは力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 町の組織運営、それのほかに第三セクターの運営、この2つが大事なわけですし、やっぱりこれが連携しながら、情報交換を持ちながら、やっぱりどっちもうまくいくようにしていかなければならないなと思いますので、ひとつそういう意味で今回の最初に第三セクター各社の組織の強化あるいは連携強化について、それを掲げてやっぱりやっていくということは、ぜひこれを取り組んでというか、やっていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

次に、次の基本的な施策の中の龍泉洞の園地の周辺整備、環境整備とふれあいランド岩泉の再整備についてであります。これについては前に整備手法等について全員協議会等に説明がありました。その方向で今回具体というか、早期にこれを事業化に向けてやっていくというご答弁です。そうかと思いますが、この方向性の内容については多分まだというようなことでお答えがないかと思っております。しからばこの龍泉洞の、やる場合の今エリア、例えば安家に向かって右側の、前の龍泉洞観光会館とか、あるいは北側の青少年旅行村のほうのエリアも含めて、このエリアはやっぱり全体的に考えるのか、そこの分だけまずお聞かせいただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 龍泉洞の園地の計画でございますが、全員協議会で以前にも民間手法の活用を含め、様々な園地構想として進めていきたいというご説明を申し上げておりました。エリアとしましては、県道から下側の龍泉洞のほうということで園地構想は立てられているのですけれども、その上のほうの右側のほうにある龍泉洞観光会館、これが民間でやっている経営ということになっておりました。これについても今閉まっている状況ということで、これも我々の考えとしては全体を、こういった民間の手法も使いながら、そういったノウハウも生かしながらできないかなということで、右側の龍泉洞観光会館については引き続き我々のほうでも様々なことを考えながら進めておるところでございます。あわせて、奥のほうの神成のほうのキャンプ場であれ、テニスコートであれ、今は使われていない部分も含め、今後やはり龍泉洞を観光誘客、交流人口を増やすという意味では、やはりその辺も考えながらやらなければならないと思

ますので、それも含め考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 次に、ふれあいらんどのほうにちょっと触れますけれども、あそこ今度河川で大体整備がなりました。護岸というか、でありますので、そうしますとエリアが大体見えてきたかなと思います。見ますと、あそこが前よりやっぱりかなり狭いなと感じます。であれば、前あった、あそこは条例上、多目的広場とか、あるいはそこらについてはどう考えるのか。多分狭いようにも思いますが、あるいはもう一つ、前にはパークゴルフを河川敷の中で、下の下流のほうで場所を取れるかなというような話もありましたが、それについてもまた今後の計画というか、それを練っていくことかもしれませんけれども、まずそうしますと一番大きな多目的広場、陸上トラックと芝生の部分等についてはどのように考えているのか、それについてお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ふれあいらんどの計画につきましても、以前全協でちょっとご説明した経過がございますが、やはりふれあいらんど自体も、これは復旧ではないと。新たな作り込みとして、交流人口を拡大するための施設として考えていきたいと。その中で、以前ありましたサッカー競技場、それから陸上競技場8レーン、これを今のスペースに入れることはできないという判断でございます。今の河川の工事の状況を見まして、残った土地を有効に活用するという部分では、実際にはあそこの中には入らないと。そういうことになれば、またこれはゼロベースというわけでもないですが、交流人口拡大、あとは町民のための施設、あとはさらに言えば、収益を得られるような、そこで運営、経営ができるようなもの、こういったものも含めて考えていきたいということで、今あるスペースの中でどういうものができるかというのも令和4年度についてはこれの方針を固めながら、改めてまたこれは議会のほうにもご説明を申し上げたいというふうに思います。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 前に一般質問で、今言う多目的広場についてもパークゴルフ場についても再建するというようなご答弁いただいていたいました。ちょっと前であります。であれば、これら整備できないというようなことがあれば、そうしますと前の委員会等でも議論していますけれども、それを収益施設にして、行政財産の施設がなくなれば、収益施設にして観光交流を中心としてやるということであれば、それはそれで整備して、龍泉洞とその2か所を核にして、人を今度

アフターコロナ、ウィズコロナに向けて、いずれ今のうちにというか、ちょっと遅くなるかもしれませんが、いずれ準備して、人をどんどん来ますので、そのためにやっておくという事はいいことだなと私も思います。

それで、もう一つ、5番議員も安家地区の振興についても質問がありました。でありますので、まずはどんどん核となるこの2か所、岩泉の中心部、観光施設にどんどん人を呼ぶと。それから、やっぱりこれは何でもそうですが、人、物、金をどんどん地域内で回すというふうなことも併せて今度は考えてほしいなと思うのです。ここに人をどんどん呼ぶのは、それには反対をしませんし、大いにやらなければならないなと思いますので、でありますので、さっき出ました安家のほうのいろんな施設ありますので、そこらも再建に向けて何とかできないのか含めて、まだネックがあるのでしょうか。あるいは私の住んでいる大川のほうについても、やっぱりあそこの七滝の橋等も含めて、何とかここのことも、あまりお金もかからないでできるかなと思いますので、これも含めてやれないかなと思って、人を回すためにも、思っております。これについてご答弁いただければなと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員がおっしゃったとおりだと思います。岩泉町全体として、龍泉洞の点とかふれあいらんどとか道の駅とか、そういった点ではなくて、全体を面としているんな交流を図るということでいえば、こういった施設を核にもしながら、各地区、大川であれ、安家であれ、有芸、小本、小川、全部そういった地区にも波及効果が出るような考えでいろいろ取り組みたいと。それぞれの振興協議会で取り組んでいる行事もありますし、そういったものが連携するような形で、皆さんがそういったところにも足を運べるような、そういった仕組みづくりは必要だなと思っております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 前に答弁で答えたのと内容が変わっていくのであれば、その変わった時点、決定した時点で、やっぱりもうこれは、ふれあいらんど、あそこの多目的広場、陸上トラック場はもういろんな事情で整備ができないということはぜひアナウンスというか、住民にやっぱり周知して、これ変わります、変えますというようなことでやっていただければなと思います。

それでは、次に行きます。もう一つの、最後に二酸化炭素の排出実質ゼロ、これが項目で出ておりましたが、今の時代国もやっていますし、県もまさにデジタル、グリーンなわけであります

ので、そうした中でまず最初に、2050年度のゼロカーボンシティの表明とかという、自治体でまず表明して、環境省に表明してやっているということがあるようなのですが、何やら岩泉町もこれに表明したかと聞いていますけれども、この内容はどんな内容ですか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 国の施策として2050年二酸化炭素排出実質ゼロ、こういった方針で進んでおります。その中で、全国の自治体でそういった国の方針に賛同をして、こういったことを進めていくという自治体はそれを表明するという事になっておりまして、せんだって施政方針の中で岩泉町についてもこういった環境問題には取り組んでいくということで表明をいたしまして、それが環境省のほうで岩泉町も同様の自治体ということで今回認められております。県内では15市町村が表明をしている自治体ということになっております。そのうちの一つに岩泉町もこのたび入りましたということでございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、島山和英さん。

○4番（島山和英君） 表明すれば、やっぱりこれに取り組んでいかなければならないわけですが、脱炭素先行地域というのが、国で環境省でこれを今受付というか、募集を受けて今やっているのですが、これ先行地域を指定して、いろんな助成制度等もよこすというふうなことかなと思いますけれども、これについても、やっぱり取り組むべきだと思うのですが、ハードルが高いのかな。これについて、ご説明していただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員ご案内のありました脱炭素先行地域というのが国のほうで先行地域として先ほどのような2050年のカーボンニュートラル、こういったものを宣言した地域等で今後取り組むものについては、先行地域として認めて、優先的にそういった事業に対する支援をしていくというものでございます。こちらのほうは、国で少なくとも100か所の地域を先行地域として選びたいということで、この春からスタートしておりまして、当初約20件から30件程度の自治体が選ばれるのではないかなと伺っております。岩泉町といたしましても、今後これについては様々な再生可能エネルギーの導入であるとか、事業として、この地域を生かした脱炭素の取組、こういったものをつくり上げて、それに対して支援をいただくということでございますので、岩泉町といたしましてもこういった事業としていろいろ今後組み立てながら、これにも手を挙げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） カーボンニュートラルの取組には、再生可能エネルギーの取組と、これにまずやって、産業とか経済に結びつけていかなければならないかなと思います。その前にやっぱり大きな占めるのが、二酸化炭素を出しているのが、やっぱり我々、生活の市民ベースというか、家計ベースが6割を占めています。やっぱりそのところもいろんな情報発信して、みんなでできるのは町民、いろんな人にやってもらうしかないのかなと思います。

そして、そうすれば脱炭素の取組と、今はやりというか、再生可能エネルギーの取組といろいろあるわけですが、太陽光、風力発電、小水力、マイクログリッド、木質バイオマスと、これらにやれるのは全部取り組むことかなと思いますが、そのほかちょっと時間がないので一気にいきます。町有林の例えばカーボンオフセット、買い取ってもらうとか、あるいはこの前、農林水産課でやっています、やっぱりこれ調査しましたが、まき資源利活用調査、まきストーブ、あるいは事業所のバイオマスボイラー、これらについてもやっぱり調査しただけで、委託かけただけではなくて、今回町として町長の5つの柱のうちの1つ、これをまずやるのだということがありますので、いろんなものをやらなければならない。それもお金がかかれば大変ですが、そういう中でやっぱりこういうものもやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 再生可能エネルギーについては推進していきたいと、町としては。という考えでございます。その中では、現在風力、水力等は民間事業者が調査をしたり、導入するという動きしておりますので、こういったものも支援はしてまいりたいと。

さらに、今環境省のほうで出ているデータでいきますと、県内で二酸化炭素の排出量、こういったものが岩泉町は23番目、1番は盛岡で断トツ、二酸化炭素の排出が多いのですが、こういった中で再生可能エネルギー、あとは今ご指摘のありました山林の活用、こういった有益性のものも二酸化炭素の吸収量等を今後調べて、そういったものも併せて取り組んでいく。

あと木質バイオマス、先ほどのような農林水産課で調査いたしました、こういったものも各地区では生かしながら、民間の方にもそういった機運というか、こういったものを醸成しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） それから、答弁でエネルギーの地産地消というのが入っています。この考

えている内容ですけれども、今地産地消、最近地消地産、つまり必要なやつはそこでつくりましたよということなのですが、それが出ているのですけれども、これはエネルギーはやっぱりここで自らやっているのはあまりないので、やっぱりこれをつくっていくというのは木質バイオマスかなと思うのですけれども、これ何か考えている内容ありますか。まだこれからですか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 考えとしましては、再生可能エネルギーを進めるに当たっては、できれば地産地消、ここでエネルギーは使っていくと。売電して、それが外に出ていくのではなくて、ここでつくられるエネルギーはできれば地元で回したい。先ほどのような木質バイオマスであれば、さらに山の活用にもなる、木が生きる。その中で、ここで消費できれば、そうすれば災害時にも岩泉町は停電はしない。例えばさらに言えば、今後そういった住民の方が負担している光熱水費の部分にもいろいろ波及効果としていいものがないかというのをちょっと継続してこれも考えていきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 実は当議会の産業常任委員会で、今議会に発議案出せるかですけれども、みんなの合意を得てのことにはなりますが、地産地消条例を今考えていまして、これを提案する予定です。その中で、やっぱり農産物以外にこういう基本となるエネルギーの地産地消、取り組めるのはやっぱり取り組んでいければと思います。そういうことも今考えておりましたので、よろしくをお願いします。もっといっぱい聞きたいのがありますけれども、次に行きます。

組織と人数は、今後の人数、今181人、180人ちょっとですけれども、今後の予定、定員管理計画等も見直しも含めて今後の予定はどのように、やっぱり今の仕事の状況を見れば、今のまま行くのか、もし今後の予定どようになっているのかをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三浦英二総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 答弁にもございましたけれども、定員管理計画ということで定めているわけですが、この定員管理計画ですと、基本的には住民の数によって職員数も右肩下がりになっていくという計算での立て込みというか、作り込みをしてございます。したがって、令和8年度には180人ちょっとぐらいの職員数を目指して進めていきたいということで今は計画しております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君）　あまり人数というか、あと仕事の量もあるのでしょうか、大体このペースでいくということになるのでしょうか。

任期付会計年度とかいろいろ聞きたいと思ったのですが、研修、職員の資質の向上というか、研修のところで、しっかりやっているというようなことのご答弁でありまして、私何ももう言うことはないなと思います。このぐらいの自信持ったご答弁で、事業もやっている、職員の研修もやっているということであれば、先がこれはいいかなとは思うのですけれども、そうした中で「ミライワ塾」、これがご答弁にありました。立ち上げて一定の成果が見えましたということですけども、これは大事なことでいいことかと思えます。その塾長は佐々木副町長でしょうか。副町長は、県庁の市町村課にもおりましたし、また今度岩泉に来て、いろいろ外から見たり、また中に入って岩泉の組織とか職員の状況がかなり見えると思います。そうした中で、岩泉はほかから見た観点で見て、やっぱり組織力、職員力、これらについて、あるいは将来の今後に期待する職員像も含めて、忌憚のないご所感をいただければなと思うのですが、すみません、よろしくどうぞお願いします。

○議長（野館泰喜君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木宏幸君）　今年度私も約半年間、若手職員と一緒に「ミライワ塾」ということで政策形成研修を一緒に取り組んできたわけなのですけれども、参加した職員は皆、岩泉町に誇り、あるいは愛着というものを持っていて、かつ将来の岩泉町を何とかしたいという熱い思い、使命感といいますか、あるいはある意味危機感といったものを皆さん持っておりまして、半年間一緒にやってみて、非常に私も感銘を受けたところがございます。いずれにせよ、職員の能力、資質の向上というのは、一朝一夕にできるものではございませんので、5年、10年といった長いスパンかけて組織的な人材育成、これは必要不可欠なものであるというふうに認識しておりますので、町としてもこういった取組を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野館泰喜君）　4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君）　これは無理かな、県内の中で岩泉の職員は大体どういうレベルというか、それは無理ですよ。ありがとうございます。

あと、職員研修、仕事を通じながらやるわけですが、一番その組織、係あるいは室の中で、やっぱり先輩が部下を指導していくのが一番だなと思って、OJTだろうと思います。職場の中で、

それが一番、毎日会うわけでありますので、仕事ができるようにしてやっているといます。

台風災害とかコロナなんかで忙しく職員がしている中で、やっぱりそこまで余裕がなくて、また自分のことで精いっぱいで見られないとかということはないのですか。今の状況はもう大丈夫ですか。そこが一番大事なことかなと思いますので、もしその点についてお答えしていただければなと思います。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） いずれにいたしましても、今この状態の中では、職員はできてもできなくても、いずれ業務はやっていただかなければならないという状況でございます。したがって、議員ご指摘のOJTが重要だというのは、まさにそのとおりでございますので、毎日それを実践をしていると。その中で、さらに研修を重ねて資質の向上を図っているという努力は続けております。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、島山和英さん。

○4番（島山和英君） よろしく申し上げます。

次に行きます。道路につきましては、国道340号の整備促進ということでありまして、新たな工区の設定、これは難しいかもしれませんが、何とかまた引き続き町長よろしくお願ひしたいなと思っております。大渡から押角まで4キロなのです。長いように見えますけれども、でありますので、そして私、見ていて、今盛岡に行くには、外山通って、大規模林道通って夏屋に出て行くのが今一番近くなる。要は宮古盛岡横断道が出ましたので、それもそっちを使っている。そして、そのつながりに、やっぱり岩泉のつながりもそうですけれども、やっぱり盛岡宮古のつながりのためにそこを整備していただければ、いろんな今度はうちから仕事にも行けるというような人ももしかして出るかもしれない。そんなことを思っております。というふうなことでありまして、この整備促進、実は新年度予算、4年度の予算に整備促進の補助金がないものですから、これやらないのかなと思ったら、やるというご答弁でありましたので、これは安心したなと思っております。ぜひよろしく申し上げます。それで、ぜひ効果のある要望、整備促進大会にしたいなと思いますので。要は大臣というか、国会議員あるいは知事は来ないかな、知事とかそういう人がぜひいずれ参加してもらおうと。あるいはあそこの狭い道路を見てもらおうとか、そんなこと等々、何かやっぱりその大会の日ではなくても、そこらのところも併せていろいろな活動で検討し

ていただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 国道340号の整備促進ということですが、まず浅内工区については来年度からの事業着手に向け我々も早期の事業着手ということで要望のほう進めてまいりたいと思いますし、残る区間、岩泉町だけでも4区間まだまだございますので、大川地区の同盟会、そして340号の宮古岩泉間の同盟会、それぞれ連携しながら、必要な要望活動は強化してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） いろいろいっぱい準備したのですが、時間ですので終わりますが、最後に、町長の所信が示されました。これに向けてみんな職員やっていかなければならないと思います。それでまた、要は大事なことは、いずれ前に進めることだと、そう思いますので、あとリーダーのいろいろありますけれども、リーダーの資質とか、例えば失礼ですが、決断して実行して、その結果には責任を持つとか、そういうふうなことで今後ともどうぞ向かってやっていただければと思います。このことをお願いというか、申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

ここでコロナ感染予防対策のため換気を行います。2時20分まで休憩します。

休憩（午後 2時09分）

再開（午後 2時20分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから日程第2、一般質問を再開します。

10番、三田地和彦さん。どうぞ。

〔10番 三田地和彦君登壇〕

○10番（三田地和彦君） 10番、三田地和彦でございます。通告書に基づきまして、3点について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

1点目の気象変動についてであります。

最近異常とも思われる気象変動により、気温や海水温の上昇が発生し、これに伴い、今までとは違った台風の発生場所、低気圧の異常発達により、自然災害が多く発生するよう思われます。

特にその影響を受けているのが、自然の恵みを受け生計を維持している農林水産業であります。実例を挙げますと、農業、林業においては、風雪水害の被害やナラ枯れ等の被害が発生しております。水産業においては、海水温上昇により、親潮、黒潮の潮流変動によるものと思われる魚、貝、藻類への影響が発生しており、特にサケ回帰率の問題、青魚の回遊時期異変、貝類、アワビ、ウニの大不漁、ウニの異常発生による磯焼け等が起き、漁業に大きな被害が発生しております。

今までの自然環境に変動が起きているものと思われることから、温暖化対策について、岩手県内の町村長会議の場で議論していただき、県を通じ国に対し早急なる対策を講じていただくようお願いするものであります。

また、岩泉町は自然豊かな町として、酸素一番宣言をしており、岩泉町の山に合った木を植え、自然を回復する温暖化対策についての考えがないか併せて答弁願います。

次に、地方交付税についてであります。

当町は、昭和31年9月から昭和32年4月にかけて、1町5か村が町村合併を行い、現在の岩泉町が発足しました。

その4年後の人口は2万7,813人でありました。そして、令和4年1月31日（60年後）現在の人口は8,568人であります。何と1万9,245人、69%もの人口が減少しております。

人口については、地方交付税の計算の一部になっていることから、今後も進むことが予想される人口減少は、町政運営に一番影響するものと思われます。

国においては、「地方創生」という名目で、人口減少対策は地方からとの考えを打ち出しましたが、各市町村の対応格差や都市と過疎地域との条件の違いがあることから、その地域が安定して運営できる交付税となりますよう、岩手県内の町村長会議の場で議論していただき、県を通じ国に対し早急なる対策を講じていただくようお願いするものであります。

次に、住宅対策についてであります。

私は、この問題については、平成26年3月の一般質問を皮切りに、今回で10回目の質問になります。

2月10日の町長施政方針演述において、当町の人口は令和2年国勢調査で8,726人ということでした。未来づくりプランでの推計値8,940人を214人も大きく下回っていることを確認しました。

これは、人口減少対策を早急に考えなければならないとの思いから、以前から質問していた住宅対策が頭に浮かび、宮城県七ヶ宿町役場に電話をし、現在も地域担い手づくり支援住宅事業を行っているか確認したところ、現在も継続しているとの確認が取れましたので、再度質問いたします。

参考資料は、既に担当課には提出しておりますが、七ヶ宿町のように支援住宅に20年間入居した場合、無償で譲渡できるように検討していただけないものか答弁をお願いします。

この場からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、三田地和彦議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、気候変動についてであります。この気候変動への対応は、国を超えた取組や対策が進みつつあり、岩手県でもオール岩手で気候変動対策を進めていこうとしております。

町といたしましても、温暖化対策については施政方針でも述べましたが、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指し、脱炭素社会の実現に取り組むこととしております。

議員ご案内のとおり、地球温暖化がもたらすと見られる気候変動については、町でも同様の認識であり、強い危機感を持っております。

近年、大規模な自然災害や農林水産業への被害が顕著に現れてきており、特に三陸沿岸の水産業の記録的な不漁は、生活の基盤を揺るがしかねない深刻な状況に直面をしておりますことから、漁業経営の支援は早急な対策が必要と考えております。

これらの対策については、本町に限らず、全県的な課題でもありますことから、岩手県町村会及び沿岸市町村とも連携を密にし、国に対し温暖化対策及び漁業経営支援対策の強化について引き続き要望をしております。

議員ご提言の植林による温暖化対策につきましては、本町の山に適合し、温暖化対策に寄与する樹種を調査研究しながら、より一層適正期での伐採や伐採後の再生林を進め、町の広大な森林を生かした温暖化対策を推進をしております。

また、国では本年度見直しが行われた森林・林業基本計画におきましても、2050年カーボンニ

ュートラルを見据えた「グリーン成長」の施策を掲げているところであります。

この施策を最大限活用しながら、森林による二酸化炭素吸収量の確保、増加に向け、林業に適した場所での針葉樹の再造林、適さない場所では広葉樹への誘導など、持続する森林産業の施策の展開を図ってまいります。

次に、普通交付税の交付額の算定に当たっては、直近の国勢調査による人口、世帯数を測定単位として用いることが定められております。

令和2年国勢調査の確定値として、人口及び世帯数が公表されたところでありますが、本町の状況を見ますと、人口が8,726人で、前回の平成27年と比較をして11.3%、1,115人減少、そしてまた世帯数は3,957世帯で、5.2%、217世帯の減少であります。

本年度の普通交付税の算定から、令和2年の国勢調査の人口が用いられているところでありますが、激変緩和措置などもあり、結果として前年度から2億6,000万円程度増加をしております。

主な要因といたしましては、国全体の普通交付税の総額が前年度比で5.2%増加をし、本町におきましても5.5%の増で、約49億2,000万円となったところでございます。

議員ご提言のとおり、地域や町民の皆様に密着した行政サービスを担う市町村にとりまして、安定的にサービスを提供できる財政基盤を確立するため、地方交付税は必要不可欠な制度であります。

したがいまして、普通交付税の算定に当たっては、条件不利地域を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映させるとともに、人口規模の小さい町村の財政運営に支障が生じないように、今後国、県に対して、岩手県町村会などを通じ強力に要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、住宅対策についてであります。町はこれまで町営住宅の入居条件の緩和策や定住促進住宅の整備、宅地分譲など、定住化に向けた住宅対策を積極的に行ってきたところであります。

令和4年度においては、三本松町有住宅の売却や上町地区の宅地分譲、さらには住宅リフォーム奨励事業の対象者の拡充を予定をしており、未来づくりプランに基づく定住化対策をさらに推し進めていく考えであります。

議員ご提言の公営住宅に20年間入居した場合、無償で取得できるという住宅対策につきましては、手法の一つとして検討する必要があるものと考えております。

したがいまして、上町地区の宅地分譲の状況などを見極めながら、先進事例の視察研修なども

実施をし、今後も様々な角度から住宅対策に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 10番、再質問はありませんか。

10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） まず、1番の気象変動については、まず岩泉町から本当は発信していただきたいわけでしたが、この間資料の、読売新聞等で今年の2月25日、私がこの質問の提出をした後に上がったものですから、少しダブっても、結果が出ているようなものではございますけれども、再度皆様から認識していただいて、各町村会議等、いろいろ職員会議等もあると思いますので、何とかこの現実を、第一次産業が本当に危機に面しているということを発信していただけるか。今の答弁とはまた変わった形で、次の会議でもやっていただけるかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ご質問の内容が、温暖化による農林水産業への影響の大きさをあらゆる機会を捉えて岩泉町からも発信してほしいという内容かなというふうに思います。まさに議員ご指摘のとおり、温暖化による気温の上昇も、岩泉町でも年々上昇してございますし、雪の量も年々減少してございます。こういった実態がこういった気象のほうに出ているという関係をあらゆる機会を捉えながら、我々のほうも町民はじめ、あるいは全国のほうに発信しながら、温暖化対策の一助となればというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） まず、その点については、取りあえず機会あるごとに県、国への岩泉町の意見が通るように発信していただきたいと思います。

それから、何とんでもやはり酸素の一番宣言をした町でございまして、どうかこの地域に合った森林をつくっていただきまして、そしてやはりこの森林をつくっていただいて、保水力のある、何とんでもここは小本川が岩泉町のみを經由して太平洋に注いでいる地域でございまして、そこら辺も重要視して、各地区に訴えて、この岩泉の山は本当にすばらしい自然の山だということの計画があるかどうかをご答弁お願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ご質問の内容に対しましては、現在森林を適正に管理しながらという考えで、森林の持つ多面的機能を発揮していく、それを持続させるということにこれまでも努めてきたところでございますが、今後におきましては、温暖化対策として2050年の実質排出ゼロという当町の方針も明確になりましたので、そういった中で新たな森林の整備の在り方、森づくりの在り方を再度考えていきたいなというふうに思っております。

岩泉町に合った木を植えるということに関しましては、広大な岩泉町です。標高が高いところから低いところまでございますので、こういった場所にこういった樹種がいいのかというのは専門的な方からご意見をいただきながら、そして保水力あるいは雪解けが遅くなるようなとか、そういう観点でもいろいろな研究が調査が必要かなというふうにも考えてございますので、今後におきましてはそういった形で考えていきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） まず、1点目のほう、質問はまずご答弁にもありました。また、課長の答弁にもありましたとおり、何とかこれをやはり二酸化炭素減、いろんな施策を講じていただいて、何とかこの自然が早急に回復するように要望して、この点については終わらせていただきます。

次の交付税の関係なのですが、まず答弁においても、この答弁書においても理解したわけでございますが、やはりこれも今年度の、私は町の、まだこれから審議されるわけでございますが、令和4年度の一般会計予算の構成割合が来てありました。それについては、10款の地方交付税がプラスになっているわけでございます。ということで、私が町議会議員になった当時は88億円台の予算だと記憶しております。全て合わせて、一般会計でなのですが、そしてそれ以降84億円ぐらいまで下がってきて本当に大変だなと。そうした矢先に災害等がありまして、予算そのものはアップしたわけでございます。ただそれが下がって、危機感を感じたものですから、地方交付税の計算の中には人口減少も加わっているという反面で、私は今回の質問をやりまして、何とか国においては各市町村が安定して運営できる地方交付税等をいただかなければならないということで、岩泉町でもこれをやはり本当の人口減少がどれくらいの割合なのか、この地方交付税に対し

での割合なのかもいろいろこれは分析しなければならないと思うのですが、今度みたいなような激変緩和措置で、交付税のアップで2億6,000万円というような格好でアップになって交付しているわけですが、これも果たして継続して交付税をいただけるものか、そこら辺をどう考えているのか、これは担当課長さんのほうからでも答弁をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） これは、議員のご指摘のとおりだと思っております。本年度令和3年度は結果的に地方交付税を多く交付をいただいたわけですが、これは様々国の大型補正、コロナ関係の主な大きな補正でございましたけれども、それらの関係もございまして、たまたまと申しますか、多く交付税がいただいたということがございます。

それともう一点は、議員からご指摘をいただいているとおり、人口が減少しているものですから、その減少分を加味をいたしまして、令和3年度当初予算はきつめに見積もっておったところでございます。要するに固く見て予算編成をしたということでございます。そうして予算を編成をいたしましたところ、令和3年度はたまたま私どもの予算の予定額より多く交付があったというのが本年度の状況でございます。

いずれにいたしましても、議員のご指摘をいたしましたとおり、この人口の減少に伴う交付税の減額というものは、私どもがよく概算で使っているのが、1人減れば20万円減という単純計算の下で、前回の5年前の国勢調査から2,000人減っておりますので、1人20万円ですので、2,000人減っておりますので、単純に2億円はこの5年間で交付税が下がるであろうという予測の下で予算を組み立てている部分もございます。したがって、そここのところは十分に配慮をしなければなりませんし、議員のご指摘のとおりであるわけですが、ただ首都圏、日本国を構成をしておるのは市町村があってこそでございますので、これは国のほうの予算において、全国津々浦々の各市町村にしっかりと行き渡るような予算の配分をお願いをしなければならないというふうに私どもも強く認識をしておりますので、これはやはり岩手県町村会、全国の組織でございます地方六団体でございますので、そういったところと強力でこれは運動をしておりますので、今後もそういった働きかけは強めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） 今三浦総務課長から答弁をいただきました。その内容は、大体私が考え

た内容かなと感じております。ただし、人口減少対策として、これをやるためには人口減少は地方からということで、地方創生というのを国で打ち出したわけでございます。スローガンそのものは出たわけでございますが、詳しい内容までは出なかったわけなのです。それで、地方、各市町村によっては、やり方によっては格差が出るということで、私もいろいろこれはいいなと思ったのですが、内容を分析していくとやっぱり厳しい。そういうことで、何とかこの地方人口減少というものを食い止めるためには、先ほどの3番目の住宅のほうにも移っていくわけでございますが、取りあえずこの地方交付税等が下がると役場職員の数にも影響するわけでございます。ですから、これはやはり何といても職員だけでもある程度維持したり、そしてそういうことによって人口減少もある程度止まるかなと私は考えるわけでございますから、これは本当に重要な交付税だと思いますので、そこら辺を肝に銘じて、さらに安定した交付税が得られるように県を通じて国のほうに訴えていただきたいと思いますので、再度ご答弁をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） いずれ年間にいたしますと、1人20万円減るという試算、単純な試算でございます。したがって、少しでも人口減少を食い止めることと、全国の数に圧倒的に町村が多いわけでございますので、ここら辺ともしっかりと協力をし合いながら、国のほうには声をお届けをするということはお約束をさせていただきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） これのとおり、予算書のほうに、今度の令和4年のほうにもあるわけでございますけれども、法人事業税の交付、地方消費税交付、やはり人口があつてからこそこれは来る税金だと思いますので、これが人口が少なく、事業者も少ないということで少なく、こういうように数字が少なくなっているわけでございますので、何とかこれを安定して、それこそ近隣の市町村まで、岩手県内の市町村、全国の市町村が安定して運営できるように、岩泉町が筆頭になっていくように取りあえず要望しておきたいと思っております。

次に、住宅対策についてであります。これがまず、この問題も何といてもやはり税金がかかる問題でございます。ということは、私が先ほども言いましたとおり、宮城県の七ヶ宿では、この間2月10日の施政方針演説後の午後に私は宮城県に電話したら、今でも継続してやって、まず今年も2棟を建てて、まず今建設中だということの確認をしまして、全て今までやったのは全部使用してもらっていると、空き家はないということでございます。ですから、果たしてこれが食

い止めるものになるかどうか。やっぱり私がこれを何で特別に引っかかるかなということでは、20年住んだら、その人の家になるということが、家も土地もなるというのが私は魅力でございます。今までは、まず岩泉町でも住宅対策をやっていないというわけではございません。確かにやっているわけです。公営住宅とか定住促進住宅、子育て応援住宅、そして教員住宅でも空いたのはまず貸していると。それからあとは、何といても岩泉町が主にやっているわけですが、分譲住宅を、今回も次のあれが出ているようでございますけれども、分譲住宅を販売して家を建ててもらおうと。これはやっぱりすばらしいことだと思います。ただし、いかなる問題についても、自分のものにはなりません。ということは、前も岩泉町で明治乳業とか東北電力があった頃は、みんな借家に行ったり土地を借りて建てたのです。それがただの1世帯の関係でも工場が引き揚げ、いろいろなって、岩泉にはいなくてもいいような状態になったのです。ただし、それが自分の家であれば、あとは自分の土地であれば、また帰ってきて、そして住むこともできるのですが、借地ですから、いろいろ聞くと、いなくなれば整地して返すとかというふうな格好で大変な問題が生じたわけでございます。ですから、今はああいうように借地ということでは個人的にはあるわけでございますが、土地等もこちら辺から見ればそんなに安くはないというふうな格好で、なかなか買い手も見えない。また、仕事の場も少なくなったということで、大変人口減少が進んでいると。それを一つでも食い止めるように、答弁書には、これの検討をして前向きにやっていくというような格好の答弁が出ておりますので、これはやっぱり現場でも私も立ち会ってもいいのでございます。あとは、担当課のほうには前の資料が、今度やった資料ではございませんので、どうかこちら辺を検討して、あとは地域整備課さんと政策推進課の課長さんも前の担当もやったものから、縦ということはあれですが、横と連絡して、あの10番議員が言っているのはちょっとおかしいからやめてもいい、それでもいいのですよ、人口減少を食い止めるのであれば。こちら辺で2つの課、3つの課がタイアップして、この住宅なんかも課長会議でもいいのですが、討議していただいて、前に進んでもらえるかどうかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 定住化に向けた住宅対策ということで、答弁にも申し上げましたとおり、住宅対策については様々な角度から広く検討していくということで、議員ご提言の宮城県の七ヶ宿町の事例も、私どももインターネットで今現在も支援の内容等は勉強しておるところですけれども、この支援策についても検討してまいりたいなというふうに考えており

ますし、今年度コロナの関係でなかなか県外に行けないという状況もありましたけれども、来年度に向けてはその状況等も踏まえながら、ぜひ現地のほうを確認したいなというふうに思っております。議員と同じ思いで岩泉町の定住化を進めていきたいと思っておりますので、ご支援のほどお願いしたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） 大変力強い、コロナの関係でこれが終息すれば動けるかなと思います。それで、まずこれについては私が言っていることだと、国から交付した税金でやるとかなりのいろいろな法が絡んでくると思います。やはり行政でつくったものは、人に無償でやるということは、これは不可能、今の法では不可能かなと思いますので、これはもう前の副町長からも答弁はいただいております。やっぱり何をやるといっても財源が必要でございます。ですから、七ヶ宿だと年に2棟ずつ建てるということで、そこら辺の内容も私は資料には書き込んでおりますので、それで前もって財政も関わるものですから、佐々木副町長に町の大体4年度のあれも目を通していただきますので、果たしてそれができる予算かどうかを、今年令和4年にできなくても結構なのですが、見通しは考えによっては明るいですよというような答弁でもいただければ私も助かるのですが、何とかご答弁をお願いします。前もって連絡しておけばよかったのですが、もう今見たら、ちょっと目が伏せたものですから、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木宏幸君） いずれ予算の状況については、精査する必要があるかと思っておりますけれども、やはり住宅対策というのは岩泉町の重要な課題の一つであることは間違いございませんので、議員ご提案の七ヶ宿の事例も含めて前向きに検討したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） これで10番、三田地和彦さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時57分）

令和4年第1回岩泉町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 2 月 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 4 年 3 月 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 4 年 3 月 4 日 午 後 3 時 1 1 分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	6 番	三田地 久 志	7 番	林 崎 竟次郎
	8 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年3月4日(金曜日)午前10時00分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（野館泰喜君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番、三田地久志さん、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） おはようございます。6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意お酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

地域おこし協力隊員による高齢者の所得確保対策についてです。

まずは、中居町長には2期目のスタート、おめでとうございます。1期目は、災害からの復旧に追われ、中居カラーがなかなか出せなかったのではないかと推察いたします。しかし、2期目においては、コロナ禍ではありますが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えつつ、果敢に町政運営を推進していただくことを期待しております。

さて、岩泉町の1月末の人口は8,568名ですが、うち3,889名が65歳以上で、高齢化率は45.4%であります。各地区別に高齢化率を見ていきますと、岩泉地区が41.8%、小川地区が50.9%、大川地区が54.7%、小本地区39.2%、安家地区61.8%、有芸地区が50.3%です。高齢化率は、今後も上昇していくことは、目に見えております。

さらに、65歳以上の方々が受給している年金についても調べたところ、複数の年金を受給している被保険者があるために各年金の実数はつかむことができませんでした。

そこで、日本年金機構のデータを見ますと、国民年金の基礎年金は満額で月額6万5,000円程度です。蓄えがなければ、年金だけでの生活はかなり厳しいのではないかと推察されます。

そこで、高齢者のための施策として、短時間でも労働対価が得られる仕組みをつくることが必要ではないかとの思いを強く持った次第です。

町の高齢者の施策としては、健康増進、維持についてはいろいろと実行しておりますが、もう少し角度を変え、高齢者の所得確保について討議を進めさせていただきます。

まずは、高齢化率の一番高い安家地区をモデル地区として提案させていただきます。安家地区では、スローフードで認定された「安家地大根」のさらなる活用をしてはどうかと考えます。

昨年の秋、安家地区を通ったときに、地大根が1本100円で販売されていまして。ほかに大根を販売しているのは、道の駅くらいではないでしょうか。せっかくメディアでも取り上げられたにもかかわらず、その後の展開が見えてきていません。

生食での流通が困難であれば、地大根の特性を生かした加工品として流通させることができると思われます。もちろん一品だけでは事業としては成り立ちませんので、安家の栗まんじゅうも可能性があると思われます。郷土色の伝承も兼ねて事業化すべきと思われます。さらに、安家地区は石灰岩地帯ですので、特有の植生もあります。柏の葉も商品化が期待できます。

日本が輸入に頼っている一次産品で、岩泉でも可能性があるもの、そして獣害に遭わず、軽量で取扱いがしやすい、高齢者でも容易なものを探してみるべきと思われます。そうすると、例えばサンショウの実が浮かび上がってきます。このように、探していけば岩泉町の潜在能力はまだまだ可能性を秘めています。

そこで、課題になってくるのは、加工する場所と、そのリーダーです。場所については、行政の出番で、プレハブの加工場を造営することです。リーダーは、地元の方ではなく、地域おこし協力隊員の活用です。他地区から見た岩泉をはっきりと認識していただいて、作付から収穫・加工・流通までを担っていただき、高齢者への賃金までつなげ、事業として成り立つ仕組みを構築していただける協力隊員を募集してはいかがでしょうか。

日本国内で自動車産業に従事している方々は、関連も含めて500万人いるそうです。自動車の内燃機関がEVに置き換わると、約100万人の雇用がなくなるとの試算がされています。また、直近では日本たばこ産業が早期退職を募集したところ3,000名以上の応募があり、3月末で退職することが確定しているとのこと。

現状の日本は、コロナ禍により働き方を含めて新たな時代に向かっているように感じられます。このことは町にとってはチャンスと捉え、じっくりと戦略を練りながら、地域おこし協力隊制度を活用し、高齢者の所得確保と移住定住化を見据えた施策を構築すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上で終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊を活用した高齢者の所得確保対策であります。議員ご案内のとおり、高齢者の所得確保は町にとって重要な課題であり、地域おこし協力隊をキーパーソンとして課題解決に導く方法は、大変有効な手段であると考えております。

ご提案をいただきました安家地区においては、安家地域振興協議会を受入先として、平成30年度から地場産品の掘り起こしや食文化の継承などをテーマにした地域おこし協力隊の募集を開始をしておりますが、着任希望がないのが現状であります。

しかしながら、コロナ禍により地方移住への関心が高まっていることから、安家地区の魅力の発信を強化をするため、PR動画を作成して取り組んでおりますので、まずはお試しプログラムの体験につながるよう、引き続き注力をしてまいります。

そして、高齢化が進む安家地区には、ご案内の「安家地大根」、「栗まんじゅう」などの食のほか、様々な観光資源も眠っているところであります。

食・文化・観光などを有機的に組み合わせ、高齢者の所得確保へつながる事業へ展開させるためにも、関係機関が連携をしながら原動力となる地域おこし協力隊の確保とフォローに努めてまいりたいと、このように考えております。また、本年度は地域課題検討調査事業において、所得確保についても検討テーマに含めながら、地域課題の解決に向けた取組を進めているところでもあります。

今後は、企業版ふるさと納税の人材派遣型など、外部人材の活用に関する制度の導入も視野に入れながら、高齢者の所得確保につながる施策を構築をしてまいりたいと、このように考えております。

安家地区の皆様が精魂込めて作った地大根や栗まんじゅうをより多くの方々に知っていただく

ことが、地域の高齢者の生きがいにもつながるものと考えておりますことから、まずは安家地区をモデルに取組を推進をし、仕組みが構築できましたならば他の地域への導入も進め、町全体の地域活性化につなげてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 6番、再質問はありませんか。

6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 答弁書をありがとうございます。課題意識は共通しているのかなというところをまず安心をしたところでございます。

まず、2段目に書いてある、30年から募集はしているけれども、着任希望者がいないというところについては、どのように分析しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊の募集をこれまでできております。その中で課題といたしまして、いろいろ問合せはあると、そこで安家地区に関して言いますと、そのPRというのがこれまでもちょっと不足している部分はあるかなということで、PR動画を作成しておりました。これを今度使いながら、さらにやっていく、露出していくというような形を考えております。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） PR動画、まだ私見ていないので何とも言えないのですが、確かにホームページでは文章だけ書いてある、これでは想像できないですね。私たちは、どういう地区かと分かっている。ところが、よそから来る人たちは、文字ベースだけだと何も分からない。なので、どういう動画なのか分かりませんが、例えば安家の栗まんじゅう、あれ初めて食べたときの感動というのは私は今でも忘れないのですが、ああいうところを、おばあちゃんたちが作っていて、これを何とか商品化できないかというようなことが私は必要なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 話がちょっと取ってつけたような話にはなるのですが、動画が

おととい出来上がりまして、それで私も昨日ちょっと目にした次第でございます。これからそういうものを露出していくということでございますが、その動画の中では、今回は安家地大根というのがメインになっておりまして、中身を若干、ちょっとご紹介しますと、ニンニクみそを塗った豆腐田楽には安家地大根をすりおろしたものを食べるのが風習になっていると、そういったもののおいしいというのを、料理を実際作って食べたり、あとおろしそば、地大根の彩り寿司、葉っぱの炒め物ソテー、こういったものを紹介している。あと、私もちょっと恥ずかしながら、これ分からなかったのですが、毎年安家小学校の生徒さんが安家の学校の脇の畑で安家地大根を育てていると、こういった紹介も載っています。あと、ドローンを飛ばしながら、安家の地区を、去年の10月から作り始めまして、秋の紅葉の時期、そういったものを写しながら、川の清流とか、そういったものもご紹介した5分程度の動画となっております。こういったものが今回できましたので、紹介をしながらやっていくと。

栗まんじゅうも、私も食べたことがございますけれども、今回ちょっと栗まんじゅうはこの中にはありませんでしたが、そういったものも紹介はできるのかなと思っております。

それで今、議員ご指摘のありましたホームページの関係でございます。こういったものもやっぱりビジュアル的にそういったものを目で感じてもらうということは必要だと思いますので、そこは詳しく今後やっていきたいなど。

それからもう一つ、私のほうで付け加えさせていただきますと、ホームページのほかに、あと6つ、サイトがいろいろありまして、JOIN、マイナビ農業、第一次産業ネット、SMOUT、FLIXS、あとYouTube、こういったものにも掲載しながらPRをしております。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） いろいろ努力はしていただいていると。協力隊のサポートセンターというところがあるそうなのですが、担当課はそういうところとのつながりというはあるものなのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） いろいろ協力隊の関係でのサポート、今度新聞報道でもありました葛巻の方が事務局になっている、そういう相談をつくるどころとか、あと岩手県のほうでは様々横の連携を協力隊も取りましようということで、宮古の振興局のほうでも動きがあったり、

こういったものは承知しております、我々もそこと協力しながらやっというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 実はこれは日本農業新聞の2月24日なのですね、これに特集ですとその協力隊のことが載っています。地域おこし協力隊サポートデスクというところがあって、これには自治体から、あるいは隊員側からいろんな問合せがあって、例えばですね、自治体の方からでは、隊員とどう接していいか分からないとか、定住のために何をすればよいのかとか、その辺が自治体職員の方からは問合せがある。逆に、隊員の方からは地域への入り方、行政との接し方が分からない、あるいは任期後の仕事づくりが不安、同じような事例を知りたいというようなことの間合せがあるのだそうです。それを蓄積してきていると。たまたまこれ特集ですとあるので私シリーズで見ているのですが、こういうことがミスマッチがないようにするためにはもっと担当者も、担当課のほうも勉強をしていただいて、来ていただける方がすぐ帰らないように、3年やって、その後も定住化していただくためには、もっと深掘りをして、どうやったならば来ていただけるのかということ、不安を取り除くということ、まずすべきではないかと思うのですが、その辺については対応は今後はどのようにしていくつもりなのかということをお尋ねします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今、議員ご指摘のありましたものはそのとおりでございます。我々もやはりそういうところは問題意識というか課題意識は持ちまして、実際岩泉町でこれまで取り組んできておりますのは、地域おこし協力隊の方から問合せが、今年度も32人、問合せがあります。そういったことの受け皿としてKEENALLIANCEさん、民間の方がそこでまずは受けながら相談に乗る。直接やっぱりこちらの行政のほうに来るのは敷居が高いというか、なかなか来づらいと。そういったのもあれば、その民間の方で受けながら相談に乗るところも努力をしております。

その中で岩泉町の実績としましては、定住率が高いということで、県内でも最も高いほうになっておまして、隊員の方が卒業した後も定住されております。今3人の方が既に卒業されて定住はされていると。こういったアフターケアのところもやりながら、定住率を上げて残っていただくということで、我々町のほうでもそのところはできるだけその方々とも接しますし、横

の連携も取れるような形で取り組んでいるつもりではございますが、またさらにフォローアップしながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 協力隊として岩泉町に来ていただいて、今までは広報なんかでも紹介がなかったけれども、委員会でお話したならば何とか昨年紹介していただいたりしていました。そういう地元の人とどう関わるかというところも重要なポイントだと思うのです。行政に相談をする。KEENALLIANCEはあくまでもつなぎ役なのですよね。地元に入ってどういう人たちと関わって下さいというようなところまで落とし込むことが、安心して来れるのではないかと思います。その辺についての線引きというか、考え方というのはいかがなものでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） その部分については、私も同感でございます。今、こちらの岩泉町のほうにおいでになった方がやはり地元のほうに入っていくというときには、つなぎ役としていろいろ取り組んでいるつもりでございます。地元の方が直接お話をしながらその中でやっていただくということもございまして、既に来ていた隊員の方々から広がるということもございまして、こういったことはやはり知らない場所に来ることになりますので、そこは話を聞きながらやりたい。先ほど新聞のほうでもあったようですけれども、そういった悩みはあるものだなと思っておりますので、そこは丁寧にやりたいと考えております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） そういう対策をしていただいた上で、それではどのように地域に入って活動していただくかというところに進んでいきたいと思うのですが、今も地大根の話がありました。それから、栗まんじゅうの話がありました。ところが、これをただ作っているだけではなくて、販売してお金に換えて、高齢者の方々に参加してもらってやる仕組みを構築したいという今回は一般質問でございますので、昨年6月1日から食品衛生法が変わりまして、一般家庭で今までも許可を受けていたところは、例えば漬物とかみそというのはもう販売ができなくなったのです。きちんとした施設で作ったものでないと販売ができないというふうに食品衛生法が全国一律変わりました。やはりそうすると、そういう施設が……各地区全部あればいいのでしょうかけれども、安家地区、取りあえずぜひ造ってもらって、そういうところに隊員を配置して、それを今度

は販売をするという仕組みをつくっていくということはいかがなのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私の考えとしましては、今の地域課題検討調査事業というものありまして、その中に盛り込んで、いろいろ地元のものをそういう売り先を考えたり、売り方を考えたりしながら、そしてその作った方々、高齢者の方もいますし、いろんな地域の方々の実入りにしていくというようなことをちょっと取り組んでみております。その中で、ハード事業として一つ建物をどんと建ててやるかという部分については、この調査の中ではちょっとそこまで私の頭にはなくて、取りあえずそういった作ってもらう高齢者の方が売り方が分からない。まんじゅうでも、だんごでも作るの作るのだけれども、売り方分からない。そのこのところの仕組みと人と、それを組み合わせながらやれば、もしかしたらそういう実入りのところではできるのかなという、そういう観点で今はちょっと進めておりました。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 今も言ったとおり食品衛生法変わっているんで、あげるのはいいけれども、販売、お金に換えるというのはなかなか難しいんですね。なので、学校の空き教室でもいいし、プレハブでもいいのですけれども、そういうところをぜひこれから考えていくべきではないかなと思います。

そして、それこそ安家地大根だったらしみ大根みたいなものも可能性があると思うのです。ネットで検索すると、しみ大根というのは結構な高値で売っているのですよね。これはやっぱり特性が密な大根だということで、おいしく仕上がる地大根の特性だと思いますので、そういうところも含めて、生食のときの食の提案、冬場から春先にかけてのしみ大根にしての食の提案というようなことも……長い期間、結構販売できますから、そういうことも考えるべきではないかと思うのですが、そうするとやはり食品衛生法の管理上、そういう施設が、あるいは施設ではなくてもそういう区画が必要なので、そういうこともきちんと整備しておきながら、協力隊員にこういうことができますよというようなやり方のほうが私はいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） やり方のところの工夫というか、今のような食の部分でいえば、生ものから加工品とかいろいろなもの、こういうものも味というか、そういうものを分かっていたとか、ものを分かっていたとか、こういったところはちょっと工夫して皆さんに理解

いただくようなところはやっていきたいと。

ハード的なところで、それが先行するのか、それとも手法としてその中でそういったものが出てくるのか、こういったことは令和4年度にも地域課題検討の中で実際モデル地区として中に入っていてやってみるのもいいかなというふうに考えておりますので、その中で並行してちょっと考えていきたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 答弁書のほうはまずやるということが書いてあるので、これ以上はなかなかあれですけども、例えば高齢者が参加するのが、そういう仕組みつくっても、女性が多いと思うのですよね。では、男性をどうやって巻き込むのかというところの視点も必要ではあると思うのです。そこについては、例えば加工とかなんとかということは女性が、おばあちゃんたちが頑張るけれども、その野菜をまいたりとか、収穫したりとか、栗拾ったりするのは男性だよと、そこにもお金が発生しますよというふうな仕組みをぜひつくったほうが私はいいいのではありませんかと。農作業あるいはちょっと里山に行って里山で栗拾い、でも熊が来る。では、里山を森林譲与税を使ってちょっと刈り払いをしてもらって広く見えるようにしようとか、いろいろ、その分野だけではなくてトータルで考えるといろんなことができると思うのですが、その辺についてもぜひ考えに入れてほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 女性の方がそういう手を使いながらきめ細かな作業というのはやはり得意なようで、見ている感じでも確かに女性かなと。

これは一つの事例なのですけれども、実際大川のほうではまきのプロジェクトがありまして、そちらのほうが今年度の実績として、1束10キロ、600円でお売りするというのが200束全部完売したと。こういったことにも男性の手がかかったり、そしてそれが老人クラブの実入りになっていくというような、そういう地域の中での資源循環とか地消地産という形もできていますので、男性の方にもこういったことにも携わっていただきながら、地域内でいろいろ活躍していただきたいというふうに思っておりますので、これも含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 要は高齢者の方がいかにして年金以外に所得がもらえるか、そのことで元気になって、健康になって、病院にも行かなくても、もう私元気ですよというところまでいけ

れば非常にいいかなと、あるいは孫、ひ孫が来た、では小遣い、ほらっ、やれるような状況というのはやっぱり、そうすれば孫も、ひ孫も、じいちゃん、ばあちゃんって来ますよ。行けばお金もらえるからということで来ますよ。そういうふうなところまでぜひやれるような仕組みを考えてつくってほしいのですが、一過性のもではなく、それがずっと続いていくと。そうすると、安家地区というのは、例えば安家村俊作がいました。三閉伊一揆もありました。そういう物語をきちんと安家地区、今の現状も何もない安家ですと……あっ、失礼しました、こういう言い方すると悪いですが、コンビニもありません、銀行もありません、郵便局はありますと、唯一の金融機関ですと。その現状をきちんと発信すること、上っ面だけでなく、現状をきちんと発信して、その後ろ、後ろというか、過去にはこういう人物もいて、安家地区というのはこういうふうに栄えましたと、あるいは鍾乳洞がすごくいっぱいあって、何とかという偽金を作った洞窟もあるのだそうです、安家には。そういうところがおもしろおかしくひもといた物語をつくって、あっ、行ってみようかという形にしてほしいのですが、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、そういうことも含めて対応すべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今、安家の物語の中で私も全然存じ上げないものも出てきたりしましたが、やはり安家の実態もありますけれども、これまでの歴史とか、物語とか、そういったものも含め発信するというのは、これは大変いいことだと思います。これは、今いる高齢化率62%もあります。その高齢者の方々もいろいろなことを覚えていらっしゃると思いますので、そういったことをお伺いしながら、そういったことをどんどん含めて丸ごと安家という地区をご紹介しますということは、これは大変いいなと思いますので、そういったことも併せてちょっと努力していきたいなと思います。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 答弁書も随分立派に書いていただいて、ぜひ他地区のモデルとして一歩でも、二歩でも先に進んでいって、岩泉全体が元気になるような仕組み、それこそ子供の施策はいっぱいありますが、高齢者の施策はどうしても健康とか介護からの打破みたいところしかやっていないので、ぜひこういう施策もしていただいて、みんなが元気で長生きできるような仕組みをつくっていただきたいという願いをして、終わります。

○議長（野館泰喜君） これで6番、三田地久志さんの質問を終わります。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に献身的に取り組まれている町当局、医療・介護関係者などの皆さんに、心から敬意を表します。

新型コロナ感染症・オミクロン株の感染が世界で急拡大し、国内の感染者は第5波の4倍となっています。2月に入ると1日10万人を超える日も出るなど、第6波を受け、2月15日現在、36の都道府県にまん延防止等重点措置が適用されています。保健所の体制は既に逼迫しており、病床使用率も高く、医療崩壊も懸念される状況です。まさに次元の違う感染力を示し、死者も増加しています。

県内の感染状況は、1月に1,254人、2月は15日現在で2,284人、入院187人、宿泊療養中80人、自宅療養中1,492人、入院等調整中51人、そしてクラスターの発生が学校や教育・保育施設に増えています。さらに、2月15日、文部科学省のまとめで、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された幼稚園児や小中高校などの児童生徒が今年1月だけで9万8,425人に上り、オミクロン株の感染拡大で昨年12月に比べて196倍と急増し、2020年6月から21年12月の約1年半の感染者計をわずかに1か月で超えています。

文科省によると、感染者は小学校が5万1,535人、高校2万4,091人、中学校1万8,225人、幼稚園3,576人、特別支援学校998人で、感染経路は「不明」が43から61%、「家庭内」は19から36%、「学校内感染」は5から22%を占めています。高校の学校内感染は、同じ部活動内での感染が5割以上、同じ学級内が2割となっています。また、同じ学校で教職員も含め5人以上の感染は、小学校3,494件、中学校1,249件、高校1,358件となっています。

本町でも感染リスクとクラスターの危険性が高い階層・分野の一つであるこども園・学校について質問します。オミクロン株においても基本的な感染防止策は有効であることから、不織布マスクの正しい着用、手指衛生、換気などの徹底継続を続けながら、希望者に対するワクチン接種は早期に実施すべきだと考えます。

そこで、①、5歳から11歳の小児への接種についてはどのように進めていくのか。②、12歳から17歳の方への3回目接種の計画はどうなっているのか。答弁を求めます。

次に、コロナ禍による不況が長引く中で、地域経済を守る対策を強化することが必要です。国

は、影響を受けている全業種、全事業所を対象に「事業復活支援金」の制度を創設しました。申請期間は1月31日から5月31日です。国の制度ですが、地域経済を守り、循環させるためにも、各担当課に担当者を置き、該当する事業者が残らず申請できるように相談に乗るべきです。

さらに、町独自の支援策について併せて答弁を求めます。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、5歳から11歳までの方の新型コロナウイルスワクチン接種であります。国からは令和4年3月からの接種開始を目標に市町村へ体制確保を行うよう、要請があったところであります。

このことに伴い、去る2月22日、管内市町村、宮古医師会、県立宮古病院及び宮古保健所などの関係機関と協議を行ったところであります。その際、新型コロナウイルスワクチン接種については、宮古管内の小児科医の協力を得つつ、市町村の集団接種及びかかりつけでの個別接種を軸に実施する方向を確認をしたところであります。

本町におきましては、町内での接種を希望される保護者のために集団接種を検討しており、済生会岩泉病院と現在協議中であります。

次に、12歳から17歳までの方の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、現時点で国から示されておらず、接種計画は予定してございませんが、政府の方針が示された場合には、早急に済生会岩泉病院と協議を行い、当該世代の追加接種を実施できる体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、事業復活支援金制度についてであります。議員ご案内のとおり、国は地域や業種を限定をせず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上高が、平成30年11月から令和3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較をして30%以上減少した中小法人、個人事業者を対象に支援を行っているところであります。

本事業の申請に当たっては商工会や金融機関などの事前確認が必要とされておりますので、関係機関と連携をし、申請の状況を逐次確認をしながら、該当する全業種、全事業者が漏れなく申請できるよう、町といたしましても対応をしてまいりたいと考えております。

次に、町独自の支援策であります。ご案内のとおり、町内中小事業者などを対象に各種経済対策を行っているところであります。

今後の町の独自支援策につきましては、必要に応じた感染防止対策や、感染症の影響により経営が厳しい状況にある皆様の事業経営や生活・暮らしの支援について、必要で実効性ある対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 7番、再質問はありますか。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） まず初めに、ワクチンの関係について伺います。

5歳から11歳までの子供に対しては、副反応が大人以上に負担が大きいです。それで、先日の新聞折り込みなどにも入ったように、小さな子供に対しては小児科医の間でもいろいろな意見、考え方があります。その点については、担当課ではどのように捉えていますか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） ご質問のありました5歳から11歳の接種に関する副反応ですけれども、報道等では出ていましたとおり、専門部会のほうでは5割ぐらいに副反応が出ると、腕の痛み、疼痛が大きいところですが、そのほか発熱ということで、ただ割合的には一般の方、そして12歳から18歳、その年代よりも出るあれは低いというようなお話も出てございます。実際のところ、今、国では、前から小さい、5歳から11歳の年代等はやはり重症化するのが割合が低いという情報も入ってございまして、やはり今は感染の拡大を抑えるために、そのために今、未接種の年代に力を入れて接種を行いたいということでございますので、それに際して、その判断をするに当たりまして、副反応についてはその少し上の年代よりはまず反応のほうは低いだろうということで、情報のほうは入ってございました。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） ある小児科医によれば、副反応として精子に影響してくるとか、そういうふうなことを発言する小児科医もいます。そういうふうな点を考えると、希望を取るときに、父兄が決めるわけですから、副反応の説明をできるだけ詳しく、きめ細かくするべきだと思えます。その点についてはどうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 接種に当たりましては、国でも専門部会あるいは小児科医学会のほうからもご意見をいただいております。確かに医師それぞれのご意見があろうかと思いますが、国ではそういった専門部会のほうからも意見をいただきながら、今、接種のほうを進めているところでございます。

今、本町におきましても、2月22日に接種券のほうを発送して、接種希望は取ってございます。その際にも、小児用ワクチンの接種の内容について、子供向け用のパンフレットもございまして、そちらのほうも添えてございます。その中で、もしご相談があれば丁寧にご説明しながら、保護者、お子さんの判断に何とか手助けになるような形で受け答えのほうはしてまいりたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎寛次郎さん。

○7番（林崎寛次郎君） 次に、これまでワクチンを接種してきて、副反応、副作用が強くて入院したという話も聞いております。岩泉町では、その被害救済制度に該当したワクチンの接種者の方は、今まで何人いるのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 昨年からは接種のほうを始めてございますが、現在1件ご相談がございまして、そちらのほうに対応することで今、手順のほうを確認しながら進めてございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎寛次郎さん。

○7番（林崎寛次郎君） それから、答弁できるか、できないか、分かりませんが、岩手県内で感染者の数を各市町村が何名と発表しています。その発表の欄の一番下に、公表できない数字も載っています。その数字が日々大きくなってきているのですが、私なりに理解しているのは、岩泉町では子供の分野については今のところは、その公表できない部分には感染者は出ていないと。大人のほうに関してはどうなのかなと、私は自分なりに考えつかないのですが、その点についてはどうでしょう。答弁のできるところでいいです。

○議長（野館泰喜君） 質問の趣旨は分かりますか。

三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 現在、岩泉町は1名ということで公表になってございますが、実際感染した場合には保健所のほうに対応してございまして、保健所のほうからその感染者の方に確認をして、そこを公表するか、しないかというものを同意を得てからの公表になってござい

す。そのために、非公表の方が多いために数字のほうが伸びているという認識でございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） すると、非公表の場合は岩泉町には連絡がないということですか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 非公表の際は、岩泉町のほうには情報のほうは、詳しいものは入ってきてはございません。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 分かりました。

次に、経済と申しますか、そちらの方の関係についてご質問します。国では今、事業復活支援金制度を始めています。それで、私が質問したのは、該当する担当課に係、担当者を置いて取り組んでほしいということを質問しました。その点についてはどうでしょうか。具体的に。

○議長（野泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、事業のこと、概要についてご説明をさせていただきますが、本事業につきましては経済産業省、中小企業庁のほうで行っている事業となっております。内容的には、地域や病床を問わずということにはなっておりますが、減収というふうな条件がつかますので。まずそこをご理解をいただきたいというふうに思います。

この事業の窓口につきましては、町内で申しますと、商工会のほうが中心になって事業者の皆様からのご相談等に乗っているという状況になってございます。

議員からご提案がありました役場の関係課、各課に担当をとということでございましたけれども、こちらは今申し上げました事業の趣旨、概要の部分がありますので、各担当課への担当者の配置ということではなくて、町がこの事業に該当する事業者の皆さんが漏れなく申請をしていたりするような、どちらかというと周知という部分で役割を担っていきたい、あとは商工会と当然連携を図りながら対応していきたいというふうな考えで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） あれですね、全業種というのは、農水省でも取り組んでいますが、農業、林業、水産業も含まれています。それで、商工会、金融機関の話が出ましたが、そこは確認団体といって確認をする機関、確認をする機関で、その申請をするのは事業者が申請をするのです。

だから、関係してくるのは商工業だけではなくて、農林水産業も関係してきます。その点についての認識をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをさせていただきます。

今のご質問の中で確認の機関というふうなお話が出ましたけれども、まさにそのとおりでございまして、この事業復活支援金につきましては該当する事業者の方が申請前に、先ほど申し上げた登録認証機関からの事前確認を受けるというふうな仕組みとなっております。その中には、先ほど申し上げた、町内では商工会という話をしましたけれども、そのほかに農協、漁協ということもあるのですが、こちらのほう、県内の農協、漁協のほうでなかなか登録が進んでいないという状況が県のコロナ経済金融連絡会議のほうでも話題になっております。県の立場からもそういった農協、漁協のほうにも何とか登録をしていただくようにと、それぞれの事業者、関係する事業者さんが漏れなく申請できるようにという動きは出ているようでございます。

あと、商工会については確かに商工会、商工業者が中心になると思いますけれども、こちらのほう、商工会とも打合せ、確認をしておりますが、仮に商工会の会員でない方の相談につきましても、そういった事例があった場合には相談に当然乗ると、丁寧に対応していくということで、実際漁家の方からの相談も何件か受けているというふうなことになっております。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 岩泉商工会の名前が出たのですが、岩泉商工会は確認のまず仕事をするのですが、岩泉商工会は岩泉町に限らないで、ほかの市町村も対象にやるそうです。それはそれとして……対象者が漏れなくするという事はやっぱり農林水産課にも担当者を置いてやるべきだと思うのですが、農林水産課長はどう考えていますか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

この復活支援金の事業の内容につきましては、数か月前から情報いただきまして、漁協さんなりいろいろなところにはご案内を差し上げているところでございます。

当課といたしまして、改めて担当を置くというよりも、周知のほうに努めていきたいなという考えでございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） ここで大事になってくるのが、この申請するとき、新型コロナウイルス感染症に関係があるかどうかということが大きくなってくるのですよ。このところでやっぱり、私の考えは、日常の生活の中で関係がある、関係ないということは線引きができないと考えます。それから、農業、水産業についても、地球温暖化でウイルスも発生するし、気候変動も起きると。こういうふうに地球温暖化に関係をして線引きが難しくなっていると考えます。この新型コロナに関係してということについて、その点についてはどういうふうに考えますか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今回のこの事業につきましては、概要について答弁申し上げたとおりでございますが、昨年の11月から今年の3月までということも対象月というのがまず決められております。また、その対象月の判断の素になります基準月というのが平成30年11月から31年の3月までということで、それぞれの期間を比較して減少があるかどうかということをもまず冷静に分析して、影響が出ているかどうかというのを確認をさせていただくということになります。

あとは、申請に当たりましては、町内でいいますと商工会が確認機関になるわけでございますが、こちらの事業者の方とのやりとり、あとはこれまで一時金等を受け取った事業者の方については登録関係機関の確認が要らずに申請できるというふうなこともありますので、まず応談、対面するときについては、そういった状況を直に確認をさせていただいたりというふうなことで、適切に対応していただくように商工会のほうにもご依頼申し上げたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 私は、対象者が申請漏れにならないようにということをしつこく言っているのですが、それは例えば給付金が給付されると、そうするとそれが売上収入となって確定申告のときに申告をすると、そうすると岩泉町にとっては町民税、国保税、介護保険料、その他にもプラスとして働いてくると。そういう点で担当する課はそれこそ税収を高めるためにもしっかりと漏れないように取り組んでほしいと、そういうふうに考えるのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

まずは、この支援金等の扱いについては、ちょっとこの復活支援金の関係についてはまだ詳細

のほう確認はできておりませんが、昨年度行いました各種支援金については税法上は雑所得に当たる場合があるというふうなことも知っておりますので、どちらかというとその課税という立場ではなくて、私たちのほうでは、事業者の皆さんが引き続き事業を継続していただけるというふうなことで、漏れなく皆さんが申請し忘れ、漏れがないようにしていきたいというふうなことで対応とさせていただきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 今の答弁は正確でないところもあると思います。税務署に申告するときは、しっかりと売上げとして、収入として申告しなければなりません。この点、税務課のほうではその点は捉えていますか。

○議長（野館泰喜君） 三上税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上久人君） 事業に基づく補填金であれば営業収入のほうになると考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） そういうことで、やっぱり担当する課は1人はしっかり配置して取り組んでほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 再度の質問ですが、馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議員ご指摘の部分につきましては、事業の概要等はこれまでご説明したとおりですが、役場の内部でそういったものの対応が必要かどうか、ちょっと検討させていただいて対応したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） これで7番、林崎竟次郎さんの一般質問を終わります。

ここで、コロナ感染予防対策の換気のため、11時15分まで暫時休憩します。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時15分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、日程第1、一般質問を再開します。

12番、三田地泰正さん、どうぞ。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 12番、三田地泰正です。通告に基づきまして、町長並びに教育長に質問をいたします。

まず初めに、人口減少下の農政についてを質問いたします。今年で東日本大震災津波から11年目を迎えます。また、近年、気象災害が頻発し大災害を経験した本町も、復旧・復興の歩みは着実に進んでおり、被災地の方々をはじめ関係各位の皆さんのこれまでのご努力に対し、改めて感謝を表します。

一昨年から続くコロナ感染症の影響などに伴う全国的な米の需給緩和により、米のJA概算金が2年連続で引下げとなりました。過剰米への実効的な対策や需要拡大策を推進するよう要望するとともに、資金繰りや今後の作付、生産技術などの営農全般について、町として農業者が安心して農業経営を維持・継続できるよう全力で取り組んでほしいものです。ご所見をお伺いします。

昨年は、農業委員会制度が創設され70年目の節目の年でした。農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ担い手への農地の集積・集約化や、遊休農地の発生防止と解消などの活動を通じて農業の振興に努めています。

農業従事者の減少、高齢化が進み、限界集落から消滅集落へと無住化住宅が増えることが懸念されます。人口減少下では、全ての農地についてこれまでと同様に労力や費用を投じて管理することは困難であります。人口減少や持続可能がキーワードとなる時代にあつてこそ、地域の農地を誰がどのように引き継いでいくかを地域で考え、実践していくことが重要です。地域農業の将来の在り方を地域農業マスタープランにおいてさらに明確化して、人と農地の課題解決や地域農業の活性化に向けた取組を先導すべきと考えるが、ご見解をお伺いします。

数年前から獣害により農業者は安心して作付ができない状況で、集落内の不安が年ごとに広がっています。野生獣被害の深刻化する中、狩猟者は高齢化・減少傾向にあり、次世代の猟師をどう確保するかが待ったなしの課題として捉えるべきです。耕作者はもちろん、農家にわな猟・狩猟免許取得を呼びかけ、集落内の人々が集団でわなを設置できるかで、獣害対策の成果が大きく変わってくると思います。

わな猟免許を取得するため、試験会場までの送迎、免許取得への助成など支援すべきと考えるが、対応についてお伺いします。

次に、三陸道の全線開通について質問いたします。沿岸被災地が待ち望んだ大動脈がつながり

ました。利便性や地域経済、観光、物流の活性化など、効果を最大限に生かすべきです。インターチェンジを活用した今まで以上の地域づくりも有益な視点であります。沿岸市町村は競い合うとともに広域連携を深め、実効が上がる戦略を探してほしいものです。

人口減少・流出が止まらない当町の現実に危機感がある中で、この道路を従来にとらわれない大胆な発想で利活用する姿勢が重要です。移動時間の大幅な短縮の陰で、途中にある地域が素通りされる懸念が現実になっています。人や金が逆に外に出ていくストロー現象も見えます。こうした課題に向き合い、プラスの効果をどう引き出していくか、道路網が整った今、将来を展望した小本地区を核とした町の発展が望まれます。どのように取り組むのか、お伺いします。

続いて、教育長にGIGAスクールについて質問いたします。GIGAスクール元年とも呼ばれ、早いもので1年を迎えようとしています。コロナ禍の影響が続く中、児童生徒の学びを止めないためにもICTを効果的に活用し、学習における問題の発見や解決には児童生徒の情報活用能力が不可欠です。授業などで端末をどれくらい使い、その経験値がどれだけ上がっているのか、児童生徒だけでなく教師も、「試し段階」から「端末を活用する段階」に来ていると思います。1人1台端末の導入に関する成果や課題をどのように感じているのかをお伺いします。

1人1台情報端末を活用した授業が広がる中、端末の運用や教職員へのサポート体制を整備、ICT支援員の育成や確保、家庭へ持ち帰った際のトラブルに対応するGIGAスクール運営支援センターを自治体に新たに整備する方向にあるが、当町の対応、取組についてお伺いします。

文科省は、小学校高学年で教科担任制を本格的に始めると言っております。教員の働き方改革が求められる中、特に持ちこま数の軽減と授業の質向上を同時に図る狙いからだが、そこで課題となるのが専科指導をする教員の専門性の確保だと言われております。

ここ1年間に、学校現場の課題と新しい施策にどのように対応するのか、お伺いします。

最後に、教育長の学校教育の最上位目的は何かをお伺いします。

これで本席よりの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 12番、三田地泰正議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、人口減少下の農業施策についてであります。地域農業を取り巻く現状については、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化、また労働力不足などの課題が顕著になってきており

ます。

本町においても、人口減少に比例をして総農家数は減少しており、特に販売農家については農業産出額は約23億円とほぼ横ばいで推移をしているものの、戸数は2020年農林業センサス数値で5年前と比較して44.1%減少をしております。

このような中、コロナ禍で特に厳しい経営状況にある水田営農では過剰米の解消と消費拡大を急ぐ必要があると、このように認識しておりますので、国、県に対して対策の強化を要請をしております。

さらには、農業者が安心して経営継続ができるよう、宮古農業改良普及センターやJAなど関係機関と連携した体制の下、個々の農家の課題を明確にした上できめ細やかな営農相談を行い、適時適切な指導と支援に努めてまいりたいと考えております。

なお、経営規模拡大に必要な種子や苗代の初期資材の支援策につきましては、令和4年度において広く経営体が活用できる制度に改善することとしており、安定した農業経営の支援を行ってまいります。

次に、地域農業マスタープランの展開であります。現在国においてマスタープランを市町村計画に移行する議論が行われており、将来の人・農地ビジョンに係る市町村の責務が大きくなるものと推察をされているところであります。

集落を維持してきた農業者が減少してきている状況にあつて「持続可能なまちづくり」を進めるためには、この計画に基づく地域の農地の集約や担い手の育成など、地域農業における課題を地域と一緒に考えて考え、具現化していくことが大変重要であると認識をしているところであります。

本年度実質化したマスタープランの実践に当たっては、引き続き地域の農業者と十分に話し合い、誰が何をすべきかなどを明確にし、確実に実践できるよう、より一層力を注いでまいります。

獣害対策につきましては、狩猟者が減少し高齢化する中、議員からご提言のありました地域の方々が狩猟免許を取得し有害鳥獣駆除を実施することは、農作物被害を減らし、安心して生活する上で非常に有効な手段であると考えております。

現在、狩猟免許取得経費の助成は、岩泉町猟友会を通じ、銃猟免許では1人当たり6万5,000円、わな猟免許では1人当たり1万5,400円を支援をしているところであります。

ご質問の試験会場までの送迎に関しましては、取得試験以外にも狩猟免許取得希望者が直接県

の窓口や病院に出向かなければならないことなど、手続の煩雑さから取得希望があっても断念をする場合もあると、このようにも伺っております。

町といたしましては、地域内に一定数の有資格者が必要でありますことから、狩猟免許取得の経費助成は今後も継続をしておりますが、地域の今後の状況や実態を把握をしながら、どのような支援をすれば有資格者を増やすことができるのか、さらに調査研究をしております。

次に、三陸沿岸道路の全線開通であります。議員ご案内のとおり、移動時間が大幅に短縮され利便性が向上をする反面「ストロー現象」も懸念されることから、道路整備の効果を最大限活用するために、「人・モノ・カネ」を呼び込む施策を全力で展開をしていく必要があると、このように認識をしております。

現在、検討を重ねております龍泉洞の園地整備やふれあいランド岩泉の再整備は、龍泉洞一本の観光でなく、エリアとしての魅力を高め、岩泉龍泉洞インターから「浜の駅おもと愛土館」や「道の駅いわいずみ」など、町内に足を向けていただく手段の一つとして、創意工夫をしながら魅力ある観光エリアを創造をしております。

また、物流に関しましても、小本地区に4社の誘致企業がございますので、これまで以上に情報を共有をしながら、輸送時間の短縮によるコストの削減、新たな市場の開拓など、企業にとっても事業規模の拡大や雇用の確保、定住につながるよう、なお一層連携をしております。

定住化に関しましても、三陸沿岸道路での通勤時間の短縮によって、町内に居住をし、町外に通勤するという形も想定されますことから、今後も宅地分譲も含め、住宅施策などについて引き続き検討を重ねてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

なお、GIGAスクールにつきましては教育長から答弁をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 三上教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 「GIGAスクール」についてご答弁を申し上げます。

初めに、1人1台端末の導入に係る成果についてであります。端末を活用した調べ学習や発表資料の作成などを通じて、自ら学び、表現することができる環境整備が図られたほか、オンラ

インでの学校間交流や県外企業の社会科見学など、新型コロナウイルス感染症の影響で教育活動が制限される中にありまして、各学校が創意工夫をしながら主体的な学習を行ってきたというように捉えております。

課題といたしましては、主に教職員間でのICT端末活用のスキルの差が挙げられますことから、さらに充実をさせて、引き続きスキルの向上に努めていく必要があると、そのように考えております。

次に、端末の運用や教職員へのサポート体制、ICT支援員の育成・確保についてであります。本町では地域おこし協力隊1名をICT支援員に委嘱をし、定期的に端末の設定作業や故障対応、さらには校内研修会や授業の支援も行っているところであります。

「GIGAスクール運営支援センター」につきましては、現在県教育委員会が中心となりまして設置に向けて取り組んでいるところであります。町のICT支援員の職務と重複する部分がありますことから、同センターへの参加については引き続き検討をしてみたいと考えております。

次に、小学校高学年での教科担任制についてであります。町内の小学校では主に理科や体育などの特定教科を担当に代わって受け持つ専科指導を岩泉小学校と小本小学校で行っているところであります。

このことによりまして、児童の学習内容の理解や学習定着度の向上等の効果、教員の担当時間数の減少、授業準備に要する時間の効率化などが見込まれておりまして、児童一人一人と向き合う時間の確保にもつながっているものと、そのように認識をしております。

教科担任制を完全実施するためには教科の専門性の担保や教員の確保などが課題と捉えておりますことから、教員定数の加配や小・中学校免許状の両方を有する教員の配置などにつきまして、引き続き国や県に働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

次に、学校教育の最上位目標についてであります。基本的には「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備えた児童生徒の育成が重要であるということは基本的な考えとして認識をしております。

ただ、これから先「変化の激しい時代を生きる子供たちに必要な力」といたしまして、学習の基盤に加えて「人としての道徳性やたくましさ」「耐える力」、それを育てていかなければならないと考えております。

子供たちが「生きていくために必要な力」、いわゆる「非認知能力」を身につけることが求められておりまして、人間としての「芯」になる部分を育てていくことを大事に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（野館泰喜君） 12番、再質問はありませんか。

12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 再質問をさせていただきます。

主食米の需要が相当落ち込んでいると、需要減少になっているということを受けまして、以前から水田の高度利用化ということが指摘されて、当町におきましても特定野菜なり、推奨作物なり、あるいはまた飼料米への転換を図るなどして転換を進めているわけですが、なかなかこの面積が拡大しないと答弁にもあったので改めてお聞きしますが、このいわゆる高収益野菜が、推奨作物が進まない理由は何か、どのように考えているのか、まずお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

水田農業に関しましては、それぞれ地域の特性を生かした取組で進めているところでございます。沿岸のほうの農地につきましては、比較的平坦であり、面積も集約されているということで、ブロッコリー等の転作作物が、徐々にではありますが、拡大されている状況にあります。

一方で、それ以外の地域におきまして、やはり転作の状況につきましては飼料作物を主体とする転作になっている状況でございます。

今後につきましては、やはり作物を栽培される方、農業者をいかに元気強くさせていくかが重要である、必要であるというふうと考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 既にご案内のように、町内の水田所有者のほとんどが自家販売農家に位置づけられているわけでございます。そういう中で、農家も年々高齢化になって、思うように田んぼを耕せなくなるというような状況が続く中で、新聞等にもありましたように、いわゆるそういう方々が農地の貸手になって農地中間管理機構に農地が集中するわけです。そして、それを受けて担い手と言われる、いわゆる認定農業者の方々が引き受けるわけだが、やはり今の状況からいけば、ほとんど認定農業者の方々ももう手いっぱいだというような状況によく言われておりま

す。

そこで、やはり私はこの際、第2の担い手とも言うべき、いわゆる岩泉町の農業振興公社、これの体制を強化して、ひとつ担い手の役割をこれから果たす時期が来たかなというふうに感じております。今の制度からいけば、個々の所有者に対する国の制度もなかなか厳しいものがあるのですが、法人なり、企業なりについては非常に様々な有利な制度があるので、これを機会に何とか第2の担い手となるように、岩泉の遊休農地は黙っていれば当然増えるわけですから、これの受け皿として農業振興公社のいわゆる体制の強化を私は望むのですが、その方向性についてご見解をお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

議員ご提言の内容につきましては、心強い提案かなというふうに私も感じているところでございます。まさに地域の農地が今後活用されなくなっていくという可能性が非常に強い状況にございます。その農地を生かしていくという観点で、農業振興公社では継続的な農地利用の活用が可能かなというふうにも思っているところでございます。

この点につきましては、中長期的な課題になろうかなというふうに思いますけれども、早々に農業振興公社側とも協議しながら、対応できる分については拡大しながら対応を進めていきたいなと思ってございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 次に、岩泉町の地域農業マスタープランの中身を見させてもらったのですが、主にそれぞれの地域をマスタープランでくくっているわけですが、その農地の所有者の方々がもう既にお亡くなりになって名義変更していない方々が相当数いるわけ。私は、これから出し手の関係もあるし、受け手の関係もあるし、農地中間管理機構でも扱う中で、やっぱり地権者が替わったならば速やかに変更するような、そういう名義変更なり、相続登記なり、そういうものを担当課でも速やかに指導なり助言すべきだと思うのですが、あえて言わせてもらえば、その点税務出納課はもうきっちりしているのですよね、納税者が亡くなれば、すぐ推定相続人に来るわけだ。やはりそういうふうに庁内の各課と連携をしながらひとつ、いつまでも亡くなられた方々が帳簿にあるような状態は好ましくないので、この制度を利用するためにもやはり速やかに登記人、相続人の名義変更はすべきだと思うのですが、ご見解をお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） その点に関しましては、農地中間管理事業でも集積していく上で、地権者が、相続関係人が多くなると、やはり手続が煩雑、事務量が多くなるということもございませう。今後ますますそういった事案が増えていくことも考えられますので、農業委員会とも連携しながら、これについては全力で取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 次に、既にご承知かと思うのですが、国の食料・農業・農村基本計画では、2023年度までにそれぞれの自治体で担い手への遊休農地の集積率を8割に見込んでいるわけ。そこで、まだ1年あるわけですが、岩泉町の集積率の現状と達成見込みについてお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

当町の集積率は、現在ですけれども、12.4%となっております。県全体では13.9%と。国の目標8割に対して岩手県は60%の目標掲げて、当町は60%の目標を掲げてございますけれども、先ほど申し上げたとおり、各地域の農地が点在している状況でございますので、集積できる、可能な農地についてはどんどん集積したとしても、目標の60%は現状厳しいのかなという認識で考えております。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 頑張ってもらわなければならないと思います。

次に、既にそれこそ広報等で話題になりましたが、岩泉ホールディングスのヨーグルト、大変な人気を博して、そしてジェラートの工場もやや完成したのか、そういうようなことであります。私は前からそう思っているのですが、今の原料乳の生産者、酪農家の数、昨年度も1軒廃農しました。そこで、このように物は良くても、原料のいわゆる継続的な生産が可能かというようなことをますます心配しております。特に今の飼養農家の年齢層を見ても、あと5年、10年、今18戸か20軒切ったと思うのですが、町内の酪農家が。これがいずれ軒数は減ると。頭数については、やはり私はあまり増えない。その原因は、ほとんどが家族経営でやっているからです。

そういった中で、前にも話があったのですが、私は、メガ牧場まではいかなくても、30頭規模ぐらいのいわゆる搾乳牧場を前から話をしていたのですが、その後その搾乳牧場の件についての話はどのようになっているのか、この際お伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の生乳生産に対する件でございますけれども、まず現状として酪農家の数もやはり相当減ってございますが、国の事業なり町の支援事業で労働環境、生産環境がかなり改善されてございますし、農家個々の経営の努力によって1頭当たりの生乳生産量のほうも伸びている状況でございます。

ということで、産出額のほうも横ばいで推移している状況にはございますけれども、長期的に考えた場合に生乳生産量が維持できるかにつきましては、いろんな角度から検討していかなければならないだろうというふうにも考えてございます。

また一方ではヘルパーの課題等ございまして、その30頭規模の経営が本当に必要であるかという観点の前に、そういった将来の酪農経営を担うサポートする方々の整備、こちらの研究、検討のほうをしていきたいと。その中で、生乳生産量の動向についても検討しながら、中長期的に考えていくべきものだろうというふうにも今捉えてございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 次に、今、酪農業界、ほとんど畜産業界では授精のいわゆるザーメンの仕組みは変わっておりまして、もう性判別の性比が主流になりまして、雌だけを希望して授精するというような時代に入ったわけです。そうなれば当然、前から想定されたわけですが、生まれてくる小牛はほとんど雌、それを自家保育できない方々が育成牧場に預託するわけ。

そこでお伺いしますが、現在の育成牧場の預託頭数は適正規模に預託を受けているのか、過密状態ではないのか、その点についてご見解をお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉農業振興公社で担ってございますホルスタイン種の育成の飼養の状況でございますけれども、現状、今190頭をちょっと超えた状態でございます。事故を起こさない適正頭数については180頭台という形ですので、利用のほうはかなり進んでいる状況でございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） そういう認識であればそれなりに対応しなければ、やっぱりコロナだけではないと思います。密になれば様々な、やっぱり将来を担う小牛が疾病にかかる可能性もあるので、これについても適切な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、常々話があったのですが、やはり畜産酪農家は毎日生命作業として家畜と関わっているわけで、これらの病気なり事故についてやはり共済組合の獣医がいなくなったというのが非常に尾を引いているわけでありまして、先般も町長はじめ町のほうの関係者が動いてもらった経過あるのですが、その後いわゆる宮古地方農業共済組合管内の自治体の首長なり、あるいはまた担当課で連携を取りながら、関係機関等の協議はどのように進んでいるのか、現状についてお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畜産農家にとって必要な獣医師の確保の課題についてでございますけれども、岩手県農業共済組合におかれましては、先般公表されましたけれども、令和6年度から沿岸、陸前高田から洋野町までの全域、共済獣医師の診療外ということと決まっております。

こういった公表を受けまして、沿岸の各首長さんともその実態について共有をしているところでございます。また、実際に当町、田野畑管内も含めてですけれども、獣医師の確保課題につきましては、現在開業獣医師の確保ができないかという観点で県の担当部署を含めて協議、検討中という段階になってございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 共済組合なるものの組織のいわゆる指導監督のできる業務官庁はどこなのか、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩手県農業共済組合に関する指導する機関といたしましては、岩手県の農林水産部の団体指導課ということになってございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 次に、畜産酪農家、365日以上働いている方もあるので、有事の際にヘルパー制度があって、幸い常勤の1名の方に来てもらって、そしてまた、近年には珍しい新規の承継酪農家ですか、出たのですが、その方の現在のいわゆる住環境はどのようになっているのか、現状についてお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 私の認識といたしましては、牧場内の付近に住宅を構えてはい

ないという認識でございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正君。

○12番（三田地泰正君） 具体的に伺いますが、1名のヘルパーの方、たしか町の何かの住宅の、どこの管轄か分からないのですが、町の管理する住宅、浅内にいると聞いているのですが、いやあ、とてもね、来てもらった方がいいが、あの建物の状態、町長はじめ分譲住宅なり、宅地造成なり、リフォームも今度掲げているのですが、ひとつあの建物を見て、やはりもう少し快適な暮らしができるように、私はリフォームをして、末永く岩泉でヘルパー事業に関わってもらうような、そういう気持ちがあってもいいかと思うのですが、この点についてだけ、まずお考えをお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 様々な住環境の整備については、そういったヘルパーの方も岩泉においていただいているということでありますので、リフォームとか様々な制度を今整備もしております。そういった住環境については、ご相談を受けながら、町でやれる範囲で、それは努力をするべきものだと思っております。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 次に、獣害対策についてお伺いします。

今日までありがたく町のほうからも猟銃許可を受けるために、免許を受けるためには様々なとうか、それなりの助成を受けて、非常にありがたいというふうに思っておりますが、このように、近年のように、鹿があまり見えないときは、いわゆる猟師の皆さんは2本足で、ほとんど鳥猟だったのですよ。ところが、今、熊から、イノシシから、鹿なり、4本足、まさに地上戦の闘いになってきたわけ。しかも、その逃げ足が速いと来たもんだ。そこで、今のハンターではとても、ライフル持った方も限られているし、なかなか野生鳥獣の頭数の繁殖にはもうついていけないようなことが今日の新聞にもあったようですが、いずれ早く対応しなければならないということなので、ぜひ様々なことで今答弁いただいたのですが、せめてわな猟についてはくくりわなをはじめ非常に興味を持っているらしいのですよ、町民の方々は。ところが、やっぱり狩猟となれば危険なものとか、危ないものとか、あるいは手続が分からないとかというふうなことを聞くので、せめて令和4年度はわな猟の免許の試験は何月何日だと、会場はここですとか、こちら辺を町民に広報で周知なり知らせる、そういう努力だけはしてもらいたいと思うのですが、お考えを

お伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 狩猟免許のわなあるいは銃と種類はあるわけでございますけれども、その案内につきましては従来はぴーちゃんねっこのほうで皆さんのほうには周知申し上げてございましたけれども、広報につきましては獣害の関係全般にわたる記事を設けるなどしながら、そういった免許のご案内のほうもしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 有害駆除の対策として、数年前から熊対策として電気牧柵をそれぞれ町のほうからも補助をいただきながら相当数設置したわけだが、もう今、現場の声を聞けば、やはり野ざらしにするために機械がいわゆる劣化してさびたり、折れたり、それからまた最近の鹿なり熊は電気に強くなったのか、なかなかよけないで入ってくるというようなことがあったり、それからまた貸付けというか、設置基準が新しい農地でなければ該当しないというようなことがあって、なかなか更新がままならないわけでございます。

そこで、この際今までの農地についても何とか引き続き更新をして、強い電圧というか、そういう機器に切り替えるような制度に貸付基準を見直していただいて、そして一日も早くというか、安心して農作物が守られるような、そういう体制にしていきたいと思うのですが、ひとつ電気牧柵の設置見直しですか、それについての、変更についてのご見解をお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

電気牧柵、やはり獣害を防ぐ上で農家ができる防止策ということでかなり広まってございまして、その効果も生まれてございます。

ご質問の内容の電気牧柵の更新につきましては、議会、特別委員会でもご質問をいただいている内容でございます。現在、これまで電気牧柵を導入された農家の皆さんにアンケートを今実施して、集計している最中でございます。実際に電圧が低くてとか、そういった観点で被害が生じたケースがあるか、そういった有無も調査項目に含めてございますので、こういったまず実態を把握させていただきたいと存じます。

その上で、更新については基本的には農家皆さんがしていただきたいということではございませんけれども、被害防止を今後も継続していく上で実施しなければならないということがあるので

あれば、検討をしていきたいなというふうには考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 担当課のほうは以上で終わらせていただきます。

次に、三陸道に関して、ご案内のように小本地区は国道が2本走ったり、三陸鉄道もあったり、しかも漁港、港湾があったり、東の玄関口としては非常に町内でもすばらしい交通網の拠点であるというふうに感じております。

そこで、これからあそこから抜けていかないように、いわゆる入ってくるような、観光から、物から、様々なことを含めて、これから創意工夫をして何とか魅力ある観光エリアにしたいというような答弁いただいたのですが、今コロナだし、それからご案内のように国道の道路の改良整備があと2年ということになれば、非常にアクセスとしても、岩泉町としてもやりづらいような条件の中であの完工を迎えたわけですが、それにしても日々経済は動いているわけ。何とか英知を結集して、ぜひこの町内が活気づくような、そういう観光になっていただくように、今から、それこそまさに創意工夫して、岩泉町のプランが花が咲くということですが、今から種をまいて、ぜひすばらしい花が咲くように期待をしておきたいと思います。

次に、G I G Aスクールについて、教育委員会のほうに。答弁書を見れば、この1人1台の端末によって生徒も道具として生き生きと使っているようなことが言われているのですが、やはり何といても、どちらかといえば生徒のほうは伸びるような、そういう一般的に見方がされて、問題は教える先生方が、いわゆる先生方の使いこなしによって何だか教育の差が生じるようにもよく報道されているのですが、改めてお聞きしますが、先生方のそのいわゆるスキルアップといえますか、授業効果が高まるようなサポートの体制、この1人の支援だけで大丈夫なのかどうか、改めて答弁をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） G I G Aスクールの教職員のスキルの関係でお答えいたします。

まず、教職員の技術向上の関係ですけれども、まず教育委員会といたしましては、教職員の方々に集まっていただきましてアプリの研修等も行っているところです。また、アプリの中のT e a m s というアプリの操作研修、それから授業支援アプリのロイロノートというアプリがあるのですが、それらの研修も行っております。また、I C T利活用推進会議というものも立ち上げまして、そこで各学校のまずこういうI T関係、I C T関係に詳しい先生方に集まっていただきま

して、そこで研修もしていただいて、それを学校に持ち帰っていただいて、校内研修等で各先生方にまたそれを伝達してもらおうというふうな取組を進めているところであります。

また、ご質問のありましたICTの支援員の関係ですけれども、ICT支援員の方、現在週に3回、各学校を訪問しております。午前午後、各1校ずつ訪問という形なのですが、このICT支援員の方が、主に機器等の例えばトラブル等がありましたならば、そのサポート、また授業におきましても各先生をサポートして操作の支援等も行っているという状況でございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 次に、高学年の教科担任制、これの導入によって前年対比というか、今年先生数は若干増えるのか、変わらないのか、この見通しについてお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

教職員の定数につきましては、学級の数に応じまして定数が配分されるということでございますので、例えば特別支援の学級が1クラス減ると1人、先生が減るというふうな状況もございまして、各学校の状況に応じて、それぞれ定数に応じて配分がされているという状況でございます。

〔何事か言う人あり〕

○教育次長（佐々木 剛君） 失礼しました。教科担任制に関しましての対応につきましては、これは国のほうの加配という形で配分されるということになっておりまして、岩泉町では今のところ、この教科担任に向けた加配の予定はございません。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） よく一般に、このGIGAスクールが進む中で、様々な媒体を通して、いわゆる学習端末を通じたいじめなり、トラブルなり、あるいはそういうことに世間の関心が今高まっているように感じております。

そこで、こういう中身はなかなか端末だけでは見つけづらいといえますか、そういうことが指摘されるので、最低でも先生方がいわゆる端末活用のルールなり、それからこういう書き込みなり、そういうものを設定できるというか、見るような状態になっているのかどうか、お伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

例えば動画のサイト、例えばY o u T u b eですとか、そういうものに関しましてはフィルタリングをかけまして入れないようにしておりますし、学校で児童がちょっと不適切なといいますか、あまりよろしくないようなサイトに仮につながった場合には、それは分かるようにしております、教育委員会の担当のほうでもその辺はチェックをかけているということでございます。

○議長（野館泰喜君） これで12番、三田地泰正さんの質問を終わります。

昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時10分）

再開（午後 1時30分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、日程第1、一般質問を再開します。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 1番、千葉泰彦です。

中居町長におかれましては、さきの選挙で見事再選を果たされました。困難な町政課題に果敢に立ち向かおうとするその気概に、改めて敬意を表するものです。前期4年は、台風災害、新型コロナウイルス感染症と、甚大な被害、起きたことへ対応しなければならない期間であったかと思えます。一方、対応に追われる間に疲弊してしまった地域経済、地域活動は危機的状況に陥ってしまいました。これからの4年は、起死回生、その立て直しを至上命題とし、町の未来を左右する重要な期間であると認識しています。私も、議会を末席で担う者とし、花咲き誇る本町の明るい未来に向け、町民一丸となり課題克服へ立ち向かえるよう取り組んでまいり所存でございますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に基づきまして一般質問を以下に3点行います。

1点目、ふるさと納税による経済振興策について。さきに示されました町長施政方針では、人口減少、少子高齢化があらがうべき大きなテーマとなっています。この難局を乗り越えるには、町内既存事業者の売上げ回復、所得向上が必要にして最低の条件であると認識しています。

「令和4年度主要施策の概要」の中の岩泉町未来づくりプラン『なりわいの花づくり』には、一次産業、商工業に対する取組方針が示されております。ふるさと納税では、六次化の促進、交流人口の拡大などを通じて経済、観光への波及効果を及ぼし、広く町内事業者の所得向上に寄与するための具体的な戦術と捉えられています。

以上の認識に基づき、ふるさと納税に関して、その後の経過についてお尋ねします。

1つ目は、今期の実績、見通し金額について、具体的な金額をお示してください。

2つ目は、ふるさと納税に対する町長の任期4年で目指す目標金額について、具体的金額をお示してください。

3つ目は、ふるさと納税返礼品への本町事業者の参画について。返礼品は、寄附金額の3割が上限です。返礼品を提供する事業者の立場で考えれば、仮に寄附金額が1億5,000万円であれば、上限4,500万円は返礼品に関する売上げとなり、コロナにより対面販売が激減し、消費行動自体が変容する今般の状況下においては、本町商工業者にとり新たに出現した魅力ある市場たり得るものです。今年度返礼品の上位品目、また返礼品開発経過と本町事業者の参画促進戦略をお答えください。

4つ目は、ふるさと納税で解決する地域課題について。企業版ふるさと納税の対象である地域再生計画のブラッシュアップに対する進捗をお示してください。また、一般のふるさと納税も目標金額達成のためには返礼品が魅力的であるのみならず、ふるさと納税を活用し解決する地域課題は何か、その成果はどこにあったのかを寄附者に具体的に伝えることが重要です。一般のふるさと納税の寄附金を活用した地域課題に対する方針をお答えください。

2点目、三陸沿岸道路の利活用策について。さきの施政方針中「町政運営の基本姿勢」では、三陸沿岸道路の利活用が重要な旨、うたわれております。交通網整備の経済的活用策は、物を動かす物流と人を動かす観光です。その中で、人を動かす観光、誘客対策における「面」の観光づくりは、近隣市町村連携と示されています。近隣市町村連携に関して、検討している具体的な枠組みをお答えください。

また、「点」として「主要施策の概要」『なりわいの花づくり』には、コンテンツづくりが示されております。龍泉洞来場者過去実績など情報収集・分析の結果と、また分析に基づいたお客様のターゲット、そのターゲット向けのコンテンツづくりについて、具体的な検討内容、進捗をお答えください。

3点目、施策実現に向けた民間活用について。上記質問した2点は、町政課題克服のために重要な施策であると認識しています。一方で、全ての事務を当局が担う現状には危機感を感じ得ません。地域社会、地域経済の弱体化に伴い、本来自助、互助、共助が支えてきた側面を公助が賄おうとする図式は、早晩崩壊するのではないかと考えています。

国は、民間活用の枠組みとして、専門家派遣、PFI、地域おこし協力隊など様々な枠組みを示しています。町外の民間事業者活用と町内での受け皿育成、外部資源活用のための職員育成について、町長のお考えをお答えください。

以上で本席からの質問を終わります。ご回答方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、ふるさと納税による経済振興策であります。本町のふるさと納税の1月末の実績は1億3,257万円で、前年同月と比較して123.1%で推移をしております。本年度末の実績は1億4,000万円を超えるものと推測をしており、昨年度実績の1億1,737万円を上回るものと捉えております。

次に、目標額であります。令和3年3月に策定をいたしました「町行財政改革大綱」の実施計画におきましては、令和8年度の目標値を3億円としておりますが、さらなる高い目標を設定をし、地域経済の底上げを図ることが大切であると、このように考えております。

そのためには、本年度増設した受付サイトを軌道に乗せ、基礎固めを行い、少しでも早く目標額を達成するよう、さらなる努力をまいりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

本年度の返礼品は、岩泉ホールディングスの岩泉ヨーグルトセット、龍泉洞化粧水などが上位となっており、これらで返礼品の半数以上を占めているところであります。

また、第三セクター以外でも町内事業者が取り扱うマツタケ、町内各事業所の商品などの取扱も増えており、徐々にではありますが、町内各事業所への裾野は広がってきているものと、このように感じております。

また、本年度は返礼品の開発会議を随時行い、事業所の協力を得ながら新たな返礼品の拡大などを行った結果、その効果も徐々に見え始めてきておりますので、引き続き寄附者のニーズを捉えながら、数多くの事業者の皆様から参画をしていただくよう、工夫を凝らしてまいりたいと考

えております。

企業版ふるさと納税の事業のブラッシュアップについては、現在、企業版ふるさと納税の伴走支援事業の委託事業者の提案などを参考にしながら、新規事業の検討や既存事業の改善の研究をしているところであり、様々な事業の中から特定財源との兼ね合いを見ながら行っているところでもあります。

議員ご案内のとおり、ふるさと納税は企業版のみならず個人版についても魅力的な事業や使い道をより具体的に明確化することで寄附額の増加につながるものと、このように認識をしておりますので、寄附が多い全国の先進事例等の情報を収集しながら寄附金充当事業を選択をするとともに、各部署に情報を提供し、新たな課題解決事業の立案に向けた検討も進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、観光における近隣市町村との連携に関し検討をしている枠組みではありますが、町では三陸海岸関連の複数の団体に加盟しながら誘客活動などに取り組んでいるところでもあります。

三陸海岸関係の団体といたしましては三陸復興国立公園協会、みちのく潮風トレイル、ジオパークなどがありますことから、これらの団体等と連携をしながら「面」の観光づくりを進めてまいりたいと考えております。

このうち三陸復興国立公園協会では、昨年12月に仙台市でイベントを開催をし、参加団体による物販などPR活動を行った結果、龍泉洞の認知度が高いことを再認識をしたところでもあります。

今後は、三陸沿岸道路を活用したマイクロツーリズムなどに取り組み、新たな観光客の掘り起こしとアフターコロナを見据えた観光振興に努めてまいりたいと考えております。

また、龍泉洞の来場者に係る情報収集と分析については、効果的な宣伝活動を展開するため、平成30年度から町独自で調査を実施をしております。コロナ禍の令和2年度において、全国をブロックごとに分析をした結果、東北地方が全体の約6割となっており、さらに県ごとで見ると岩手県が約4割、これに青森県と宮城県を加えると、東北全体の約8割という状況になっております。

このことから、三陸沿岸道路の全線開通に伴い、仙台市、八戸市をターゲットにした積極的なプロモーション活動が必要と、このように考えております。

なお、三陸沿岸道路を利用する観光客から本町に足を運んでいただくためには、都市部では味わえない、他の地域とは異なるコンテンツが必要であり、町が持つ魅力の情報発信にも力を入れ

ていく必要があると、このように考えております。

これまで観光客から好評をいただいている龍泉洞の営業時間外に入洞して地底湖のライトアップを御覧いただく「ナイトドラゴンブルー」のほか、本年度旅行エージェントと共同で行った「みちのく潮風トレイル」を体験するモニターツアーなどを検証をしながら、コンテンツのさらなる磨き上げに努めるとともに、アフターコロナを見据えた誘客対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

民間の活用については、PFIにより進めている子育て応援住宅や地域おこし協力隊などによる移住定住対策に取り組んでいますが、今後も大いに推進すべきものと考えており、これまで行政で行ってきた事業を民間でできないかという新たな発想を取り入れていきたいと考えているところであります。

また、本年度は職員向けに外部人材の活用に係る制度説明会を開催をし、情報共有を行った一方で、企業版ふるさと納税における伴走支援事業を県内の地域商社に業務委託をするなど、少しずつではありますが、新しい形を取り入れて取り組んでおります。

こうしたノウハウを庁内で共有できる仕組みを構築するとともに、町内の民間事業者が外部人材を受入れできる仕組みや体制づくりについても取り組んでまいります。

国でも人材や事業者を地方で活用してもらう様々な制度を創設しておりますので、組織や人材など受け皿の環境を整え、できるだけ多くの人材を受け入れ、町政課題を解決できるように今後とも努めてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 1番、再質問はありませんか。

1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。幾つか、より具体的なところを確認したいと思いますので、本席より追加の質問をさせていただきます。

まず、一般のふるさと納税に関して実績と目標値をお示しいただきました。実績、1億4,000万円ということですので、寄附金からの逆算で返礼品売上げですと4,200万円ほど見込まれるのかなというふうに思っております。

経済効果につきましては、何と比較するのかということはありませんけれども、年末年始、宅急便の送料無料の事業をやったかと思えます。経済循環促進事業ということで、速報値では送料が

700万円、その送料の4倍の2,800万円ほど、全て集計集まっているわけではない中での速報値です。確定値ではありませんけれども、それぐらいの売上げに、町内事業者の売上げとして全体としてはなっているというふうに伺っています。非常に事業者にとっても好評でして、私の知る範囲では、追加でやっていただきたいというようなことでお話しもたくさん伺うわけですが、2,800万円ですぐに皆さんがわくわくするのであれば、目標金額3億円で9,000万円ということであれば、こぞって参加していただける状況がうまくすればつくれないかというふうに思っているところです。

仕組みのお話もございましたが、返礼品の開発会議を随時行っていってほしいということですが、事業者への参加の呼びかけ方ですとか、この制度の周知の仕方、現状どのように行っているのかを教えてください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ふるさと納税の返礼に係る部分でございますが、現状では返礼品156件ございます。こちらのほうで今年度返礼として新たにつくった分も55件ございまして、これらについては庁内、役場内のほうでの返礼品開発の中でいろんな取組をしながら、そのふるさと納税の返礼については町内の様々な事業者の方に参画していただいておりますが、その方々にもこちらのほうからアピールをして、どうですかというような形を取りながら、一つには相手方の事業者さんのほうから逆に来る分もありますので、そういった意味ではかなり浸透はしているのではないかなというふうにも感じております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 例えば商工会に加盟していってほしい事業者には全て連絡が行くようになっているですとか、第一次産業の生産者の方にもこの仕組みが周知されているとかという、その周知の範囲と度合いについて、具体的に答えられる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 商工会関係の全てが入っているかというところではないところはありますが、その辺では周知のほうは進んでいるかと思っておりますが、やはり個人事業主さんの一次産業の方々というところにはまだ浸透していないという部分は感じておりますので、令和4年度になるかと思っておりますけれども、これからこういった返礼品のほうをいろいろ波及効果として広げていくということになれば、そちらのほうにも周知をしながら進めていかないとはいけ

ないなというようなことは感じておりました。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 随時開催していただいているということではあるのですが、仕組み、工夫をしていくということでお答えいただいていますけれども、きちんと仕組みにしていく必要があるのだろうというふうに思っています。例えば品目については156品目で、新規の開発で今年度55品目ということで、当局の担当課、担当室が非常に努力した結果が金額には行っているのだと思うのですが、やはり公募のような形にするですとか、審議委員会を立ち上げてどれを該当させるのかということを中心に協議して入れていくですとか、あとはワサビが特産品だと言われているのですが、そこに関するものをきちんと入れていったほうがいいのではないかと、業種間のバランスですとか、広く周知するために仕組み化、そういった仕組み化を図るべきだと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 一つには今ワサビというお話もありました。ワサビはやはり特産品で、畑ワサビを推し進めると、政策的にやっていくという話にもなっております。長野県のほうとのやり取りとか、ワサビに関してはこれを製品にする場合にはいろいろな制約とか様々あるかとは思いますが、この辺も一つとして考えていくべきものではあるだろうと思っております。

広く周知することになれば、やはり担当課だけでは、これは無理な話になってまいりますので、役場内であっても横の連携、それから町内であっても先ほどのような商工会、それから個人事業主さん、様々なところでこういうの、そういう協議会的なものができるかどうか、ちょっと分かりませんが、こういったふるさと納税を基盤としてそういった波及効果を持たせるということになれば、様々そういったところも考えていきたいなと思っております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 引き続きご検討いただきたいなというふうに思います。

寄附者とのコミュニケーションも非常に重要なことと思っております、一度何らかの形で本町にご興味、ご好意をいただいた方に対して、継続してコミュニケーションを取り続ける、リピーターになっていただけるような、そういう取組も必要かなというふうに思います。

個人版のふるさと納税についても魅力的な事業や使い道をより具体的に明確化することでとい

うことではあるのですが、そのことをきちんとお伝えするというような取組が必要かと思いますが、現状の取組の状況をお知らせください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ふるさと納税個人版の方は、全国からご寄附いただいております。その方々はやはり大切にしなければいけないということで、まずは返礼品をお送りする際にもお礼状も我々としてはお送りいたしております。あと、メールでも向こうのほうからも問合せが来たり、様々なお礼のお話もあるので、コミュニケーションをそこは取らせていただきながらやっているという状況です。

これは、全国の自治体のほうを見ますと、そういったご寄附いただいた方に対して、東京のほうでお礼のフェアを開いて、そういった方々とのつながりを持ちながら、またさらに地元にも、こちらのほうにも来ていただくとか、そういったことをやっている自治体もあります。実は私どもの方でもそういうことをやりたいなということで頭にはあるのですが、何せ今のこのコロナの状況のためにそれもできないということで、そういったところのつながりというのはこれからも持ちたいですし、先ほどのようにこちらにご寄附をいただくということになれば、岩泉町に寄附をいただいたものがどういったものに使われるかというのは気になるところでございますので、そういったこともお示ししながら、つながりは持ちたいというふうに考えます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 現地に行つてというのが様々な制約の中で難しいと、環境の中で、新型コロナウイルスの影響などで難しいということですが、昨日ですかね、本会場でも若干話題になりましたが、未来塾の中でファンプロというのですかね、岩泉町ファンプロジェクトなるご提案がなされていて、SNSを活用したグループLINEであったりとか、フェイスブックのメッセージでグループついたりということだと思っておりますが、同じ興味を持って、お互いは知りませんが、同じ情報を見ることができて交流が進むというようなアイデアを若手職員の方がご提案いただいているのだろうというふうに思います。そういったものも、メーリングリストなのか、SNSなのかは分かりませんが、コミュニケーションを効率化するという中でご検討の余地はあるのかなというふうに思って拝見しているのですが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） SNSを活用したそういった提案、若手職員のほうから出てきているのも分かっておりました。いい話だなと思っておりまして、これはふるさと納税に限らずかと思えますけれども、様々な岩泉町のファンとか、イベントへの参加とか、そういった部分では使えるものであらうと思えますので、これは今後研究を引き続きやりながら、こういったところで実現していけるかというところは具体的に今後詰めていきたいと思えます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ご検討いただけるということで、例えば過去に特定非常災害2件、激甚災害1件という大きな災害を被っているというのは、一般質問上でも申し上げましたが、その際にも多くの方々が例えば義援金を下さったりということをなさっているのですね。そのとき、ある意味感動するというか、同情するというか、大きく気持ちが動いてくださった方々に対して、やっぱりお礼状を返すだけではもったいないなど。終わった話をぶり返そうということではないのですが、何か大きな災いが起きた際もチャンスにできるように、やはり岩泉町に興味、関心を持つ人たちをつなぎ止めて、活用すると言ったり言い方語弊ありますけれども、様々多面的なご協力をいただくための備えがあったほうがいいのではないかなというふうに思っているところです。お考えをお聞かせください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 本町では様々な災害の中でご寄附をいただいたり、ボランティアをいただいたり、直接来てこちらで働いていただいた方々もごぞいます。生命、財産、こういったものを守るという中で一生懸命やっていたいただきました。そういった方々、大変ありがたくて、岩泉町のためにという気持ちで全国からおいでいただいていますので、そういった方々にお礼プラスこれからのつながりというか、そういったものは持っていかないとならないかと。我々はその気持ちをどういった形で表していくかというところは、これから様々な形でやってまいりたいと思えますので、それは当然全員が念頭に置きながら考えるということかと思えます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 先ほど申し上げましたが、年末年始に行いました経済循環促進事業、宅急便の送料無料ですね、金額にして送料700万円ということで、件数、すみません、今承知していませんけれども、例えばそういったことを、税金の補填というか、補助する際にも700万円分の送料でふるさと納税の返礼品を宣伝するとか、何かのつながりを町外の方が持つということなのであ

れば、そういった利用の仕方、事業者が潤うだけではなくて、次のファンにつなげるために700万
使い切るというような、そういう考え方も必要かなと思いますが、お考えを。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回は送料無料という形でやらせていただいております。そ
ういった使い方、これがどういうふうに、例えば町外の方々のコミュニケーションとか、今後
のつながりとかということにつながっていくか、この返礼品に関してもそういった活用とい
うか、金銭的な部分をどのぐらい、どういうふうに有効活用するかというのは、これはちょっと
いろいろ考えてまいりたいなというふうに思います。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ワサビの話にしても、今の送料無料の話にしても、政策推進課だけではや
りちょっと難しいのかなというふうに思っているところです。返礼品の開発については政策推
進課のみならず経済観光交流課、農林水産課との連携協議が重要なのではないかなというふう
に思っているところですが、現状での連携の在り方ですとか、協議の実態、可能な範囲でお答え
ください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 役場内でも様々な部分で、当然ですが、いろんな話はするわけ
でございますが、そこに何か集まって、それではそういう会議を開いてということにはなってい
ない状況ではございます、正直なところは。ただ、意思疎通を図りながらやっているという部分
では、常日頃行っているということでございます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 企業版ふるさと納税についてです。ご寄附いただいている方々の
ニーズを捉えてというか、企業の要望もきちんと捉えながら開発をしていきたいということ
で回答いただいておりますが、現状、企業版ふるさと納税でご寄附いただいている企業様の立地とい
うか、どこに本社のあるところが多いのかですとか、業種としてどこが多いのかといったよう
な内容を把握できている範囲でお答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 企業版ふるさと納税につきましては、今年度新たに始めた政策
でございます。現時点で16企業から840万円のご寄附をいただいております。主に年度当初に誘致

企業関係で、こちらのほうに誘致していただいている方の本社のほうからもいただいているのが主ではございますが、それ以外には盛岡、田野畑、神奈川、あと久慈、秋田、こういったところからご寄附をいただいております。

業種といたしましても様々ございまして、自動車関係の方、それからデザイン関係、あとは交通関係、建設関係、銀行とか、そういった様々でございます。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） そういった企業さんからの具体的なお要望ですとか、こういった内容であれば寄附をしたいといったような寄附者からの要望と、あとはmanordaいわてさんから回っていただいていると思うのですが、そこから情報収集されている企業の要望というか、どういふことであればご協力いただけそうなのかといったような情報を具体的にお持ちであればお答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） manordaいわてさんから今年度いろいろ動いてもらっておりまして、営業をかけていただいたのが現時点で36社でございます。その中でも6社はご寄附いただいておりますが、様々話を聞いていきますと、まず1つには企業版ふるさと納税自体の浸透がまだそこまで行っていないというのが1つです。それからもう一つは、事業をどういったものにやるかという以前に、岩泉町に寄附をするというところが会社のほうの大義名分としてどうなのかと、そここのところがやっぱりあると。岩泉町のこういったところにやっぱりやりたい、こういうことだ。岩泉町ではなくて、ほかのところの市町村も横並びで考えれば、何でこれが岩泉町かというような、営業をかけた際にはそういった話があるというふうには伺っておりますので、まずはこの意義というか、そういったところの浸透というのがもっともっと必要なのだろうなというふうに感じておりました。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 午前中ですかね、安家地区のお話がありましたが、一般的には物語マーケティングみたいな言われ方をすると思うのですが、本町がどういう背景の中で今、何をしようとしているのかということをご理解いただく努力が必要だというお話かと思っております。住んでいる私たちからすると当然のこと、見過ごしていることも様々あると思っておりますので、そ

こはmanordaさんなり外部の方というか、企業の方のご意見を取り入れて進めていただければいいかというふうに思いますので、よろしく願います。

ちょっと話が前後しますが、一般のふるさと納税で実績として具体的に何件に、どういう事業に活用されているということは把握されているというか、お分かりの範囲で教えていただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 全国的にはやはりこういった魅力的な事業、例えば鉄道を維持するためとか、ニュースでよく出るわけなのですけれども、本町の場合、そのところを出しながらふるさと納税を集めているという状況にはないために、これが財源化をして、そしてそれを特財の部分でふるさと納税を使いながらやっているというような形になりますので、これを全部これに入れているというような形ではございません。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） お隣というか、お隣のお隣ですかね、普代村さん、2,500人ほどの人口で、昨年度実績しかホームページ上載っていませんけれども、2億3,000万円ほど集めていらっしゃる。産業も限定されていたりとかいうこともあると思いますので、普代村さんの場合にはですね、売り込みがしやすいとか、いろんなことはあるのだろうと思うのですが、ホームページを見ますと、月別ですとか、年別に何件いただいて、どういう推移で、どんな事業に使いましたみたいなことが、丁寧ではないのですけれども、一覧になっていたりするのですね。そうしますと、やはり寄附している者からすると、あっ、活用していただけているのだなということに実感持っていただければ、より広がっていくというふうに思いますので、様々先進事例はあるかと思いますが、ご参考にしていただければなというふうに思います。

ふるさと納税、企業版ふるさと納税については以上です。

次に、三陸道の利活用について追加でご質問させていただきます。三陸海岸関連の団体と連携をしてということで幾つか事例が書いてございますが、連携というのは具体的に何をしているのかということをお答えいただきたいなと思います。

誘客活動として一般的に想定されるのは、市場調査、商品開発、広報、営業活動といったところが誘客活動の中での連携として想定されるかなと思いますが、三陸復興国立公園協会、みちのく潮風トレイル、ジオパークで具体的な活動内容、どういう活動で連携しているのかということ

でお答えいただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

答弁の中にあります三陸国立公園協会の関係でございます。こちらのほうにつきましては、今の潮風トレイル等も含まれますし、あとはジオパークも含まれます。構成している団体と一緒に連携をして各種活動をしているということになります。

答弁の中にございます、こちらのほうは昨年12月、コロナがちょっと落ち着いたあたりになりますけれども、八戸市と仙台とのほうを訪問いたしまして、それぞれの団体のほうから参加者が出まして、うちのほうは八戸には行けなかったのですが、まずは三陸国立公園についてご理解をいただく、何かをきっかけにしてぜひ国立公園のほうに訪れていただくとともに、それを構成する市町村のほうにも来ていただく、あとはそれぞれの市町村が持ちます特産物等をご理解をいただいたり、ご購入いただいたり、理解を深めるということでの連携活動というものが主な活動になっております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 答弁書にございます仙台市でイベントを開催しということですが、その際の参加団体、具体的にどういったところだったのかというのを、自治体ですとか、物販ということでおっしゃっていたのですが、実施する、実際に行きとしてPR活動を行った参加団体と、あと龍泉洞の認知度が高いということでご回答いただいているのですが、何名来場した中の何名ぐらいが龍泉洞を知っていたということをもって認知度が高いとおっしゃっているのか、男性なのか、女性なのか、ご高齢の方なのか、若年層なのか、そういった内容についてお答えください。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、仙台のほうに行きましたメンバーでございますが、国のほうの関係機関、あと宮古管内の市町村でそれぞれ参加をしております。そのほかに宮古地区以外のところからも出ているということになりまして、うちのほうから職員2人参加をしたのですが、私はちょっと参加できなかったのですが、その行った者からの、用務が済んだ後に復命という形で書類を作るのですが、その書類の中で答弁にしたような認知度が高かったよというふうな部分がありましたので、それをちょっと答弁のほうに引用させていただいたと。実際何人の方からお聞きして、どういう世代の方が岩泉、龍泉洞を覚えているかということま

では分析ができておりませんが、いずれこの三陸沿岸道路をきっかけに来ていただいた方なのか、あとはそれ以前、できる前に来ていただいたのかも含めて、誘客の輪を広げていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 誰に向かって、どういう商品を作って、どういうチャンネルで、誰が働きかけるかということの一つずつ具体的にしていく必要があるのかなというふうに思っているのですけれども、そこはやりながらということかなと思っているところと、あとは戦略を立案する際に、コンサルなのか、何なのか、分かりませんが、この後も質問するつもりでおりますが、民間に調査、戦略の立案を依頼するといったようなお考えはないのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） この三陸復興国立公園の関係につきましては、それぞれ事務局がありまして、こちらは国のほうの機関が事務局を担当して、あと主に宮古市がそれを補助するような形になって運営しているという状況となっております。

今回の活動なり、今回の活動を踏まえた検証、あとはそれを次年度どのように生かすかということにつきましては、会のほうの総会があるかと思っておりますので、そちらのほうでそれぞれの市町村が反省、検証してみて、さらによい活動ができないかということで実施していくものというふうに考えております。

あとは、この協会が今申し上げた国のほうの事務局ということになりますので、そこはちょっとさらにいい方法がないものかということで、お互いに検討しながら取り進めていきたいというふうに思っております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 龍泉洞への来場者について、情報収集、分析をしていただいているとご答弁いただきました。岩手県が約4割、これに青森、宮城を加えると東北全体の約8割ということで、その前文と併せて考えますと、六八、四十八ですか、5割弱の方々が北東北3県から龍泉洞にお越しいただいているという結果かなと思っておりますが、男女比ですとか、グループなのか、個人なのかといった内訳について、分かる範囲でお知らせください。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 調査が平成30年度からスタートしたということだったので

けれども、コロナ前につきましてはボードを貼っておきまして、どちらからいらっしゃいましたかということでシールを貼っていただくような方法を取っておりました。コロナになりましてから、感染対策等もありまして、書面によるアンケートということに切り替えているということになります。その紙ベースのアンケートの中では、誰と来ましたかとか、あとはどちらにお住まいですかというふうなこと等も調査対象になっておりますし、年代についても設問の項目がございます。これ、ちょっとそこまで集計が、今、私の手持ちの資料では確認できないのですけれども、時間をかければそういったものもありますし、そういった貴重なデータについては今後どんどん積極的に活用していきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） くどくどお伺いしている理由は、やることが決まっているように何となくご答弁いただいているのですけれども、例えば仙台市、八戸市をターゲットにした積極的なプロモーション活動といったときに、それは来てもらえる可能性のある人にはどうすれば効率よく会えるのかとか、その人たちが求める商品とは何なのかというようなことを共通認識にしてとか、きちんと答えを持ってやったほうがいいのかというふうに思っているところです。現状の体制でできること、できないことはあるのかもしれませんが、合理的であるべきだろうというふうに思って質問させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

コンテンツづくりについても、都市部では味わえない、他の地域と異なるコンテンツが必要でありということでご回答いただいているのですが、コンテンツをつくるのは誰で、いつまでに、どれぐらいつくろうというご計画か、もし具体的なものがあればお知らせください。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） そのコンテンツづくり等観光については、議員もご存じのように、町の魅力の情報発信とプロモーションというのが非常に大事であるというふうに認識しております。その取組の中の一つとして誘客対策の協議会というのがございますが、こちらのほうでいろいろなコンテンツを探しているといいますが、つくらなければならないということで、なかなか新しい魅力、コンテンツを掘り起こすのは実際難しいという部分がありまして、そういったこともありますので、既存の魅力を磨いていくのが近道ではないかなというふうに分析をしております。

また、現在コロナの中で注目されているトレンドというのがありまして、その中にはアウトド

アであったり、ドライブであったり、自然観賞、これが3密を避けるというふうな意味からもトレンドになっているというふうに理解をしております。

あと、幸い岩泉には3密を避けるアウトドアであったり、自然観賞であったり、素材がありますので、これをいかにうまくやっていくかというのが大事だと思います。

あとは、観光の中でも体験型というのが大事であるというふうなことが言われております。これまでグリーンツーリズムとかエコツーリズムも行われてまいりました。岩泉で今やっているものについては、龍泉洞で釣りの体験というのも非常に好評をいただいておりますし、あと関わっている団体の皆さんも一生懸命やっております。これも滞在時間の延長に確実に結びついているものというふうに考えております。

さらに、最近では、体験というのも非常に大事ではありますが、その土地にいる人を目指す旅というのもピックアップされておまして、ヒューマンツーリズムというのだそうですけれども、こちらのほう、町内にもいろいろな方がおりますので、ぜひその方を活用……活用といいますか、した展開ができないか、検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 広域連携のお話でしたが、町内にも既に活用できるのですとか、観光ですとか、営業活動をなさっている団体、企業、施設等あると思うのですけれども、町内の連携について伺います。

道の駅、2つありますし、愛土館さんもあって、龍泉洞、うれいら通り商店街等でも営業活動をなさっているわけですが、既存の施設間での連携による誘客活動は現状どうなっているのか、お答えください。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

道の駅をちょっと例にしてお答えさせていただきたいと思います。道の駅については休憩とか情報発信等の機能があるわけですが、三陸沿岸道路でいいますと、ほとんどの沿線の市町村で道の駅の整備をされております。各市町村とも危惧しているのが、前の質問にもありましたけれども、それぞれの道の駅、市町村が素通りされては困るというふうなことで危機感を持っているというような状況でございます。

今月15日になりますけれども、三陸沿岸道路の利活用検討会というのがありまして、これは国、

県、沿線の市町村が集まった会議でございまして、何とか利用していただくとともに地域振興も図っていこうということで会議を開催しているところになります。

今回というか次回の今月15日の会議のときに提案をしようとしているのが、例えば岩手県の道の駅がある市町村で下りてもらう工夫の一つといたしまして、東北地区を対象にしたもの、岩手県を対象にしたもののスタンプラリー、道の駅のスタンプラリーはあるのですが、ぜひこの三陸沿岸道路に特化したスタンプラリー、それこそそれぞれ特産品を賞品といいますか、にしたもので、お客様がそこでインターチェンジを下りていただくような理由を、きっかけをつくっていく取組ができないかということで今考えているところになります。

○議長（野館泰喜君） 馬場課長に申し上げますが、町内の拠点における連携についての答弁がありません。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 失礼いたしました。町内では、岩泉町内にあります龍泉洞、あとは道の駅、ふれあいらんど、こちら3つの施設を中心に何とか町内を回遊していただくということで、協議会とかというものを組織しているわけではありませんけれども、それぞれその都度情報交換をして、その実現に向けて取り組んでいるという状況になります。

あとは、物産振興会と関係の団体もありますので、そこを巻き込んだ形での取組を実施しているということでお願いします。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 龍泉洞のインターにも看板を設置していただけたりとすとか、営業しているところ以外、施設も活用していろいろ取り組んでいただいているということだろうというふうに思うのですが、より有機的に漏れのないような取組をお願いします。

観光については以上です。

民間の利活用ということで質問をさせていただきます。

私、4月に当選させていただいて、この1年間当局の皆様とも様々ご指導いただきましたり、協議をさせていただいたりということをしていただきました。その中で、皆さん非常に過酷な状況の中で業務に当たっていただいているのかなというふうに思っているところです。そういった環境の中で政策を推進し、目標を達成するために民間の活用というのは避けては通れないというのか、有効にやっていくべきだろうと。民間の活用ということで申し上げますと、大きく現状では申請窓口対応業務ですとか、例規の改定など当局の本来業務の外部委託ということがあるのか

などというふうに思っています。

もう一つが、町政上の課題解決、目標達成のための民間活用ということで、こちらを主に今回ご質問させていただいたわけですが、ふるさと納税についても細々質問させていただきました。観光についても細々お話をさせていただきましたけれども、その事務というのは今後も引き続き当局が全部抱えようとするのか、民間の団体に委託なりなんなりで一部もしくは全て任せしていく方向で考えるのかというところで、方向性が決まっていればお答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員からご質問のありました民間活用という部分でございます。

これまでも、念頭には民間を活用しようということで取り組んできております。例えば観光分野でいいまでも、交流人口を増やすためにふれあいランドでありますとか、龍泉洞園地でありますとか、こういったものも民間の活用をしてみたい。あと、我々が持っている事務でふるさと納税、こちらがございます。目標金額3億円という話はさせていただきましたが、これはもっともっと高く目標を掲げながらやっていきたい。そうなった場合に、やはり役場の職員が事務を持っていることでは全然足りない、できなくなるということがございます。全国的にもそうですが、これを外部の民間の方にやっていただくことで、そこに仕事もできる。あとは、そこに定住もできる。そういった仕事を生み出すという意味では、民間の方にも活躍をしていただきたい。そういうところは、今後も念頭に置いて事業を組み立てる際に進めてまいりたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 課題解決をする場合に、さらに新しい民間活用の枠組みを活用した政策立案ですとか、産業ですとか、地域振興を実現するというのと、これが今ずっとご協議させていただいている内容かなと思いますが、もう一つ既存の地元の民間ですね、例えば三セク、商工会、観光協会、地域振興協議会ですとか、そういったところも関係性含めて再構築をしていく必要があるのかなというふうに思っているのですけれども、できるのか、できないのか、どうすればできるのか、そういった判断をして、新たな関係性を築いていくという局面に来ているのではないかなというふうに思うのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） まさにその時期に来ている部分もあるという認識は持っております。

地域振興協議会あるいはNPOばあとなあ、いろんな、体育協会、団体等々ございます。そして、役場の事務、先ほどご指摘がありました法規事務でありますとか、窓口事務でありますとか、そういうものの民間委託あるいはデジタルトランスフォーメーションに係る部分でのこれからの事務の進め方、いろいろ今、激動の時期にあると認識しておりますので、これはまた新年度になりましたならば私どもでも認識を新たに検討しなければならないということで、今思っているところでございます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） この岩泉町未来づくりプラン後期に向けて、来年度改定をしていくのだろうというふうに思います。今日言ったことを来年度というよりも、中期的な視点でこの地域をどういうふうに支えていくことが最適なのかということを経営して協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの質問は以上です。

○議長（野館泰喜君） これで1番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

ここで、コロナ感染予防対策の換気のために2時40分まで暫時休憩します。

休憩（午後 2時30分）

再開（午後 2時40分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、日程第1、一般質問を再開します。

13番、菊地弘巳さん、どうぞ。

〔13番 菊地弘巳君登壇〕

○13番（菊地弘巳君） 13番、菊地弘巳です。通告に基づき一般質問を行います。

人口減少問題は全国的な課題ではありますが、地方においては最も深刻な問題であります。2014年に発刊された増田寛也氏の「地方消滅、896の市町村が消える前に何をすべきか」との提言に、全国民が大変な衝撃を受けました。特に北東北3県の減少が著しく、深刻なことであるとの内容でありました。国では、2015年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方の人口減少と東京圏一極集中の是正に取り組みましたが、成果はあまりないと思われま

本町においては、昭和35年の2万7,813人から令和2年には8,726人と、実に約70%も減少しております。特に有芸地区は約90%、安家地区は約80%の減少など、大変な状況にあります。岩泉町未来づくりプランによりますと、2030年には7,655人、2040年には6,557人の人口と予想しておりますが、増田氏によりますと、2040年に4,662人になると述べております。

本町においては、東日本大震災と2度の台風の大災害により、ますます人口減少が加速し、少子化と高齢化も進むと思います。現在の私の集落を見ますと、10年後、20年後の姿を想像することはできません。いわゆる限界集落です。今こそ大胆な対策が必要だと思います。

UJIターン及び地域おこし協力隊の皆様は町有林の活用や、山林、耕作地、空き家の無償提供等考えてみてもよいのではないかと思います。町長の所見を伺います。

その他の対策についても、併せて伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 13番、菊地弘巳議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに人口であります。令和2年度の国勢調査の結果によりますと、前回の調査より39都道府県で人口が減少をしております。また、市町村別では82.5%に当たる1,419市町村で人口が減少し、全国的な大きな課題となっております。

このような中、本町においては、県内市町村の中で人口減少率が5番目、高齢化率は4番目と、極めて厳しい状況にあります。

この状況を踏まえ、本町においても人口減少を最重要課題として捉え、「未来づくりプラン」においても様々な施策に取り組み、現在45項目に及ぶ子育てに関する総合支援対策を進めるとともに、地域おこし協力隊の制度も積極的に活用をし、移住定住対策を進めているところであります。

これまで進めてきた地域おこし協力隊につきましても、期間満了後も引き続き定住をしている方が3人おり、これは大きな成果であると考えております。

また、現在協力隊として活動をしている方が11人、令和4年度の着任予定の方が既に6人となっております。徐々にではありますが、成果が表れているものと、このように考えております。

したがって、地域おこし協力隊の確保につきましても引き続き積極的に取り組み、特に第一次産業における後継者及び新規就農者などに力点を置き、さらにマッチングできるよう工夫を

凝らしてまいりたいと考えているところであります。

さらには、コロナ禍による新たな生活様式により、地方に居住しながら在宅勤務が可能となるなど、2地域居住やワーケーションの促進、県内外の大学と町との連携強化も進め、定住化につながる可能性が高い関係人口の創出に向けた事業も積極的に展開をしてまいりたいと考えております。

議員ご提案の町有林などの山林や耕作地、空き家など、本町の様々な資源をI J Uターン者や地域おこし協力隊の皆様に提供することによる移住定住の促進については、転入者から岩泉を選択していただける魅力のある条件であると思われ、特に本町の特徴でもあります広大な山林や耕作放棄地が進む農業、空き家対策など、他の町政課題解決にも通ずるご提案でもありますことから、現在活動されている地域おこし協力隊などの意見もお聞きしながら、課題等を掘り起こし、今後の施策展開に反映できるよう積極的に調査研究に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 13番、再質問はありませんか。

13番、菊地弘巳さん。

○13番（菊地弘巳君） この人口減少問題は日本だけの問題ではなくて、今、世界的にもいろいろな問題になっているところもあると聞いています。特に中国においては、一人っ子政策やっておりましたが、2015年からはそれも廃止して、バランスの取れた人口形態にするというようなことで頑張っているようですが、なかなかそれも思うようにいっていない。

それから、韓国においても出生率が0.81%まで下がったというようなことがあって、出生者に対しては多額なお祝い金を出して、もっと人口を増加させるために頑張るというようなことも新聞に載っていました。

そこで、私思うのは、当町においてこの人口の推移、これはたしか出生率が1.51人でしたか、にして人口増を図るのだというような話がありましたが、話聞いてみますと、ゼロ歳児、要するに1年間で生まれたのが今34人というような話も聞きました。これがこのコロナ禍で大丈夫なのかな、もっと減少するのではないかというような考えも浮かんでいましたが、こころ辺についての今後の予想についてお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員ご指摘のありましたこの人口減少という部分でございます。

私どもでも様々な観点からこの辺取組を進めておるわけですが、ちょっとデータでいきますと、昭和33年、ここが出生数が872人ということで最大だったようです、統計上。それが今は、令和2年で39人ということで、872人から年々、年々減って、出生数がそういう状況になっていると。その反面、自然減ということで死亡される方、これが昭和33年の時点で262人、それが令和2年でも193人、お亡くなりになる方は年々、大体同じぐらいの推移をしている。その中で出生数がかなり減っている。こういった自然減というのがやはり大きいというふうに感じております。

あともう一つは社会減というところで、転入転出の差ですけれども、こういったところがやはりどんどん大きくなってきているということがございます。それは、議員ご指摘のありましたこれまでの災害であれ、新型コロナであれ、様々な要因があるかと思えますけれども、全体的に減っているというのはこれは事実でございます、その中でも岩泉町の環境、その中でここに定住いただけるというふうなところの魅力づくりとか、そういったところはこれまでもずっと努力はしてきているわけですけれども、この中で何とか人口を……増というわけにはなかなか難しいと思えますが、これを抑えていく。これには、少子化対策であったり、様々な高齢者の方にもそれを応援してもらったり、そういったところで人口減を抑えていくというところは努力していかなければならないのだろうなというふうに感じておりました。

○議長（野館泰喜君） 13番、菊地弘巳さん。

○13番（菊地弘巳君） この人口減少によって様々な影響が出ているのは皆さんご承知のことだと思いますが、まず学校の閉校があります。次に、集落の維持、これも大変厳しくなってきています。そして、高齢者の生活、特にも冬期間、また文書の配布等、要するに回覧板等回すのも大変なことになってきているというようなことがあります。また、固定資産、これら固定資産、もうこっちに帰ってくるのがないから処分したい、山もひっくるめて、家も処分したいというような方も増えてきています。こういうようなものを私は町で何とか確保して、そして地域おこし協力隊なりまたはUターン者、そういう方々に提供していただきたいというふうに思います。

ここはちょっと一例を申し上げますけれども、北海道におきましては限界集落というようなことで、これちょっと古いのだけれども、2021年ですか、3,638の集落が1,190になるのではないかなというようなこともあります。

それから、特に道北のほうが多いようではありますが、土地、建物が無料または安価で売り出し

て、そこに住んでもらいたいというようなことがあったようですが、これに目をつけたのが外国資本です。外国の企業が買い取ったというようなことがありまして、面積にして今のところ2,336ヘクタール、これは10年前の4.2倍だそうです。特にも中国の資本によりましては、北海道は32番目の州になるのではないかというような話まで出ています。そして、私も北海道によくおりましたのであれですが、あそこの外国資本に入っているのがニセコのスキー場、それから千歳の飛行場周辺、ここら辺の土地をみんな押さえているというのが現状だというようなことで、これは道議会でも大変問題になったことでありました。

そこでちょっと心配するのが我が町の森と水のシンフォニーですか、そういうようなことで水の水源地を押さえられてしまったら大変なことになるというようなことは危惧されますので、まだそういうことはないとは思いますが、そこら辺についてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今、議員ご指摘のありました件については、ニュース等で様々見たりしますが、確かに北海道は特にも外国資本、特に中国、全体ですと中国がもう外国資本の中の4割ぐらゐを占めるというニュースは何ってあります。これは、制限をかけるということになりますと、やっぱり国のほうで、今であれば自衛隊の基地とか原発周辺、こういったところはそういったところでいろいろ議論されていますけれども、やはり一般的な土地については規制は日本はないということです。そういった中で、逆に中国のほうで外国資本での売買は規制をかけているというふうは何ってありますけれども、そういった中で日本で、それではどうするか、岩泉でどうするかということになれば、国の制限というのはやっぱり一つ必要だと思います。今のところでそれを、それでは制限をかけられるかということになれば、これはなかなか難しいと。ただ、水源涵養というか、水とかそういったものは我が町では重要な部分でございますので、そういう土地の売買というところでは、そういったことは情報をつかみながらということにはなるかと思いますが、あとは国の中でいろいろと議論はされることを期待するというか、そういうところかなと思います。

○議長（野館泰喜君） 13番、菊地弘巳さん。

○13番（菊地弘巳君） 実は私ども、当町において、先ほども申しましたけれども、もうここに帰ってくることはない、子供さんも、孫さんももうこっちは来ないのだというようなことで、

売りたいということが結構あります。そして、よく聞きますと、固定資産税払うのも大変だとい
いますか、嫌だというようなこともありますので、これを何とかI J Uターンですか、そういう
方々が来たときに利用できないものかというようなことを考えますので、そこら辺をぜひ今から
考えておいてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野舘泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今、町のほうでは1つは町の遊休資産というのもございまして、
山であれ、土地であれ、空き家とか様々ありますが、こういったものは何とか活用していきたい
と。さらに、このI J Uターンということになれば、そういったニーズとかもいろいろ研究しな
がら、もしそういった山を欲しいという方であれば、1つには民民のそういった紹介をして売買
というものこれもあると思いますし、あとは使える土地で有効に何かに使えないかというもの、
これもあると思いますので、そういったものがあれば情報をいただきながら研究はしてまいりた
いと。家については、今、町のほうでも空き家対策ということで全町的に調べたりはしておりま
すので、もしそういったいろいろな不動産の部分であれば情報提供をいただければと思います。

○議長（野舘泰喜君） 13番、菊地弘巳さん。

○13番（菊地弘巳君） それでは、この人口減少に伴って大変だというのが集落の維持だと思っ
ています。あと10年後、本当に、周り見ますと、果たして何人いるのかな、ましてや20年後となれ
ばどうなるのかなというのがすごく心配です。

そうならないためにもいろんな手は打っているとは思うのですけれども、非常に、今年もそう
ですけれども、あまり雪が降らなかったからいいようなものの、独り暮らしの老人の方々が、も
う除雪なんかもやれないし、外にも出られないしというようなことも結構あります。本当に10年、
20年を見越した対策を立ててほしいと思うのですが、特にも今年、どんぐり苑に行って世話にな
っている人は大したありがたいというような話は聞いています。ですから、これからはどんぐり
苑ももっともっと広げて、要するに年寄りが安心して安全に暮らせるような場をつくっておく必
要があるというように考えますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（野舘泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

確かに町内の高齢者で冬期間環境の悪い方がどんぐり苑のほうで生活されていて、そういった
需要もかなりあるというのは、議員ご指摘のとおりです。一方で、ああいった施設を運営するた

めには建物が必要ですし、人的体制も必要となります。今日、明日すぐにできるようなものではございませんけれども、状況等を見ながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 13番、菊地弘巳さん、どうぞ。

○13番（菊地弘巳君） 今お話ししましたのは困った話ばかりでしたが、逆に岩泉に来て何年か住んでみて、とてもいい場所だったと、住みやすいところだと、人柄もいいというようなことで、ここに来たいという人もいるわけですよ。ちょっと例に出しますと、警察官だった人が転勤になって行ったけれども、またここに戻ってきていろんな行事に参加しているという人もありますし、あとは学校の先生だったのですが、学校の先生が転勤になったのだけれども、ここがいい場所だったので、子供さん、息子さんをこっちに就職させて、そして住ませたいというようなこともあります。

そして、この頃聞いたことでありますが、Uターンをしたい、こっちに帰ってきたいのだけれども、そこでちょっと情報があまりないので心配だというようなことで、そのときの仕事、要するに自分で会社を立ち上げたいのだと、家も造りたい、そして住むところ、こういうようなものをするのにいろんな支援策があると思うのですが、これが一般の人方に、そういう人方になかなか届いていない、支援策が。ですから、こういうものがあつた場合の支援策をもっと皆さんに情報提供すべきだという具合に思いますし、今ある支援策についてちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 岩泉町のほうに戻ってきたい、それから岩泉町に来たい、一回出てもまた戻る、こういった方々がおいでいただくというのは大変ありがたいというか、そう思います。

その中で、1つには、これまでもいろいろと出てきておりますけれども、地域おこし協力隊というのがまず1つはございまして、地域おこし協力隊というのはIターンだけではなくて、Uターンもこれはできますので、1つにはもしUターンでお戻りになるということであれば、こういった地域おこし協力隊というのを考えていただいてもよろしいのかなと思います。

それから、昨日8番議員の質問でもありましたが、今後いろいろ考えていきたいというのが特定地域づくり事業協同組合、こういった受け皿をつくりながらIターン、Uターンについても受

入れをしていきたいと、事業としてやっていきたいと。

それから、今現在ある支援としましては、移住支援金というのがございまして、こちらのほうは世帯の方で100万円、単身で60万円、こういったものが国の制度に準じてございます。起業をされると、事業を起こされるという場合は、最大ですけれども、300万円というのがございまして、これは政策推進課のほうにおいでいただいても結構ですし、あと岩手県のほうでも窓口は設置してあるのですけれども、そういったところでもよろしいと思います。

それからあと、地方創生に関わる起業の支援というのもいろいろあります。詳細については、いろいろな制約というか、例えば県内ではなくて東京から来なければ駄目ですよとか、いろんな要件ございますので、これも商工会でもご紹介はできるかと思っておりました。

あともう一つ、起業するということになりますと、空き店舗を例えば活用するということであれば、これは町の支援として最大30万円ということで、空き店舗をリフォームしながらできるというような、こういった制度もございます。ぜひ……ちょっと我々もその辺の周知という部分では様々これからやっていかなければならないと思いますけれども、経済観光交流課であれ、あと商工会であれ、いろいろお問い合わせいただければお答えできることはあるかと思っておりますので、議員のほうからもいろいろとご紹介いただきながら、ぜひそのようなものを活用していただければと思います。

○議長（野館泰喜君） 政策推進課長に答弁漏れがあります。周知の方法をどうやっているのか、要するに今分かりにくいという質問でございました。それに対しての答弁をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の周知はホームページのほうには載ってはおりますけれども、やはりちょっと分かりづらいというところがあると思います。もっと分かりやすく掲載したいと思っておりますし、これは事あるごとに、例えば町内の方でも、Uターンということになれば、いろいろ町内の方がお子さんであれ、親戚であれ、お話しする機会もあるかと思っておりますので、町内向けにもいろいろと広報してまいりたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 13番、菊地弘巳さん。

○13番（菊地弘巳君） ひとつよろしくをお願いします。やっぱりここから出ていった人でも戻ってきたいという方も結構いるのではないかなと思っておりますので、そこら辺の情報発信、よろしくをお願いします。

あと、私、このチラシを見たのですが、こういうチラシですが、「私たちと林業で地域の未来を

創ってくれる人を募集します」と、これは東京での募集活動に使われたチラシなそうですが、この中に「木を植えない林業をやりましょう」と、「広葉樹林業が生み出す地域の未来」という名前が出ています。これは農林水産課で作ったのだらうと思いますが、とてもいいものでありますから、これを見たときに私もすごく感動しましたが、地域の方々でもこういうものを見た人はあまりいないと思うので、できればこういういいものは回していただければと思います。

以上、私はこれで終わります。

○議長（野館泰喜君） これで13番、菊地弘巳さんの質問を終わります。

これで一般質問の一切を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時11分）

令和4年第1回岩泉町議会定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 2 月 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 4 年 3 月 1 0 日 午 後 2 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 4 年 3 月 1 0 日 午 後 3 時 0 6 分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	6 番	三田地 久 志	7 番	林 崎 竟次郎
	8 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 総 括 室 長	日 吉 理
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和4年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第5号)

令和4年3月10日(木曜日)午後2時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第12号 令和4年度岩泉町一般会計予算 (新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第2 議案第13号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第3 議案第14号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第4 議案第15号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第5 議案第16号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第6 議案第17号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第7 議案第18号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第8 議案第19号 令和4年度岩泉町水道事業会計予算 (新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第9 同意第1号 岩泉町副町長の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第10 発議案第1号 岩泉町地消地産の推進に関する条例について
(三田地久志議員外5名提出)
- 日程第11 発議案第2号 ロシアのウクライナ侵略を非難する決議について
(林崎寛次郎議員外5名提出)
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長申し出)
(産業常任委員長申し出)

日程第13 令和4年度議員派遣について

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時30分）

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第12号～議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第12号 令和4年度岩泉町一般会計予算から日程第8、議案第19号 令和4年度岩泉町水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新年度予算審査特別委員長、三田地久志さん。どうぞ。

〔新年度予算審査特別委員長 三田地久志君登壇〕

○新年度予算審査特別委員長（三田地久志君） 令和4年3月10日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。

新年度予算審査特別委員長、三田地久志。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果を朗読します。

議案第12号 令和4年度岩泉町一般会計予算、原案可決。

議案第13号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第14号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第15号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第16号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計予算、原案可決。

議案第17号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第18号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計予算、原案可決。

議案第19号 令和4年度岩泉町水道事業会計予算、原案可決。

以上でございます。

- 議長（野館泰喜君） ただいまの新年度予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第9、同意第1号 岩泉町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

除斥の対象ではございませんが、三浦総務課長は席を外していただきます。

〔総務課長 三浦英二君退席〕

○議長（野館泰喜君） 本件について提出者の説明を求めます。

中居町長、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 佐々木副町長におかれましては、令和2年4月1日から岩泉町の副町長に就任をしていただき、町勢の推進にご尽力を賜ってまいりましたが、令和4年3月31日をもって退任をし、岩手県にお戻りになることから、新たに副町長の人事案件についてご提案をさせていただきますと、このように思います。

同意第1号 岩泉町副町長の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町副町長に選任をしたいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、三浦英二。

令和4年3月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由でございますが、岩泉町副町長が、令和4年4月1日から欠員となることに伴い、新たに副町長を選任しようとするものであります。

なお、参考資料として略歴書を添付しておりますが、三浦英二氏は令和2年4月から総務課長の職にあり、町行政全般にわたり精通をしておりますことから、山積する町政課題の解決に向け、ご尽力を賜りたいと、このように考えているところであります。

どうか議員の皆様におかれましては、満場でのご同意についてよろしくお願いを申し上げたいと、このように思うところであります。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から4年間となります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） これから同意第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

それでは、三浦総務課長は席にお戻りください。

〔総務課長 三浦英二君復席〕

○議長（野館泰喜君） ただいま4月1日からの副町長に選任されました三浦英二さんからご挨拶をいただきたいと思います。

○総務課長（三浦英二君） 三浦でございます。私は、かねてからこれまでの私の人生そのものがありますふるさとの岩泉町役場に、この春からは第2のステージで、縁の下の力持ちとして恩返しをしていこうと心に決めておりました。ただいまは、この身に余りある大役を賜りました。重責に身も心も震える思いでございます。

もとより微力ではございますが、持続可能なふるさと岩泉づくり創造のため誠心誠意取り組む所存でございます。どうか議会におかれましては、まして厳しい叱咤激励と厚く温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第10、発議案第1号 岩泉町地消地産の推進に関する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

6番、三田地久志さん。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 発議案第1号、令和4年3月10日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。提出者、岩泉町議会議員、三田地久志。賛成者、岩泉町議会議員、畠山和英、同じく菊地弘巳、同じく三田地和彦、同じく林崎寛次郎、同じく佐藤安美。

岩泉町地消地産の推進に関する条例について。

岩泉町地消地産の推進に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第112条及び岩泉町

議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由。地消地産の推進に関する理念を定め、関係者の役割を明らかにすることにより、農林水産業の発展を促し、豊かな町民生活の実現に資するため、この条例を制定しようとするものであります。

主な条文のみ説明をさせていただきます。目的、第1条。この条例は、地消地産の推進に関する基本理念を定め、町、生産者、生活者及び事業者の役割を明らかにするとともに、安全で安心な農林水産物等の安定供給及び食育連携を図ることにより、町の特色ある農林水産業の持続的な発展を促し、健康で豊かな町民生活の実現に資することを目的とする。

定義、第2条。この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1)、地消地産。地域で消費する農林水産物等を当該地域で生産することをいう。(2)、食育。食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることをいう。(3)、農林水産物等。町内で生産された農産物、林産物及び水産物並びにこれらを加工した食品をいう。

基本理念です。第3条。地消地産の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行うものとする。

(1)、町、生産者、生活者及び事業者が連携し、町の農林水産業及び農林水産物等に関する情報を共有化することにより、互いの立場を理解して、信頼関係を構築し、協力するよう努めるものとする。(2)、農林水産物等の生産から販売までの過程において、安全で安心な農林水産物等を生活者に安定供給できるよう努めるとともに、町の農林水産業の振興が図られるよう努めるものとする。(3)、町の農林水産業に関する良好な景観、自然環境等の地域資源を活用することにより、農林水産業の活性化及び都市との共存が図られるよう努めるものとする。(4)、生活者一人一人に食の重要性が理解されるとともに、健康で文化的な食生活の維持向上が図られるよう努めるものとする。

町の役割、第4条。町は、前条の基本理念に基づき、生産者、生活者及び事業者と連携し、地消地産の推進に関する施策を実施するものとする。

3ページの下です。食育との連携、第12条。町は、地消地産の推進に当たっては、生活者が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、地域等における食育の推進に関する施策との連携を図り、効果的に実施するものとする。

地消地産推進計画の策定です。第13条。町は、地消地産の推進に関する施策を計画的に推進す

るため、総合的かつ効果的な地消地産推進計画を策定するものとする。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

発議案第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第11、発議案第2号 ロシアのウクライナ侵略を非難する決議についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

7番、林崎竟次郎さん。どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 発議案第2号、令和4年3月10日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。提出者、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。賛成者、岩泉町議会議員、三田地久志、同じく八重樫龍介、同じく畠山昌典、同じく畠山和英、同じく合砂丈司。

ロシアのウクライナ侵略を非難する決議について。

標記について、岩泉町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

別紙を御覧ください。ロシアのウクライナ侵略を非難する決議。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

3月4日にはウクライナ南部にある欧州最大級の原子力施設へ攻撃を行うなど、武力による現状変更は、国際社会の平和と秩序、安全を著しく脅かし、明らかに国連憲章に違反するものであり、その非人道的な行為は断じて容認できない。

よって岩泉町議会は、町の「非核平和の町宣言」（平成10年）に基づき、ロシアの軍事的暴挙を非難し、軍を即時無条件で撤退するよう、国際法に基づく誠意を持った対応をロシアに強く求めるとともに、世界の恒久平和の実現を強く願うものである。

以上、決議する。

令和4年3月10日、岩泉町議会。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 提案者の説明は終わりました。

これから発議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

発議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（野館泰喜君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長及び産業常任委員長から、常任委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎令和4年度議員派遣について

○議長（野館泰喜君） 日程第13、令和4年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎副町長の発言

○議長（野館泰喜君） ここで副町長より発言の申出がありますので、これを許します。

佐々木副町長。

〔副町長 佐々木宏幸君登壇〕

○副町長（佐々木宏幸君） 例年お願いしております岩泉町税条例の一部改正の専決処分につきまして、ご了承いただきたくご説明申し上げます。

今回の改正についてでございますが、年度末に予定されております地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴い、岩泉町税条例の一部を改正するもので、令和4年4月1日施行となるものでございます。

主な改正内容ですが、まず土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を低減する改正を行うものでございます。

次に、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除する改正を行うものでございます。

最後に、国民健康保険税でございますが、限度額を全体で102万円に引き上げるほか、未就学児の均等割額について2分の1に軽減する改正を行うものでございます。

以上の改正が必要となりますことから、あらかじめ岩泉町税条例の一部改正の専決処分につきましてご了承をお願いするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎町長の発言

○議長（野館泰喜君） 最後に、中居町長から発言の申出がありますので、これを許します。

中居町長。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 令和4年第1回岩泉町定例会におきまして、一般会計、そしてまた特別会計を含め、総額で127億円余の予算につきまして、町議会から満場一致で議決を賜りました。改めて感謝を申し上げたいと、このように思います。

そしてまた、ただいまは新たな副町長の人事案件についても、これまた満場一致でご同意を賜りました。このことにつきましても厚く御礼を申し上げたいと、このように思います。4月からは、私の相棒を、同意をいただきましたので、力を合わせながら町勢の推進に向けて、またさらに取り組んでまいりたいと、このように思っているところであります。

そしてまた、今回の予算の審議に当たりましては、野館議長をはじめ、合砂条例補正予算特別委員長、そしてまた新年度予算の三田地委員長の議事進行によって円滑にご審議を賜ったわけがあります。これまた感謝と御礼を申し上げたいと、このように思うところであります。今回のいろいろ予算審議の内容を見ますと、非常に委員の皆様から真摯なご質疑、ご提言を賜りました。しっかりとこれを胸に秘めながら、しっかりと岩泉町の今後1年間、誠心誠意努めてまいりたいと、このように思っているところであります。

そしてまた、今回は11人の議員の皆様から積極的な町政に対する思い、提言を聞かせていただいたわけであります。私の経験の中では、11人の議員の皆さんの質問というのは、あまり経験がなかったわけでありますが、これも議会の皆さんが自ら議会改革に取り組んで、そしてまた町政に対する熱い思いを我々執行部に届けていただいたと、このように思っているところであります。まさに町民の声でありますから、しっかりとこれまた胸に刻みながら、一つでも二つでもやれるものはやる、やれないものはやらない、検討するのは検討する、調査をするのはする、そういう中で共に一緒になってワンチームになって、これからの岩泉町を考えてまいりたいと、このよう

にも思っているところであります。

考えてみますと、昨年の町議会選挙がありました。そして、町長選挙もあったわけでありまして、そういう意味においては、新年度の予算をこのように真摯に議論できたのは今回初めてだったわけでありましたが、しっかりと皆さんのいろんな思いが私の胸の中にもきっちり伝わってきたわけでありまして、何とか今岩泉町が抱えている人口減少、そして少子化、高齢化の問題、こういう問題に果敢に挑戦をする。そしてまた、この議会の中でも出てきているのは、検討、検討、検討、いつまで検討するのだというような、そういうご発言もあったわけでありまして。やはりスピード感を持って町政を進めていく必要があるだろうなど。こういう部分については、私をはじめ、町の幹部もそういう点については非常に感ずるものがあったのかなど、このように思っております。しっかりとスピード感を持って、やれるものはやるということでこれからも取り組んでまいりたいなど、そんな思いであります。

いずれにいたしましても、今の現状を見た場合に、まさに持続可能なまちづくり、この大きいテーマに従ってこれからも町政に取り組んでまいりたい、そんな思いであります。

そしてまた、今回は、この前議会議場で表彰を受けましたが、岩泉町議会広報が日本一になったと、こういうことは最近なかったわけでありまして、大変すばらしい成果であるなど。これもやはり議会は議会なりに自ら改善、改革をする中で、本当に町のことを思って、様々な活動の中での大きい成果であったなど、このように思っております。我々も学びながら、やっぱりそういう気持ちでこれからも改善、改革をする、そして町民に対しては我々職員も、よりこうべは低く、そしてアンテナはより高くしながら、町民に寄り添うような、そういう行政が必要だろうなど、このように思っているところであります。

そしてまた、我々200人の職員がいるわけでありまして、1人の100歩、これも大事であります。100人の1歩、200人の1歩によって、やはり職員力を高める、そういう中で町民とともに頑張っていきたい。道は険しいわけでありまして、しっかりとこれからも議会と町がワンチームになって、この難局に取り組んでまいりたいなど、このように思っているところであります。

最後になりますが、本来であれば、新型コロナウイルス感染症がなければ、別の場所でまた皆さんと腹を割っていろいろ意見交換もしたかったわけでありまして、残念ながら今回もそれができないような状況でございますが、しっかりとこれからも大所高所からの議会の皆さんからのご支援、ご指導を賜りながら、共に岩泉町の発展のために頑張っていきたい、そんな思いでございます。

いますので、今回このような予算を議決賜りましたので、これを的確に執行しながら、一歩でも二歩でも町民の生活が豊かになるように取り組んでまいりたい、そんな思いでございますので、なお一層のご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 3時06分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

副 議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

三 田 地 久 志

署 名 議 員

林 崎 竟 次 郎

署 名 議 員

坂 本 昇
